

平成26年 第1回定例会

美深町議会議録

平成26年3月 4日 開会

平成26年3月17日 閉会

美深町議会

平成26年第1回定例会
美深町議会会議録
第1号 (平成26年3月4日)

◎議事日程 (第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 諸般の報告
第 3 会期の決定
第 4 議案第16号乃至議案第22号の提案説明（町政執行方針及び教育行政執行方針説明）
第 5 予算特別委員会の設置
第 6 議案第6号の提案説明
第 7 議案第7号の提案説明
第 8 議案第8号の提案説明
第 9 議案第9号の提案説明
第10 議案第10号の提案説明
第11 議案第11号の提案説明
第12 議案第2号乃至議案第5号の提案説明
第13 議案第12号（美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について）
第14 議案第13号（上川町村等公平委員会共同設置規約の変更について）
第15 議案第14号（名寄地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について）
第16 議案第15号（北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について）
第17 報告第1号 委員会報告（総務住民常任委員会所管事務調査報告、産業教育常任委員会所管事務調査報告）
第18 報告第2号（平成25年度議会広報特別委員会報告）
第19日 休会日の決定

◎出席議員 (11名)

1番 小 口 英 治 君	2番 藤 守 千代子 君
3番 藤 原 芳 幸 君	4番 南 和 博 君
5番 中 野 勇 治 君	6番 山 本 進 君
7番 諸 岡 勇 君	8番 林 寿 一 君
9番 岩 崎 泰 好 君	10番 齊 藤 和 信 君
11番 倉 兼 政 彦 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	長山 口 信夫 君	副町長	今泉 和司 君
総務課長	渡辺 英行 君	住民生活課長	瓜田 晃 君
産業施設課長	木戸 一博 君	会計管理者	長岐 和彦 君
総務グループ主幹	川端 秀司 君	企画グループ主幹	玉置 一広 君
生活環境グループ主幹	望月 清貴 君	保健福祉グループ主幹	山崎 義典 君
税務グループ主幹	羽野 保則 君	農業グループ主幹	草野 孝治 君
施設グループ主幹	杉本 力 君	管理グループ主幹	南坂 陽子 君

◎教育委員会

教育委員長	宮原 宏明 君	教育長	石田 政充 君
教育次長	吉田 克彦 君	教育グループ主幹	後藤 裕幸 君
教育グループ主幹	荒木 久恵 君	幼児センター長	清水目 桂子 君

◎農業委員会

農業委員会会长	外崎 敬雄 君	事務局長	木戸 一博 君
---------	---------	------	---------

◎監査委員事務局

代表監査委員	岡崎 三郎 君	事務局長	長谷川 浩 君
--------	---------	------	---------

◎議会事務局

事務局長	長谷川 浩 君	事務局副本主幹	角田 敏彦 君
------	---------	---------	---------

開会 午前 10 時 00 分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は 11 名です。

定足数に達しておりますので只今から平成 26 年第 1 回美深町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により、議長において 9 番岩崎君、10 番齊藤君の両君を指名いたします。

◎ 日程第 2 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 2 諸般の報告を事務局長から行わせます。

局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告を致します。

閉会中の議長の動向および閉会中の各委員会の活動につきましては別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。

1、要支援者への介護予防給付の従来どおりの継続、特別養護老人ホームへの入居を要介護 3 以上に限定せず従来通りとすること、利用者負担増の中止を求める意見書採択を求める陳情書。1、商工会に対する平成 26 年度市町村補助金についての要望。1、これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書。1、消費税増税の中止を求める意見書の提出を求める要望の 4 件であり資料として配布しております。

次に、閉会中議長に提出されました書類について申し上げます。

代表監査委員から平成 25 年度後期定期監査報告書、財政援助団体等監査報告書、2 月実施の例月出納検査報告書の 3 件です。これらはいずれもお手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。

次に、今定例会の提出議案ならびに出席説明員について申し上げます。

提出議案は町側提出のもの、平成 25 年度補正予算 4 件、条例改正 5 件、条例の整備 1

件、預託金及び融資限度額等1件、規約の変更3件、平成26年度予算7件の合計21件です。

議会側提出のものは委員会報告の2件です。

今定例会の説明員として出席通知のありました者の職・指名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第3 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今定例会の会期は本日から17日までの14日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は本日から17日までの14日間と決定をいたしました。

◎ 日程第4 議案第16号乃至議案第22号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第16号 平成26年度美深町一般会計予算乃至議案第22号 平成26年度美深町水道事業会計予算までの平成26年度各会計予算を一括議題といたします。この際、平成26年度町政執行方針及び教育行政執行方針について町長並びに教育長から発言を求められておりますのでこれを許します。

町長。

○町長（山口信夫君） 平成26年第1回定例会にあたりまして町政執行方針を申し上げたいと思います。

国内経済は一昨年発足した第二次安倍内閣が掲げた経済政策、いわゆるアベノミクスの効果により長年続いたデフレ経済から脱却し緩やかではありますが景気回復の兆しが見え始めているといわれています。しかしながら、その一方で消費税の引き上げによる景気への影響のほかTPP交渉に伴う農政改革、安全保障や近隣諸国間との外交問題、いまだ道半ばの東日本大震災の復興、人口減少、少子高齢化社会を背景とした医療・介護・年金といった社会保障制度の改革など、国内外の課題を数多く抱えているわけであります。残念ながらこの地域における景気回復の実感は極めて乏しいと言わざるを得ませんが、政府が最優先課題に掲げている経済の再生に積極的に取り組み、何よりも日々の生活の中で景気の回復が実感できる真の景気回復、そしてだれもが安心して暮らせる活力ある社会が築か

れることを切に望むものであります。本町の行政執行にあたりましては、昨年から始まった美深中学校改修のほか老朽化した公共施設の新築・改修に取り組んでまいりました。また、教育・福祉など安定的に安心できる暮らしの確立に努めてまいりましたが一部経済情勢からの転換や天候不順などもあって町民や議会の皆様にご理解をいただきながら平成25年度各会計において4事業を繰り越ししたところであります。平成26年度は第5次総合計画4年目の年でありますが、10年計画の前半の仕上げに加え後半に向けて着実に進めていくための対策にも心掛けなければならない年に入ったと感じているところであります。このような状況にあって、平成26年度の当初予算は一般会計で58億9,800万円となり前年対比17億2,400万円41.3%の増となっております。これに前年度繰り越し事業を含めた実質的な予算総額では61億3,787万2千円前年度対比で31.8%の増となりました。近年にない大型の予算となったところであります。また、特別会計を含めた7会計の総額では75億8,472万1千円で前年対比16億5,681万3千円27.9%の増となっておりまして、これに前年度繰越事業を含めると78億2,459万3千円前年度対比で22%の増となっております。各会計の予算額ですが国民健康保険会計では前年比87.1%の6億9,380万円1億320万円の減、後期高齢者特別会計では前年比105.6%の7,570万円400万円の増、介護保険特別会計では前年比103%の4億9,060円1,450万円の増、簡易水道事業特別会計では前年比114.5%の5,450万円690万円の増、下水道事業特別会計では前年比96.6%の2億4,030万円840万円の減、水道事業会計では前年比116.9%の1億3,182万1千円1,901万3千円の増となっております。

それでは、第5次総合計画に掲げる5つのまちづくりの目標に沿って予算編成の考え方を説明申し上げます。

まず、自然環境と調和する安全・安心な町づくりであります。

ひとつとして、環境保全・環境衛生の推進について申し上げます。恵まれた自然環境と調和する美しい町づくりを推進するとともに省エネルギー活動や美深温泉の木質バイオマスボイラー、美深中学校改修に伴う太陽光発電設備など新エネルギー施設を整備するとともに北海道から職員の派遣を受け環境保全の推進に向けて取り組んでまいります。

公衆衛生では、長年にわたり経営を続けてこられた町内唯一の公衆浴場が1月に廃業されました。町民の公衆浴場の利用機会を確保するためほっとプラザ☆スマイルにその機能を持たせて4月から運営を開始することとしております。

有害鳥獣対策では、エゾシカ、ヒグマの捕獲頭数において一定の成果を収めておりますが引き続き農業をはじめとする被害防止対策を推進してまいります。

ゴミ処理関係事業では、平成30年に共用開始を見込む定住自立圏域によるゴミ埋め立て処分場の整備を進めるとともに、それまでの間、現在の処分場で処理いたしますのでかさ上げによる埋め立ての作業を実施いたします。また、本年度から小型家電品のリサイクルに取り組んでごみの減量化と町民の環境意識の高揚を図ってまいります。

簡易水道事業特別会計について申し上げます。この会計は昨年実施した漏水調査に基づいて漏水箇所の配水管更新工事や量水器の取り換え工事を実施することによりまして前年度対比14.5%増の予算となっております。水道使用料、給水人口が若干減少していますが施設の保守管理に留意して正常で安全な水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業特別会計について申し上げます。この会計は公共下水道管渠新設工事等の終了によりまして前年度対比3.4%減の予算となっております。2ヵ年計画で進めている公共下水道事業長寿命化計画を策定して施設整備の計画修繕を実施するとともに区域を拡張した地域における水洗化への切り替えを推進して水洗化率の向上に努めてまいります。

水道事業会計について申し上げます。水道事業会計は浄水場の耐震化に向けた工事の実施計画に着手するほか540台の量水器取り換え工事の実施によりまして前年度対比16.9%の増の予算となっております。個別の漏水調査を実施して有効率の向上を図るほか、濾過砂の補充を行って安定した水の供給に努めるとともに事業運営の効率化を図ってまいります。

道路交通網等の整備について申し上げます。道路交通網は住民生活や産業経済活動を支え地域間交流を促進する重要な基盤であります。町道については路面補修や安全施設として標識や区画線の整備を進めるとともに東1号道路北線（7線から8線）の改良工事、9線道路（小学校地先から約180メートルであります）の改良工事などを実施してまいります。公共交通網については、恩根内路線バスの継続のほか仁宇布デマンドバスと市街地フレンドバスは運行エリアを拡大すると併せて農村部の交通空白地域の輸送実証試験を行ないましてより多くの皆さんに公共交通を利用できるよう努めてまいります。

住宅の整備について申し上げます。住宅は健康で文化的な生活を営む基盤であります。民間活力を取り入れて住宅を確保するとともに、公営住宅などの長寿命化計画を進めて住民が安心して快適に暮らすことができるよう努めてまいります。また、今後予想される課題と将来に向けた美深町住環境整備計画を策定して地域居住環境の整備や推進を図ってまいります。

計画的な土地利用について申し上げます。土地は生活や産業活動の基盤であります。関係機関と連携して農用地の防災機能向上や道路排水設備による排水機能の向上などに努めてまいります。土地計画の基本的な方針を定める都市計画マスタープランについて平成2

6年度から2ヵ年で見直し作業を行いまして平成28年度から新しい都市計画マスタープランをスタートさせます。公園については日常生活に安らぎと潤いを与える場として常に安心して利用できるよう計画的な維持管理に努め、引き続き指定管理者制度による管理を行ってまいります。

消防・防災体制の充実であります。自然災害や火災などさまざまな災害から生命や財産を守るため消防・救急・救助活動体制の強化、避難訓練を通じた防災意識の高揚、緊急防災情報の確実な伝達、地域防災計画の見直しを図りながら東日本大震災を教訓として強い危機意識を持って総合的な防災体制の整備・強化に努め災害に強い町づくりに取り組んでまいります。救急救命については、救急救命士の病院研修による高度救急医療技術の習得・向上、さらに病院医師との連携体制の強化を図ってまいります。自主防災組織を主体とした防災訓練など地域ぐるみで災害に備え要援護者に対する支援体制が図られるよう活動を支援してまいります。本年度は消防庁舎の改修、消防救急無線、通信指令装置などの設備を更新して、さらなる消防体制の充実強化を図るとともに万が一の災害に備えて食料品などの備蓄を進めてまいります。

交通安全、防犯対策の推進について申し上げます。平成26年中は死亡事故の発生を見ることなく経過をしパーソナル市町村として北海道知事からの感謝状を受けたところです。これは警察署をはじめ関係機関や関係団体による地道な取り組みの成果であります。これを続けるためにも引き続き交通安全対策に努めてまいります。防犯対策では侵入等の増加がみられます。引き続き警察署と連携した住民への情報提供、自治会など関係機関と連携した防犯対策を行って安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

情報化の推進について申し上げます。近年パソコンや携帯情報端末が急速に普及して情報通信技術はさらに進化を続けています。これらの基盤となる地域情報通信網を適切に管理してインターネットのほか各戸に設置した防災情報端末機を通して緊急防災情報のほか暮らしに役立つ情報を提供して生活の利便性の向上と地域経済の活性化に努めてまいります。

消費生活対策の推進について申し上げます。消費生活対策については平成25年度から開始した広域の消費生活相談事業を推進するとともに消費者保護のための情報提供や啓発活動を引き続き取り組んでまいります。

次に、資源を生かす活力に満ちた町づくりであります。まず、農業の振興について申し上げます。農業政策の一大転機やTPP問題など農政を取り巻く環境や情勢は不透明で農畜産物価格の低迷、飼料価格の高止まりなど厳しい農業情勢が続いています。このようななか、冷涼な気候風土を生かした美深農業が将来にわたって持続的に発展していくよう

担い手の育成確保の推進をはじめとした諸施策を推進してまいります。

環境と調和した安全・安心の農業の推進について申し上げます。消費者の食への安全・安心志向が一層強まり安全・安心な農畜産物の生産が求められています。堆肥化による有機物を活用した地域循環型のクリーン農業の推進、土壌分析に基づく施肥投入、土壌改良支援など土づくりの推進をはじめ農薬を半減させた特別栽培米の作付け支援、廃プラスチック対策の支援などを継続して環境への負荷軽減を図り持続可能な農業生産を支える取り組みを推進してまいります。

生産性の向上と高付加価値化の推進について申し上げます。畑作振興補助につきましては、連作障害を回避して土地利用型作物（寒冷地作物等）を中心とした輪作体系を確立するため緑肥導入による地力向上やてん菜、馬鈴薯に対する支援を継続するとともに、作付け離れの解消と生産維持拡大を支援してまいります。北はるか農協が整備する米麦乾燥調製施設につきましては現在国の強い農業づくり事業に申請しているところでありますがこれが採択を見込み整備費用の支援を行うこととしております。制度見直しとなる新たな農業所得安定対策や日本型直接支払いに対応してまいります。酪農畜産農家の飼料確保対策につきましては海外の穀物価格の上昇や供給の不安定などが見られますので草地整備事業を支援して飼料自給率の向上を図るべく自給飼料確保緊急対策事業を継続してまいります。また、酪農ヘルパー事業では畜産経営に対する支援も引き続き行ってまいります。農産物の生産基盤となる土地基盤整備事業につきましては湿害対策をはじめ老朽化した農業水利施設の整備や支援を行うとともに北海道と連携して道営農業農村整備事業を継続して実施いたします。

担い手の育成確保とゆとりある農業の推進について申し上げます。持続的に発展していく美深農業を実現するには担い手の育成確保が最重要課題だと考えております。新規就農予定者の受け入れや農業経営継承組織の活動に対して引き続き支援を行うほか、農業後継者への支援を拡充するとともに昨年開設した農業研修生等寄宿舎を拠点とした若手担い手の確保を目指してまいります。また、全地域で策定した人・農地プランは地域の話し合いによる見直しを進め青年就労者や中心となる担い手への支援を強化してまいります。

優良農地の確保と農用地の有効利用について申し上げます。離農に伴う優良農地を守り農業生産力を維持するとともに効率的な土地利用を展開するため農用地利用改善団体を中心に基盤強化促進法に基づく担い手への農地集積や人・農地プランに基づく支援制度の活用、農地保有合理化事業から移行する農地中間管理機構の事業受託をはじめ適切な利用集積を図って持続可能な美深農業の基盤を守ります。

林業の振興について申し上げます。林業につきましては森林の持つ多面的な機能が十分

に発揮されるよう美深町森林整備計画に基づく森林づくりを推進してまいります。未来につなぐ森づくり推進事業など各種補助制度を活用するとともに作業路補修事業などの町単独事業により森林整備を推進し民有林の育成に努めてまいります。町有林についても適正な管理に努め造林や除間伐、草刈り等などを計画的に実施いたします。また、美深温泉に導入する木質バイオマスボイラーに関連して木質バイオマス資源の活用と安定供給を図るため施設整備や調査研究を支援してまいります。

商工業の振興について申し上げます。道北地域の景気判断は着実に持ち直しているといわれていますが、町内の小規模事業者にはその実感は乏しく経営環境の厳しさは現在も続いている。このような商工業の状況改善に向けて本年度から商工業扱い手支援補助金の制度をスタートさせました。2年目となる快適な住まい環境と商工業振興補助金の活用と併せて商工業経営の安定と定着を図ってまいります。商工会事業への支援は商工業の総合的な改善と発展のため引き続き行うとともに中小企業者の資金調達支援として経営の基盤となる町融資及び道融資に伴う信用保証料及び利子の補給を続けてまいります。また、住民と行政による新しい公共事業である美深ニューパブリック協議会では地域おこし協力隊による高齢者への買い物宅配サービスを継続するとともに高齢者の見守り活動にも取り組んでまいります。

観光の振興について申し上げます。魅力ある観光商品づくりや観光エージェントへの積極的なPR活動によりまして道外からのツアーカー客が訪れるようになるなど目に見える形で成果が表れてきています。今後は教育旅行の招致実現を見据えた受け入れ態勢整備が重要だと考えておりまして、体験交流プログラムの充実や農家民泊の受け入れ態勢の確立に向けた取り組を進めてまいります。

観光協会事業に対しましては広域的な連携事業の展開や観光関係者へのPR活動、イベントの継続実施など運営に必要な支援を充実させて観光の振興を図ってまいります。美深アイランドについては、道の駅びふかとびふか温泉が本町における観光客受け入れ施設として重要な役割を担っております。特産品の開発などを通じて地場産品のPRを強化し交通量減少等に影響されない事業運営の確立に努めてまいります。また、旧恩根内小学校プールなどを活用したチョウザメ養殖産業施設の整備により北海道大学を中心とした研究機関や地元民間事業者と連携して養殖技術の向上や有効成分を活用した食品販売を見据えるとともに養殖の産業化を図り食材の安定化に向けて取り組んでまいります。仁宇布地区の注目度が増す中で松山湿原や仁宇布の冷水、トロッコ王国をはじめ白樺樹液、チーズ、羊、さらには小説の舞台など個性的な地域資源を生かした観光地づくりの推進に支援を行ってまいります。

新たな地場産業の創出について申し上げます。人材育成研修事業補助や活性化促進補助を活用した特產品研究開発など新たな地場産業の創出に向けて取り組む中小企業や起業家を支援してまいります。

就労対策、勤労者福祉の充実について申し上げます。小規模事業者が新たに雇用する従業員にかかる経費を支援して事業経営に必要な人材の育成等の確保を図ってまいります。求職者の就職活動を支援するため、職業訓練や資格取得に対する費用の助成を引き続き行います。また、勤労者福祉資金融資制度を継続して勤労者の生活安定と福祉の向上に努めてまいります。

次に次代をつくる人を育てるまち。まず、教育の振興について申し上げます。美深町の美しく豊かな自然環境の中で生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送ることは大切なことであり、家庭や学校そして地域が連携して教育環境の充実に努めてまいります。幼児センターは地域の子育て支援施設として保育と幼児教育の充実を図り、併せて子育て家庭への支援を引き続き取り組んでまいります。学校教育では、知・徳・体を基本に生きる力を育てる教育活動を推進してまいります。教育施設の整備では、美深中学校の改修・改築事業が最終年を迎えております。将来にわたって生徒の学習環境の向上に取り組んでまいります。学校給食につきましては、本年度学校給食センターを建設し平成27年度の共用開始に向けて準備を進めてまいります。社会教育では、町民の学習活動や社会参加などを進めるため各関係機関や団体などと連携して本町の社会教育の振興と生涯学習の充実に努めてまいります。スポーツは心身の健全な発達や健康及び体力の増進を図るうえで大切な活動であります。青少年のスポーツ振興をはじめ町民だれもが参加できるスポーツ活動の推進に努めてまいります。また、スキー場の夏場の景観整備につきましては、年次計画により進め、本年度はゲレンデの排水施設と並行して花の植栽を進めてまいります。

次に健康で明るく暮らせるまちでございます。まず、健康づくり医療の充実について申し上げます。健康で元気に暮らすことはすべての町民の願いであります。健康教室や健康相談を通して健康づくりの啓もうに努めるとともに生活習慣病を予防するため特定検診、特定保健指導さらには疾病の早期発見、早期治療につなぐ各種ガン検診を継続してまいります。感染症の予防対策として、定期・任意に予防接種が適切に接種できるよう周知を図り医療費の抑制に努めてまいります。地域医療の中核となる美深厚生病院に対し引き続き運営支援を行い地域保健医療の充実に努めてまいります。本年度はコンピューター断層撮影装置（CT）の医療機器を更新し安定的に質の高い医療を提供する計画でありますのでこれに対し支援を行ってまいります。

子育て支援の充実について申し上げます。次代を担う子供たちを安心してはぐくみ育て

られるよう妊婦一般健康診査や不妊治療費の助成など妊娠・出産から思春期までそれぞれのステージにおいて必要な保健サービスの提供に努めてまいります。乳幼児及びひとり親家庭などへの医費助成を継続して経済的負担の軽減を図ってまいります。なお、これまで小学生以下を対象としてきた医療費助成につきましては本年26年度からでありますけれども中学生まで拡大して子育て家庭の支援をより充実させることといたします。子供子育て関連三法の施行に伴い、子供の教育・保育・子育て支援を総合的に進めるため子供子育て支援事業計画を策定し平成27年度開始の新設に向けた準備を進めてまいります。

高齢者支援の充実について申し上げます。高齢化が進む中、地域社会の変化を見据え引き続き各所の支援やサービスを提供いたします。第5期美深町高齢者保健福祉計画は平成26年度をもって3カ年の計画期間が終了致しますが、高齢者が安心して暮らしを営まれるよう次期計画に向けて具体的な準備を進めてまいります。ほっとプラザ☆スマイルは、施設運営開始からこれまで多くのご利用をいただいております。今後とも指定管理者と連携して施設の充実を図りながら地域の活動拠点となるよう取り組んでまいります。

障がい者支援の充実について申し上げます。平成25年度から障害者総合支援法が施行され、本年度は重度訪問介護の拡大などが実施されます。各種の給付やサービスを継続し障がいがある方にとっても暮らしやすく住みよい環境作りに努めてまいります。また、第3期美深町障がい者福祉計画は26年度計画期間が終了しますが次期計画において必要な事業や利用料の確保について協議を進めてまいります。

地域福祉の充実について申し上げます。民生委員協議会や社会福祉協議会などと連携し、高齢化や障がい者が住みなれた地域で安心して生活できるよう支援を続けてまいります。消費税率の引き上げに伴う生活への影響を緩和するため、低所得者を対象とした臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の給付に関する事務を取り進めてまいります。

社会保障の充実について申し上げます。現在、国において医療や介護など社会保障に関する制度改革が求められようとしていますがこれら社会保障制度の実施にあたり住民に最も身近な存在である自治体の円滑な制度運営が求められていますので国などの動向を見守りながら国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の円滑な運営と国民年金制度、生活保険制度の周知、啓発、相談体制の充実に引き続き努めてまいります。

国民健康保険特別会計について申し上げます。この国保会計は、前年度対比12.9%減の予算を計上しております、年度当初の世帯数は3.7%の減少、被保険者数では4.9%の減少を見込んでおります。国民健康保険の医療費については、これまで1人当たりの医療費が年々増加してきましたが平成25年度中においては減少に転じています。この減少傾向が継続できるよう特定検診をはじめとする早期発見予防の取り組のほか医療費通

知や啓発活動を粘り強く実施して国民健康保険の安定的な運営を図ってまいります。

介護保険について申し上げます。平成26年度で3カ年計画の最終年度となる第5期美深町介護保険事業計画を基本として予算を措置しております。主な内容として居宅サービス、施設サービスなど保険給付費及び介護予防事業などの地域支援事業でありまして予算の前年度対比では3%の増となったところであります。今年度につきましては高齢者の現状を見極めながら地域に密着した適切なサービスの提供に努めてまいります。

後期高齢者医療保険特別会計について申し上げます。この会計は後期高齢者医療制度に加入する被保険者保険料とその保険料の徴収・給付にかかる費用であります前年度対比で5.6%の増となっております。今年度は保険料率の改定が行われ均等割額が5万1,472円、所得割額が10.52%に変更となります。

みんなでつくる心かようまちであります。住民主体のまちづくりの推進について申し上げます。安全で安心なそして活力ある暮らしができるまちづくりを進めるには住民の主体的な行動を基本として自分にできること、地域ができること、行政が支援すること、このつながり合う関係を築き協力し合うことが必要であります。自治会が自ら地域の将来図をまとめる地域ビジョンの策定を通じ地域が掲げる課題や地域のあり方をみんなで議論し互いに共有してこの計画の実現に向けた地域の主体的な活動と地域担当員との連携により地域と行政が一体となってまちづくりを推進してまいります。

コミュニティ活動の充実について申し上げます。住民の積極的な参加による地域活動を推進するため自治会活動の運営を支援するとともに地域創造元気づくり交付金制度を継続いたします。地域活動や産業活動のリーダー育成を図るためまちづくり人材育成研修事業に引き続き取り組んでまいります。

男女共同参画の推進について申し上げます。町内の各種の活動において男女が平等な関係を保ち互いに尊重しあう地域社会を築くためこれらの環境作りを進めてまいります。

交流活動の推進について申し上げます。姉妹町と国際友好都市との交流、立地企業やふるさと会を通じた都市部との交流を継続し広範囲な人的ネットワークづくりに取り組んでまいります。本年度はアシュクラフト村との国際友好都市協定から20周年を迎えます。訪問団の来町に伴い交流会や壁画修復などの記念事業を実施してまいります。また、都市部などからの移住促進に向けて短期の生活体験やPR活動を継続するとともに、地域おこし協力隊による地域活性化の活動に取り組んで将来の定住・定着に努めてまいります。

行政経営の充実について申し上げます。多様化・行動化する行政ニーズに的確にこたえるには効率的な行政経営と健全な財政運営が求められています。第4次行政改革推進計画に基づく効率的な行政の推進と行政評価による的確な行政サービスの提供に努めてまいり

ます。国においては将来の大規模災害の発生を想定して戸籍の滅失被害を防止することを目的とした戸籍副読本データ管理システムを構築しており本町においてもその整備を行ってまいります。また、社会保障、税番号制度運用開始に向けて関係する既存システムの改修に着手いたします。健全な財政基盤の確保には自主財源の根幹となる町税等の収納率向上が欠かせません。適正なかつ公正な課税に取り組むとともに上川広域滞納整備機構に滞納額の引き継ぎを行い収納額及び収納率の一層の向上に努めてまいります。厳しい時代の行政を担い多種多様な住民ニーズに対応できる職員を育成するため、各種研修や地域担当委員制度などを通して職員の資質を高め行政サービスの向上を図ってまいります。

以上、平成26年度の主要政策と予算概要について説明を申し上げました。活力ある産業の振興、豊かな自然環境と調和した居住環境、安心して暮らすことができるまちづくりを進めるとともに町民の皆様並びに町議会の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げて平成26年度の町政執行方針とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 教育委員会が所管いたします平成26年度の教育行政執行方針を申し上げ町議会の皆様、町民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

社会は人口の減少に伴い少子高齢化など多くの課題への対応が必要であり、活力づくり地域社会の形成に向けた人材育成は教育に課せられた大きな任務であると考えます。今年は2月にロシアのソチで冬季オリンピックが開催され多くの感動の中で日本人選手の活躍がありました。さらに、3月にはパラリンピックが開催されます。そして、2020年には東京で夏季オリンピックとパラリンピックが開催されます。このことは教育にとっても重要な機会であります。こうした中、学校教育目標、知・徳・体を柱として子供たち一人ひとりが生きる力を育み互いに尊重し、ともに支えあい、多くの体験を通して未来に夢と希望を持って成長していくことが必要であり、学校・家庭・地域等と連携しながら教育環境づくりを進めてまいります。また、文化会館COM100を核とした文化芸術活動の推進と町民がスポーツに親しむ環境を整えるなど社会教育の推進を図り町民の生涯にわたる学習を推進してまいります。

幼児教育の充実について申し上げます。幼児期は日々の生活の中で多くの体験を通して生きる力の基礎を身につけていく時期であります。幼児の特性を考慮して幼児一人ひとりの自立に向けて遊びを中心とした生活の中で総合的な活動を通して心身の健康や規範意識を身につけさせていくことが重要であります。このことから、運動能力の向上や食育の推進をさまざまな人や地域とのかかわりを通して丈夫な体の子供、よく考える子供、豊かな心の子供、仲良く遊ぶ子供を基本目標に、幼児教育の推進に努めてまいります。子育て支援

については、一時保育、延長保育、預かり保育を継続していくとともに、子育て支援室の充実を図り子育て家庭を支援してまいります。小学校との交流や連携を通して小学校での学びへの興味や意欲を高めるなど就学前教育の充実に努めてまいります。

学校教育の充実について申し上げます。義務教育については学力向上に向けた学習環境作りを進めるとともに研修等を通して教職員の資質向上を図ってまいります。また、道徳教育などを通した心の育成を図るとともに体力づくりを進め学校教育目標である、知・徳・体を基本とした生きる力の育成を図ってまいります。語学教育の推進については引き続き語学指導助手を各学校の授業に派遣し、外国の文化や外国になれ親しむよう外国語活動を支援してまいります。特別支援教育については特別支援員の配置を継続し個々の学習や活動状況に応じた適切な就学機会の確保に努めるとともに美深町特別支援連携協議会の活動を通して、教育・福祉・医療等の関係機関と連携し特別支援教育の環境整備に努めてまいります。仁宇布小中学校の山村留学事業については、町民の理解と地域の支援協力を得ながら豊かな自然体験学習など山村の学校を求めて全国から集まる児童生徒を受け入れ心豊かな教育と地域の活性化を図るなど引き続き事業に取り組んでまいります。スクールバスの運行については学校からの遠距離児童生徒の安全な通学や住民の交通手段として引き続き4路線の安全運行に努めてまいります。教育環境については美深中学校の改修・改築事業が最終年を迎ますが、特に、生徒の安全を最優先に事業を進めてまいります。また、教員住宅の維持管理に努めてまいります。学校給食については、平成27年度の共用開始に向け本年度は学校給食センターを美深中学校に併設して建設するとともに、栄養士を配置するなど態勢づくりと学校給食準備委員会等における協議の進めなど児童生徒に安心・安全なおいしい給食の提供に向け準備を進めてまいります。高等学校教育については義務教育の基礎を定着・発展させ生徒が社会に参画し次代を担う人材を輩出する大きな役割を担っております。美深高等学校は少子化を背景に生徒の減少が進んでおり魅力ある学校づくりとして学力向上対策や将来を見据えたキャリア教育など教育活動を展開しております。引き続き教科書の購入支援や下宿費・通学費助成など美深高等学校教育振興協議会と連携を図りながら支援に努めてまいります。美深高等養護学校は昨年30周年を迎え道北の特別支援教育の中心的な役割を担う学校としてその位置を確立してきました。専門的な視点から地域の教育活動に対し指導・助言を受け連携を図っております。本年度からは1間口が増えることになり、地域の養護学校として町民の意識を高めるとともに生徒に対し一層の教育活動支援を進めるため美深高等養護学校協力会と連携を図りながら支援に努めてまいります。

家庭地域の教育の充実について申し上げます。家庭教育は子供が生きていく上で必要な

力を身につける教育の出発点であります。家庭において子どもの教育に主体的に向き合う意識づくりを進めるため保護者の学習機会の充実を図るとともに基本的な生活習慣の確立を目指してまいります。また、次代を担う子供たちが夢と希望を持ち心豊かにたくましく未来を切り開く生きる力を育めるよう多くの体験活動を提供してまいります。地域の教育力と特色を生かし地域で子供たちを育てる機運を高めるとともに地域支援本部事業の推進に努めてまいります。

社会教育の充実について申し上げます。町民が心豊かに充実した生活を送ることができるよう自ら参画し実践的な学びを進めるための各学習機会を提供し、その学習の成果を地域に生かせるボランティアや地域づくり活動などを推進してまいります。また、関係団体への支援・相談体制の充実を図るとともに次代を担うリーダーの育成に努めてまいります。

芸術文化活動の推進について申し上げます。芸術文化活動は豊かな感性を養い創造性を高めるうえにおいて大切なものです。町民の芸術文化に接する機会の充実に努めるとともに、文化協会など各種団体と連携を図りながら芸術文化活動へ支援してまいります。また、優れた芸術文化の鑑賞機会、町民の芸術文化活動に対し積極的な支援を行うとともに近隣地域との連携協力を密にし文化会館を中心とした芸術文化の振興に努めてまいります。さらに、サークル・団体等の活動の成果を発表できる場の確保や後継者・指導者育成のための支援等を行ってまいります。郷土の歴史を伝えることは大切な活動であります。貴重な文化財の保存・伝承・公開など伝承活動を進めてまいります。

スポーツ活動の推進について申し上げます。スポーツは心身の健全な発達や体力の増進を図るとともに町民が健康で心豊かな活力ある社会形成に大切な役割を担っております。北海道教育大学では仙台大学との相互協力協定に基づき引き続き協力支援をいただくとともに専門的知識を受け体育の振興に努めてまいります。各種スポーツ医療の推進については町民が運動やレクリエーション活動に親しむ機会を提供に進めるとともに各種スポーツ教室の開催や幼児期からスポーツに親しむ取り組を支援するとともに、子供スポーツふれあい基金をはじめ青少年スポーツ活動への支援など町民の健康増進や地域スポーツの振興に努めてまいります。エアリアル競技の推進については選手や指導者の育成、強化合宿等への支援等について努めてまいります。併せて、上川北部の広域で取り組む子供たちの体力運動能力向上と冬季スポーツ選手の発掘育成事業に積極的に参加してまいります。また、道内外のスキー競技関係などスポーツ合宿の受け入れについても関係機関と連携協力し進めてまいります。体育施設では学校体育館開放事業の継続実施と指定管理者制度による施設の効率的な運営管理と利用促進に努めてまいります。スキー場の景観整備については本年度ゲレンデの排水施設整備、植栽整備を進めてまいります。

以上申し上げまして、平成26年度の教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、平成26年度の各会計予算案7件に関する町長の町政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針の説明を終了いたします。

◎ 日程第5 予算特別委員会の設置

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会に提案されています議案第16号 平成26年度美深町一般会計予算乃至議案第22号 平成26年度美深町水道事業会計予算までの新年度予算案7件を内容審査のため一括して議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置しこれに負託し審査することとしたいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、議案第16号乃至議案第22号の新年度予算7件は議長を除く10人の議員を委員として構成する予算特別委員会を設置しこれに付託し審査することといたしました。 暫時休憩いたします。

午前 11時02分 休憩

午前 11時07分 再開

○議長（倉兼政彦君） 会議を再開いたします。

只今設置されました予算特別委員会の委員の選任は委員会条例第6条第1項の規定により議席番号1番小口君から10番齊藤君までの10人を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、予算特別委員会の委員は、小口君、藤守君、藤原君、南君、中野君、山本君、諸岡君、林君、岩崎君、齊藤君の10人に決定をいたしました。

◎ 日程第6 議案第6号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第6号 ほっとプラザ☆スマイルの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者の説明を求めます。 町長。

○町長（山口信夫君） 議案第6号 ほっとプラザ☆スマイルの設置及び管理に関する条

例の一部改正について提案説明を申し上げます。

民間事業者が経営されていた公衆浴場が今年の1月に廃業されております。住民の生活環境の確保、健康の保持・増進、保健衛生保持の観点から住民の公衆浴場の利用の機会を確保するため、ほっとプラザ☆スマイルに公衆浴場の機能を持たせ4月からの運営に向けて所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきますので議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号 ほっとプラザ☆スマイルの設置及び管理に関する条例の一部改正について
ほっとプラザ☆スマイルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

ほっとプラザ☆スマイルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案の資料をおつけしておりますので資料でご説明を申し上げたいと思います。新旧対照表を3ページに載せておりますけれども、改正の趣旨につきましては只今町長の説明があったとおり公衆浴場の機能を追加するというものでございます。改正内容でありますけれども第2条の設置規定の改正でありますけれども、この施設の設置目的をここに謳っておりますけれどもこの文中に公衆浴場の利用の機会の確保を図るという条文を追加しようとするものでございます。次に、第6条の改正でありますけれども、第4項を追加いたしましてこの公衆浴場の利用に関する一定程度の規定を設けようとするものでございまして公衆浴場法に基づく使用その他次の1号から3号までに該当するものがいた場合には入浴使用を拒否あるいは行為を制止できるという一般的な規定を設けるものでございまして、内容につきましては第1号が泥酔をしているとき、第2号が他の施設の使用者に支障を与える恐れが認められるとき、第3号がその他町長が必要と認めた時ということでこの3号を加えようとするものでございます。次に使用料に関する規定でございますけれども、第8条に使用料に関する規定を謳っておりますけれども、現行別表として規定をしておりますけれどもこの別表を別表1、別表2に改めまして表を加えようとするものでございますけれども、この改正に伴いまして第13条の第3項につきましても別表を第1、第2に改めるというものでございます。その別表の改正でございますけれども、4ページから5ページにかけて載せておりますけれども現行の別表の部分別表の1に改まる部分については略しておりますけれども別表の2を加えようとするものでございます。浴室の使用

に関する対象者と使用料金を謳っております。年齢12歳以上の者420円、年齢6歳以上12歳未満の者140円とするものでございます。なお、現行通り老人の憩いの場としての使用している時間帯につきましては65歳以上のもの午前10時から午後3時と決まっておりますけれどもこの場合については無料とするということで謳うものでございます。なお、これに関わる経過措置といたしましてこの条例制定の際の経過措置について浴室の利用については65歳以上のものに限るということでこれを当分の間としておりましたけれどもこれを26年3月31日までの間と経過措置を改めようとするものでございます。この条例の改正につきましては平成26年4月1日からの施行でございます。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第6号 ほっとプラザ☆スマイルの設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明を終了致します。

◎ 日程第7 議案第7号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第7号 美深町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第7号 美深町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について申し上げます。

この条例は子供たちの健やかな成長と医療費負担の軽減を図ることを目的として小学生までを対象に医療費を助成してきたところでありますが、新年度からこれを中学生までの満15歳の年度末まで拡大して子育て支援策を拡充しようとするものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。議案の説明をさせていただきます。

議案第7号 美深町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
美深町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
美深町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正しようする条例
これも資料で説明を申し上げたいと思います。

7ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表をおつけしておりますが、改正

につきましては第2条で用語の意義ということでありますけれどもここで乳幼児等という助成対象者について規定をしておりますけれども、ここを現在満12歳に達する以後の最初の3月31日までのものということで小学生までのものを対象としておりましたけれども、これを満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものというふうに改めようとするものでございます。中学生までを対象とするということでございます。第8条の改正につきましては条文の整理でございます。施行期日でありますが附則の第1項、26年4月1日から施行いたします。第2項につきましては経過措置でございますけれども、この条例の施行日前に受けた医療費につきましては従前の例によるという経過措置を設けようとするものでございます。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第7号 美深町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についての説明を終了いたします。

◎ 日程第8 議案第8号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第8号 美深町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第8号 美深町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

現在、本町の農業委員は12人おりますが、このうち選挙による委員の定数は8人と定めております。前回、平成17年の改正以降農家戸数・農家人口の減少が進むとともに農地の利用集積については営農集団ごとに設置されている農用地利用改善団体が十分に機能しているところであります。今般、行政委員としての組織体制の適正を図ることが必要なことから選挙による委員の定数を8人から2人減らして6人にしようとするものであります。なお、この改正は平成26年度に行われる農業委員会の選挙の委員となるものの選挙から施行することとしております。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。

議案第8号 美深町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について

美深町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例を次のように定め
る。

美深町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例。以下が改正条例
でありますけれども資料でご説明を申し上げたいと思います。現行定数につきましては8
人ということで選挙による委員の定数を謳っております。これを6人とするように改める
ものでございます。次に、附則の改正でありますけれども、制定時の附則でありますけれ
どもこれにつきましては条文の整理となっております。次に、今回の改正にかかる附則で
ござりますけれども、この条例につきましては平成26年度に行われる農業委員会の選挙
による委員となるものの選挙から施行するという附則を加えるものでございます。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第8号 美深町農業委員会の選挙による委員の定数
条例の一部改正についての説明を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開はおおむね13時といたします。

これから議長から特別委員会の招集を行いますが、委員会条例第8条の規定により正・
副委員長の互選ならびに審査日程等の決定をお願いいたします。

午前 11時21分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

諸般の報告を行います。

休憩中に予算特別委員会が開かれ、正・副委員長の互選ならびに予算特別委員会の日程
を決定し、その結果が議長に報告されました。

委員長に小口君、副委員長に南君が就任しております。

予算特別委員会は3月12日、13日、14日の3日間と決定をいたしました。

◎ 日程第9 議案第9号

○議長（倉兼政彦君） 次に、日程第9 議案第9号 美深町新規就農者等に関する条例
の一部改正についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第9号 美深町新規就農者等に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

この条例は新規就農者や独立規模拡大農業者に対し必要な援助を行い農業経営の安定を図り、農業振興に資することを目的として平成6年に制定した条例であります。今般、これまで補助の対象となっていた農業後継者に新たに支援することで農家子弟の農業経営継承を後押しし、美深農業の維持発展を推進しようとするものであります。主な支援内容といたしましては、ひとつとして、経営継承時の規模拡大等に対する支援であります。資金借り入れの4%5年間等であります。さらに、後継収納奨励金50万円の支給であります。さらに、大型特殊免許等農業経営に必要な免許資格取得に対する支援を行うものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。

議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

議案第9号 美深町新規就農者等に関する条例の一部改正について

美深町新規就農者等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

一部改正条例につきましては資料でご説明を申し上げたいと思いますので13ページをご覧いただきたいと思います。新旧対照表を載せておりますが、只今町長から提案説明があつた通り農業後継者に対する支援を新たに講ずるという改正の趣旨でございまして、まず、条例の第1条、目的規定についてでありますけれども、一部文言の整理を含めまして新たに農業後継者という対象となるものを加えようとするものであります。農業を営む者、新たに農業を経営するもの、及び、農業後継者に対し支援を行うという目的規定を改めるものでございます。次に、第2条の改正、定義でありますけれどもここに対象となるものの項目を追加するわけでございます。まず、第5号に後継就農者ということでこれは親等から農業経営を受け継ぐものの定義でございまして、この親等については2親等以内の親族ということに規定をいたし、さらに、この支援の条例の期間でありますけれども新規就農者等については就農時に農地の取得ですとか農業施設の取得に対しての支援でありますけれども、親等から引き継ぐ場合については引き継いだ時点ではなくて5年間支援を講じられるということにするものであります。従って、承継した年から5年以内のものと定義付けするものでございます。次に、第6号として農業後継者がまだ後継農業者とならない親等々と一緒に農業経営に従事をし、将来農業後継者あるいは独立就農者として農業経

営をする予定のものをいうという第6号を追加するものでございます。次に、第8号として経営承継時、これは親等から農業経営を受け継ぐ時点での時点を言うのかということでございますけれども、農用地の所有権または利用権に基づく農業経営を承継した時点を言うということで、新規就農者についても就農届でこのあとでてきます営農計画等の作成をするわけですけれども、いつの時点で新規就農の場合については就農するのか、これと同様に親等から農業経営を引き継ぐ場合についてもいつ引き継ぐのかということで経営計画を出しますがその中にその承継する時期を記載して頂いてさらに就農届を出していただくと、その時点で農用地等の所有権・利用権が受け継げられているかという時点を指すということでございます。次に、第3条の対象者要件にかかる改正でございますけれども、第7号として後継就農者の要件を謳っております。まず、年齢要件でございますけれども、20歳以上おおむね45歳以下。次に、先ほどからご説明した通り農用地等の所有権または利用権について後継就農者に設定されていること、これが2つ目の要件。さらに、金融機関の取引等の口座の名義が後継就農者に変更されているかどうかを後継者の要件として加えようとしてございます。次に、第8号として農業後継者の年齢でありますけれども、おおむね45歳以下のものをこの条例の対象とするものでございます。次に、第4条の改正、営農計画等の作成と認定ということでございますけれども、これまでにも新規就農者については経営開始の2カ月前までに認定申請をするということになっておりますけれども後継就農者についても同様でありますけれども、ただ、このあと出てきます支援の内容の中の免許ですか資格の取得といった講習等を受ける場合については2カ月前ではなく1カ月前までに出せば間に合うということでこの部分については1カ月前までという条文を追加しようとするものであります。次に、15ページでございますけれども、第5条が補助金等の種類を規定しております。ここに後継就農奨励金と第9号として免許資格取得補助金この2つを追加しようとするものでございます。次に、第9条が補助金等の取り消しに関する規定でありますけれども、これも農業後継者が親等の経営を継承しないとき、あるいは独立就農をしない場合については補助金の交付決定の取り消しあるいは減額もしくは全部・一部を返還させることができるという規定を加えようとするものでございます。次に、第10条については文言の整理でありますけれども、現行規定において後継者という継承する場合の後継者に対して云々という条文がありますけれども後継者という定義が新たに出てまいりましたので承継するものということでこれについては文言の整理をすることですでございます。次に、別表の改正これは支援の内容を表に謳ったものでございますけれども、まず、経営自立安定補助金、新規就農においては継承時に農地の取得ですかあるいは家畜の導入といった借入金に対する補助金を支出するという規定であります

けれども、これを後継就農者にも該当させるということで、新規就農については経営開始時という規定になっておりますけれども先ほどご説明をさせていただいたとおり5ヵ年間の間農地の取得ですとかあるいは家畜の導入といった場合について現行の補助基準と同様の支援を行うというものでございます。次に、17ページでございますけれども、農用地等取得借入金償還利子補給の支援でございます。これにつきましても新たに土地等の取得にかかる資金を借り入れた場合について償還年間7年間を利子補給しておりますけれどもこの制度についても後継就農者に対して該当させるという改正でございます。次に、第8号、新たに加える先程補助金の種類に加えたところでありますけれども、ひとつが後継就農奨励金でございます。これにつきましては経営承継をしたその時点で50万円の奨励金を交付する。次に第9号でありますけれども、免許資格取得補助金これも後継就農者となる農業後継者、まだ経営を承継していない段階で免許ですか農業に必要な免許資格を取得する場合について支援をしようとするもので取得にかかる経費の2分の1以内でございます。ただし、1回の補助金の限度額については20万円とするというものでございます。以上が改正の中味でございまして、この条例の施行日でございますけれども平成26年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第9号 美深町新規就農者等に関する条例の一部改正についての説明を終了致します。

◎ 日程10 議案第10号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程10 議案第10号 森林公園美深アイランド条例の一部改正についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第10号 森林公園美深アイランド条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

美深アイランドの利用料金については平成19年度に改正して以来7年が経過しておりますが、この間、燃料の高騰などによって施設の運営経費が高騰してまいりました。さらに、4月から消費税・地方消費税が8%に引き上げられることも加味してアイランド施設の料金を見直しするものであります。ご利用いただく皆さんのご負担が増えることになりますがサービスの維持・健全経営のためにご理解を賜りますようお願い申し上げます。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします

す。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきます。

19ページをごらんいただきたいと思います。

議案第10号 森林公園美深アイランド条例の一部改正について

森林公園美深アイランド条例の一部を改正する条例を次のように定める。

一部改正条例を載せておりますけれどもこれも資料で説明を申し上げます。24ページをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表を載せてございまして、改正の趣旨につきましては只今町長の方から説明があつた通りでございます。運営経費の増加とさらには消費税の引き上げに伴う、また、高齢者の社会参加事業も担っておりましたけれども陶芸等の廃止に伴いこれらの廃止ということで所要の改正を行うものであります。まず、目的規定第1条の第2行のところに高齢者の社会参加という目的規定が載せてございますけれどもこれらの事業が廃止をするということでございましてこの文言について削除をするものでございます。併せて、第3条の施設及び事業ということで、現行の第2号（2）の部分に美深町農林業か高齢者センターの高齢者の生きがいと社会参加事業に資する事業に関することということで現行謳っておりますけれどもこの部分を削除するものでございます。また、第6条の利用期間及び開館時間の規定の中にも第2号に現行高齢者センターという規定がございますけれどもこれを削除するものでございます。なお、高齢者センターの施設そのものについてはそのまま継続して林業保養センターとして施設の用途に供するものでございます。第12条でございます。現行、別表ということでそれぞれの施設等の料金について謳っておりましたけれども、これを今回の改正で整理いたしまして別表第1から別表第7と表を7つの表に区切って規定しようとするものでございます。次、26ページをごらんいただきたいと思います。これまで別表としてそれぞれ1号2号3号とそれぞれ施設ごとによって料金を定めておりましたけれども、今回林業保養センターについては別表第1、ふるさと館については別表第2というふうに改めようとするものでございます。また、摘要欄については表の欄外に◎をしてそれぞれ1、2、3、と列記の仕方で書いておりましたけれどもこれをそれぞれ表の枠内に規定をしようとするものでございます。次に、料金の改正でありますけれども、消費税の3%アップ分と、さらに、全体の所要経費の増加によりましておおむね3%程度の引き上げで合計6%程度の引き上げということでこれを概ね現行の料金に上乗せをしたかたちで規定しようとするものでございます。従いまして、宿泊料のところをごらんいただきたいと思いますけれども、和室の大人の1室1人で宿泊した場合について現行が

5,200円に規定されておりますけれどもこれが5,500円、300円の料金の引き上げということでございます。こういった考え方のもとにそれぞれ料金改定をするものでございます。別表第2には、ふるさと館の料金について表の改正と合わせて料金の改正を行う。次、18ページにつきましては森林公園のコテージでございますけれども、コテージの料金について現行宿泊料金は1万5千円でありますけれどもこれを1万5千800円に改めるなどの改正をおこなうものでございます。次に、別表の第4がキャンプ場のこれはフリーサイトとオートキャンプサイトの料金設定でございます。なおこのフリーサイトについては当初料金を非常に安く設定をしてこれを売りにしてたくさんの顧客を期待してこの料金設定にしておりましたけれども、この料金についても他のキャンプ場と整合性を図りながら一定の料金設定をしたいということで今回大人1泊については500円、子供については半額の250円、オートキャンプサイトについては2千500円というように改めようとするものでございます。次に、野外ステージが別表の第6、別表の第5がキャンプ設備でございます。なお、消費税等を計算しても反映されないと、これは10円未満については切り捨てしておりますので、従いましてマットレスですとかコインランドリーの料金については引き上げ分が反映されないで切り捨てをされてしましますので現行通り100円という料金になっております。次に、29ページの別表第7でありますけれども、これがパークゴルフ場とテニスコートの料金でございます。これも料金設定の計算の中ににおいて引き上げ分が反映されてこない部分が概ねでございますけれども、パークゴルフ場のシーズン券については2,500円から2,600円とし100円の引き上げというものでございます。この条例の施行日でございますけれども平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第10号 森林公園美深アイランド条例の一部改正についての説明を終了致します。

◎ 日程第11 議案第11号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第11号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第11号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備について提案説明を申し上げます。

一昨年の8月、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部改正する等の法律などが公布されてこの4月から消費税・地方消費税を合わせて8%に引き上げられることはご承知の通りであります。上下水道などの料金改定については先の定例会で議決をいただいたところですが、今回はこれ以外の課税対象となる使用料や手数料など14条例の町の収入金について消費税を転嫁する料金改定を提案するものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書の31ページをお開きいただきたいと思います。議案の説明をさせていただきます。

議案第11号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備について
消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

条例案、第1条から第14条までおつけしておりますけれども14本の条例を改正するものでございます。資料が45ページからつけてございますのでこの資料に基づいてご説明を申し上げたいと思います。

なお、この改正につきましては消費税の導入に伴いまして3%分の料金を加えるというそれのみの改正となっております。ただ、新料金を規定するにあたって若干考え方をご説明申し上げたいと思います。まず、料金設定の単位、これが基本料金ですとかあるいは1件ですとか1回または1人と固定した単位をもって規定している料金については10円未満の端数については条例の表から当初から切り捨てた金額としております。従いまして、もともとの料金の金額が小さいものについては3%を上乗せしたとしても切り捨てられてしまって消費税5%における金額と同額となるものが生じるということがひとつございます。ただ、一般廃棄物の処理の手数料のごみ袋につきましては1枚当たりの料金として条例に規定しておりますがこの場合のみ1円単位まで規定をするということでございます。これにつきましては実際ごみ袋の販売に至っては10枚単位で販売をしているということで実質10円未満の数字は住民が実際買う場合については円単位まで出てこないということからこれについてはごみ袋の料金について1円単位まで表示をしております。次に、料金の設定が1時間当たりあるいは超過料金といった1時間に付あるいは面積いくらにつきといった単位に使った面積ですか時間をかけて算定する場合の使用料ですけれども、いわゆる重量料金の場合については1円単位までの金額として消費税の引き上げ分について

反映させるように設定したものでございます。なお、その場合においても使用料の全額を算定した時点で 10 円未満の端数がある場合についてはその端数については切り捨てた額をもって使用料とするという規定もあわせて今回の改正の中に盛り込んでいるものでございます。

それでは 45 ページから説明を申し上げます。第1条関係が交通ターミナルの設置及び管理条例の一部改正でございまして、別表の改正であります。交通ターミナルについては現在占用のみの使用ということで専用料金の算定の仕方について別表で規制しておりますけれども、それぞれの計算式の最後に現行では 1.05 をかけて算定するようになっておりますけれどもこれを 1.08 と改めるものでございます。次、第46 ページ第2条関係が美深町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例で情報端末の使用に関する条例でございまして、これは営業目的等に使う場合に情報発信に対して基本料金と加算料について規定をしているわけでありますけれども、この基本料金については 1 円未満は切り捨ててしまして 510 円 1,020 円という料金設定で町内・町外設定しておりますけれども加算料金については現行の 200 円町内について 206 円そして町外者については 500 円に対して 515 円ということで円までつけておりますけれども、これが枚数が増えることによって例えば 2 枚になれば町内者であれば 412 円ですけれども実際支払っていただく金額については 410 円ということで円未満の切り捨て 10 円未満の端数の切り捨ての規制については備考欄の第2号にその旨を謳っております。以下同様の改正となっております。47 ページ第3条関係が美深町手数料徴収条例の一部改正でございまして、第2条の第28号、農業経営基盤強化促進法の嘱託登記の手数料を謳っております。これについてそれぞれ1件いくらという規定をしている部分については 1,640 円ということ、さらに 3,290 円ということで一筆増すごとにということで追加料金については 308 円ということでそれぞれ改正をするものでございます。なお、第3項として 10 円未満の端数の処理の規定について加えているということでございます。次、48 ページが第4条関係で美深町学校施設使用料条例の一部改正について学校開放に使われる使用料金の改正でございます。これについて美深中学校が現在 700 円これを 720 円に、美深小学校が 680 円を 690 円に改正するものでございます。次 49 ページ第5条関係、美深町体育施設条例の一部改正についてでございます。別表2 の第1号が町民体育館の料金でございます。このページは占用使用ということで 1 時間あたりの金額が規定されております。従いまして、それぞれ 1 時間当たり円単位までこれについては 3% 分を引き上げするという内容になっております。次、50 ページ供用使用、これは 1 人当たりの金額でございますけれども小・中学生につきましてはトレーニングルームについては 20 円、高校生 60 円、大人

100円という現行規定でありますけれども、これに3%上乗せ計算をしても10円未満端数切り捨てをしますので現行料金と変わらない料金ということであります。なお、小体育室、大体育室についてはそれぞれ料金が一部改正となるものでございます。次に、第2号の(2)の部分でありますけれども、町営プールにつきましても1回の入場使用料については現行通りでありますけれどもシーズン券について3%分の上乗せが反映されてくるということでございます。次第3号が美深町営球場でございます。それぞれ1日、半日という料金設定でございますけれども、それぞれ3%分の料金を加えた料金とするものでございます。第4号が町営テニスコートでございますけれども、テニスコートについてはシーズン料金と専用使用の高校生の夜間と一般の料金のみが消費税の3%分が反映されるという内容になっております。次に、52ページ第5号でございます。運動広場のパークゴルフ場についてでありますけれども、1日1人分の料金については現行通りとなりますがシーズン利用について4,000円が4,110円となります。次に、イのクランドの夜間照明の料金で1時間当たりの単位料金となっております。308円に改めるものでございます。第6号が北町ゲートボール場の料金でございます。それぞれ供用・専用の1日の料金については現行通りとなっておりますが1日当たりのシーズン利用について10円の引き上げということになります。次に、第7号ゴルフ練習場の部分、これは現行*印ということで欄外に規定しておりますけれどもこれをこれまでの表と同様にそろえるということで備考ということで改めております。次に第8号が美深スキー場のリフトでございます。1回当たりの金額については反映されておりません。また、回数券は11回でありますけれどもこれを計算しますと円単位の部分で消費税の部分が計算上はできますけれどもあくまでも回数券は10回分の料金を持って11回使用することができるというものでそういう料金設定の趣旨からいたしますとこの部分のみを消費税を反映させるということにはなじまないということで現行通り200円、500円、700円とするものでございます。なお、シーズン券についてはそれぞれ消費税分の料金を設定するものでございます。次54ページが第6条関係、美深町文化会館管理条例の一部改正でございます。これにつきましてもそれぞれご説明してきた通りであります。基本料金については10円未満の端数を切り捨てた料金を設定しておりますけれども超過料金については円までの料金を設定しているものでございます。それぞれ3%分の上乗せを反映させたものでございます。次、56ページが第7条関係、恩根内センタープラザ設置及び管理条例の一部改正についてでこれも同様の改正となっております。次、第8条57ページでございますけれども美深町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正についてであります。この改正につきまして一部条文の整理をしております。第5条第2項と第8条第2項の改正でありますけれども、

現行第17号となっている部分について第16号と今回改めさせていただきたいと思います。これにつきまして平成23年にこの条例の改正を行っておりまして第17号には報徳地区の農作業準備休憩室施設という名称と住所が記載されておりました。これはこの条例から削除するにあたってこの第5条と第8条の改正についてされていなかったということが今回わかりまして今回の改正で改めて改正をさせていただきたいと思います。次に、別表の改正でございます。別表1が第1と新生コミュニティセンターの料金の改正となります。改正の考え方については同様でございます。なお、次58ページをお開きいただきたいと思いますけれども、現行の規定では別表1と別表2を合わせた形で備考欄が付されておりましたけれどもそれぞれ別表1別表2は別の表であるという考え方から備考欄について現行の備考の記載している部分について別表1と別表2にそれぞれ付するということで今回別表1に備考欄をもうけさせいただいている改正となっております。次に別表2の改正でありますけれども、これが第4、第5コミュニティセンターの料金改正でございます。改正の趣旨については同様でございます。次、60ページ第9条関係、ほっとプラザ☆スマイルの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。議案第6号で公衆浴場の機能を追加するという改正を提案させていただいていますが、ここでは消費税の引き上げに伴う改正を行うものでございまして別表に記載しておりますそれぞれの部屋の夏・冬の料金、基本料金、超過料金についてこれも同様の考え方で料金改正をしようとするものでございます。次に、61ページが第10条関係、美深町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正でございます。まず、別表第1が一般廃棄物処理手数料、家庭系の廃棄物の手数料の料金でございますけれども1号が指定ゴミによる収集でございます。これがそれぞれ現行40円、80円という料金設定をしておりますけれどもこれにつきましては先ほど冒頭説明したとおり円まで反映をさせていただいて消費税分を転嫁するということでそれぞれ42円、83円という料金にするものでございます。次に、粗大ごみについては現行通りで、なお、直接ゴミ埋め立て処分場に搬入された廃棄物については重量制でございますので10キロにつき62円ということで2円の引き上げとなるものでございます。なお、備考欄に今回1号2号を付してございますけれども3号の直接処分場に廃棄物を搬入した場合の料金でありますけれどもその処分した量が基準の10キロに満たない料金であったとしてもそれは10キロとみなすということで、さらに10キロを超えて搬入された場合その超えた部分が基礎単位の2分の1以上6キロとか7キロになる場合にはその超えた部分の7キロについては10キロとしてみなして計算をすると、それ以下であればそれは切り捨てるといったこれは従来の考え方でありますけれどもそういった備考欄に付するものでございます。次に第2号については10円未満の端数が出た場合については切り捨てる

という規定でございます。次に、62ページ別表第2でございますけれども事業系の廃棄物でございます。これにつきましてもそれぞれ40円、80円につきましては42円、83円。100円として規定しております直接搬入する場合の料金10キログラムに付改定では103円と改めるものでございます。備考欄につきましては先ほどと同様の規定を設けるというものでございます。次に、別表第3産業廃棄物の処分手数料でございます。これにつきまして現行10キログラムにつき100円を103円と改めるものでございます。同様の備考欄を表に付すということでございます。次64ページが第11条関係、美深町農業研修生宿舎の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。宿舎の料金について現行13,000円という規定がございますけれどもこれを13,370円に改めようとするものでございます。次、65ページが第12条関係、美深町牧野設置条例の一部改正でございます。恩根内放牧場の使用にかかる料金設定でございます。放牧料とさらに人工受精牛の捕獲料及び退牧料ということでそれぞれ料金設定がありますけれどもこれについても改定の趣旨と同様の改正を行うものでございます。次に、66ページ第13条関係は美深町普通河川管理条例の一部改正についてでございます。これについては普通河川の管理における占用料等について規定をしたものでございますけれども、その第21条に現行100分の105という規定がございます。5%の消費税という趣旨でございますけれどもこれを100分の108に改めるというものでございます。現行、漢数字を使った表記になっていますけどもこれをアラビア数字に替えるという改正を今回改めて行うものでございます。次、端数の部分についてはそれぞれ価格表に切り捨ての規定を今回加えようとするものでございます。以上が普通河川の改正でございます。次、68ページ第14条関係、美深町都市公園条例の一部改正についてでございます。これは別表の1については料金の改正はございませんけれども10円未満の端数に関する規定を新たに加えようとするものでございます。次に、別表第二の公園を占用する場合の占用物件にかかる料金でございますけれども、これにつきましても同様の改正を行うということでそれぞれ3%分の料金を設定するものでございます。次、別表第3これは公園で行商等の行為をする場合の料金設定でございます。これにつきましても3%分の引き上げによる料金改定を行うという改正でございます。以上、14条までが本則の改正となっておりますが、次、70ページを何んいただきたいと思います。附則でありますけれども、まず条例の施行期日につきましては26年4月1日からでございます。ただし、第8条中、第5条第2項及び第8条第2項の改正は先ほどの第17号の16号に改めるという規定でございますけれどもこれにつきましては公布の日から施行するということでございます。次に経過措置でございますけれども、それぞれ1条から第14条までの規定に基づくそれぞれの行為でありますけれども、

も、これがこの条例の施行日 26 年 4 月 1 日でございますけれども、これは 26 年 4 月 1 日以後のそれぞれの行為に適用するということあります。なお、施行日前にこの行為をした場合、例えば、COM100 の利用について 26 年の 3 月に申請をして許可を得た場合の料金については従前の料金とすると、料金の支払いの原則については使用料等については前納原則としているという規定がございますので、例えば、4 月 1 日に利用する申請等については 3 月に申請し許可を得るわけでありますけれどもこれは原則 3 月 31 日までに支払うということになっておりますので、そうしますとこの料金については従前の 5 % の消費税の料金で支払うという経過措置となっております。次に経過措置の第 3 項でございます。廃棄物の処理及び清掃に対する条例の経過措置でございますけれども、これはごみ袋を施行前に徴収した手数料でありますけれどもこのごみ袋について既に皆さん買われておりますので 3 月 31 日以前に買ったものであればそれはその料金で買ったごみ袋は 4 月 1 日以後も使用できるという経過措置でございます。さらに、旧指定袋と記載しておりますけれども、昔の燃えるごみの白い袋でございますけれどもこれをまだ使われてもよいということで、なお、これについてはゴミ処理券 1 枚 65 円でありますけれどもこれをはって使うことによって一般ごみの廃棄物として使用することができるという経過を今現在もございますけれどもこの 65 円についても 3 月 31 日以前に購入したものについて 4 月 1 日以降でも 65 円のごみ処理券については使用できるということでございます。次に、附則の第 4 項でございますけれども、施行日以後に旧指定袋に処理券を貼る場合については 4 月 1 日以後については 68 円という料金設定で引き続き処理券を発行するということにしておりますので旧指定袋を使う場合については 68 円の処理券を張れば引き続き使用できるという経過措置を載せたものでございます。次に、これに関わって第 5 項の改正でありますけれども、65 円の旧処理券を規定したときの附則の改正平成 16 年当時の附則でありますけれども当分の間となっておりますけれどもこの 65 円の処理券については 26 年 3 月 31 日までの間と今回改正しようとするものでございます。次、71 ページ美深町廃棄物条例の平成 16 年の附則の改正ということでございますけれども、附則そのものを 26 年 3 月 31 日までの 9 指定袋の利用券については 65 円の分については 26 年 3 月 31 日までの間とするということに 16 年の附則を改めるものでございます。

以上、議案第 11 号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第 11 号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備についての説明を終了いたします。

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第2号 平成25年度美深町一般会計補正予算第9号乃至議案第5号 平成25年度美深町水道事業会計補正予算第3号を一括して議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第2号から議案第5号で提出しております一般会計及び2特別会計ならびに水道事業会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。

初めに議案第2号 平成25年度美深町一般会計補正予算9号について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては事業量の増減に対応するもの、ふるさと納税給付金の積み立てなど事業費の確定に合わせて予算を整理するもの、さらに障害者福祉システムの法改正の対応経費の追加、ほっとプラザ☆スマイルの公衆浴場化に伴う申請手数料など開設経費の追加、バイオマスボイラーの工事請負費については先の定例会で補正したものであります。ですがその後の資材や労務単価の上昇に対応するための追加であります。そして、除雪機械ドーザーの油圧ポンプの修繕費用の追加が主な内容となっているものであります。歳入についてはそれぞれ特定財源を追加減額したほか各種基金からの繰り入れの取りやめ、事業量減少に伴う相殺の減額を行っております。なお、歳入・歳出予算の補正と併せて繰越名許費、債務負担行為、地方債について補正を行いますのでご理解を賜りますようよろしくお願い申しあげます。以上によりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ208万2千円を減額して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ47億7,955万9千円となるものであります。

次に、議案第3号 平成25年度美深町国民健康保険特別会計補正予算3号について説明を申し上げます。はじめに、歳出では各種負担金・交付金の算定や報告等に用いる電算システムの改修費用の追加であります。療養給付費、高額療養費及び出産育児一時金の見込み額の減に伴う保険給付費の減額、そして拠出金の額の確定による共同事業拠出金の減額、さらに、平成24年度療養給付費等負担金の清算に伴う返還金など追加いたします。次に、歳入ですが、医療費見込み額の減に伴う国及び道の普通調整交付金の減額であります。共同事業にかかる拠出超過額に対する道特別調整交付金の追加、対象となる医療費の減額に伴う療養給付費交付金および共同事業の補正、出産育児一時金等の減などに伴い一般会計繰入金を減額いたします。なお、医療費見込み額の減などによって財政調整基金の繰入金は2,038万2千円を減額して1,022万円に抑えられる見込みとなっているわけであります。以上によりまして、国民健康保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ6,

165万6千円を減額して補正後の総額は7億451万8千円となるものであります。

次に、議案第4号 平成25年度美深町介護保険特別会計補正予算第3号について説明をいたします。歳出につきましては保険給付費のうち施設サービス給付費等において事業費の減額が見込まれますのでそれぞれ減額をいたします。それにより歳入につきましても保険給付費の事業費の減額に伴う国・道等との負担金を減額するものであります。これによりまして介護保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ1,425万円を減額して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ4億9,916万3千円となるものであります。

次に、議案第5号 平成25年度美深町水道事業会計補正予算第3号について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては執行予算額確定に伴うものでございます。収益的支出では入札減と有形固定資産除却費の確定に伴う減額、消費税及び地方消費税の納付見込み額確定に伴う追加であります。資本的収支では消火栓更新工事の入札減に伴う他会計負担金の減額を行うものであります。

以上、一般会計及び2特別会計ならびに水道事業会計の補正予算の提案説明といたします。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の議案第2号について説明をさせていただきます。

議案第2号 平成25年度美深町一般会計補正予算第9号

平成25年度美深町一般会計補正予算第9号は次に定めるところによる。 岁入歳出予算の補正 第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ208万2,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,955万9千円とする。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 議案第3号について別冊配布の議案書に基づきましてご説明を申し上げます。

議案第3号 平成25年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第3号。

平成25年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 続きましてこれも議案書に基づきましてご説明を申し上げます。

議案第4号 平成25年度美深町介護保険特別会計補正予算第3号

平成25年度美深町介護保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長（倉兼政彦君） 産業施設課長。

○産業施設課長（木戸一博君） 議案第5号の説明をいたします。

平成25年度美深町水道事業会計補正予算第3号

平成25年度美深町水道事業会計の補正予算第3号は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出 第1条予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次の通り補正する。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第2号乃至議案第5号の説明を終了いたします。

◎ 日程第13 議案第12号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 議案第12号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第12号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について提案説明を申し上げます。

この制度については美深町内に働く勤労者の福祉の向上と定着を図るため北海道労働金庫の運用原資として預託をし、美深町勤労者の福祉資金として貸し付けを行うものでありまして預託する金額並びに融資限度額について設定しようとするものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案第12号の説明をいたします。

72ページをお開きいただきます。

議案第12号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について
美深町勤労者福祉資金融資条例に基づく預託金及び融資限度額を平成26年4月1日から次のとおりとする。

1、預託金 50,000,000円。

2、預託金融機関 北海道労働金庫 名寄支店。

3、融資限度額 7,500,000万円。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでこれから議案第12号に関し質疑を行います。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 毎年のように預託金を出して融資限度額を出して融資をしているということなのですが、この実績等については町では把握できているのかどうかについてお聞きしたいと思います。もしあるとすれば該当者は何件くらいあるのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 実績につきましては過去に2件ほど住宅資金として借りている状況にあります。現在はその2件について返済をしているという状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号について採決を行います。

議案第12号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第12号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額については原案の通り決定されました。

◎ 日程第14 議案第13号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 議案第13号 上川町村等公平委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

説明求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第13号 上川町村等公平委員会共同設置規約の変更について提案説明を申し上げます。

この組織は上川管内の町村、一部事務組合、広域連合が共同設置している機関ですが、このうち上川中部消防組合がこの3月31日をもって解散脱退するため規約の変更が必要

になったものであります。この変更について関係団体と協議するため地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をいたします。73ページをごらんいただきたいと思います。

議案第13号 上川町村等公平委員会共同設置規約の変更について
上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正することについて、地方自治法第252条の7第3項により準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求める。

一部改正の規約でありますけれども資料でご説明を申し上げます。

74ページに新旧対照表をつけてございますけれども、別表の共同設置をする町村の改正でありますて別表の中から中程に上川中部消防事務組合というのがございますけれどもこれを削除するということでございます。上川中部消防事務組合につきましては広域による消防の再編ということで解散をいたします。一部の町が旭川の消防本部に一部が大雪の消防組合へ加入ということで、上川鷹栖については旭川市の消防本部の事務委託を行うということでありまして、また、当麻・愛別・比布については大雪消防組合の中に加盟をするということで、これに伴いましてこの上川中部消防事務組合が解散をするということで委員会の規約から削除するという改正でございます。附則として施行月日でありますけれども平成26年4月1日から施行するということでございます。

以上でございます。

○議長（倉兼政彦君） 議案第13号の説明が終わりましたので質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号について採決を行います。

議案第13号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第13号 上川町村等公平委員会共同設置規約の変更については原案の通り可決されました。

◎ 日程第15 議案第14号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 議案第14号 名寄地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第14号 名寄地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について説明を申し上げます。

今回の規約変更は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規制されている名称の改正に伴い審査会の名称についても障害程度区分を障害支援区分に改めるため規約の変更が必要になるものであります。当規約変更について関係団体と協議をするため地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。

75ページを開きいただきたいと思います。

議案第14号 名寄地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について
名寄地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更することについて、地方自治法第252条の7第3項により準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求める。

規約の変更の資料を76ページに載せておりますのでご覧いただきたいと思います。
障害者総合支援法の改正に伴いまして障害程度区分という名称が障害支援区分と法律が改められます。これに伴いまして審査会の名称についても名寄地区障害程度区分認定審査会から名寄地区障害支援区分認定審査会に改め、それぞれ規約の名称を改正するよう改めるものでございまして規約の施行日でございますけれども平成26年4月1日から施行するということでございます。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 議案第14号の説明が終わりましたので質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認め、討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号に関し採決を行います。

議案第14号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第14号 名寄地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更については原案の通り可決されました。

◎ 日程第16 議案第15号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 議案第15号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第15号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について提案説明を申し上げます。

この組合は退職手当の仕組みに対する事務を共同処理する一部事務組合で北海道内の市町村と一部事務組合で組織しております。このうち、上川中部消防組合と伊達、壮瞥学校給食組合がこの3月31日をもって解散脱退するため規約の変更が必要になったものであります。この規約変更について関係団体と協議をするため地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をいたします。議案書の77ページをごらんいただきたいと思います。

議案第15号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について 地方自治法第286条第1項の規定により北海道市町村職員退職手当組合規約を次の通り変更する。

変更規約につきましては78ページの表で説明を申し上げたいと思います。別表にそれぞれ退職手当組合を構成する団体を載せておりますけれども、この別表から上川中部消防組合上川の中にございますけれどもこれを削除するもので、さらに、胆振の伊達、壮瞥

学校給食組合が解散をするということでございましてこれを表から削除するというものでございます。附則としてこの施行日でありますけれども法に基づきまして総務大臣の許可の日からということでございます。

以上、議案第15号の説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 議案第15号の説明が終わりましたので質疑を行います。

ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なしと認めます。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号について採決を行います。

原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第15号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については原案の通り可決されました。

◎ 日程第17 報告第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第17 報告第1号 を議題といたします。

総務住民常任委員会ならびに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過ならびに結果について報告をいただきます。

総務住民常任委員長 4番 南君。

○4番（南 和博君） 総務住民常任委員会から所管事務調査報告を申し上げます。

本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告致します。

調査事項は、わが町の医療体制の現状と課題。調査方法は聞き取り調査。調査日は平成26年1月28日。調査の目的は、高齢化が進む中で医療体制の充実が重要であることからわが町の医療体制の現状と課題を調査するものであります。

調査の内容についてはご一読いただきたいと思います。

調査のまとめを朗読をもって代えます。

調査のまとめ。

人口減少の中にあるわが町においても医療機関の充実は町民の安心・安全のために欠か

することはできない。さらに、高齢化が進む中、身近な生活圏の中に医療機関を維持することは行政としても最も優先しなければならない行政サービスである。現在、町の機関病院としては美深厚生病院が運営されており平成25年1月から常勤医師が2名体制となり医療サービスが改善されているものの本来は3名体制の計画であり今後も体制整備に向けて行政としても意を配すべきである。また、看護士を含めて医療従事者の確保を厚生連に申し入れるとともにわが町としても人材確保に向けた政策をさらに充実すべきである。現場として近年外来患者が減少しており、原因としては地域人口の減少もあるが住民の高度医療機関への需要が高まり専門病院への受診傾向が強くなっていることが考えられる。同時に、国民健康保険被保険者の利用も少なくなっている。これらの要因を検証し経営安定につながる方法を行政としても検討すべきである。今後も町民に安心・安全で信頼される厚生病院としてどのようにかかわり、どう支援していくかを地域全体の課題として考える時代であり医師と住民の接点を行政がいかに橋渡しをしていくかが支援を継続していくカギとなるポイントでもある。そして、財政投資をどういった形で町民に還元していくかを行政としても知恵を絞るべきである。また、上川北部の中核医療機関である名寄市立病院、美深特別養護老人ホーム、町内介護福祉施設との連携強化をさらに図るべきである。今後、医療機器の老朽化と中核病院とのネットワーク化に伴うデジタル化に向けた整備が必要となる時期がくることから町民にとって有効かつ効率的な整備となるよう行政としても厚生病院からの要請に対しては町財政の許す中で検討が必要である。町民にとっては公的医療機関として厚生病院があるが、その他医療機関である民間診療所も町民の医療機関を選択できる安心感を考えれば維持存続に向けた配慮も今後検討すべきと考える。瀬尾医院においては平成24年度の診療件数が美深厚生病院に対比59%となっている点はいかに町民が安心と信頼を寄せており家庭医としての位置付けがされているかを表している。医療機関としてのるべき姿がここにあるように思われる。

以上、報告申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に質疑のある方は発言を願います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

次、産業教育常任委員長 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 産業教育常任委員会から所管事務調査の報告をいたします。

本委員会は、下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告する。

調査事項につきましては、（1）美深中学校改修の進ちょく状況、（2）美深幼児センターの運営状況と次年度以降の児童数見込み、（3）美深児童館の利用状況。調査方法、調査日、調査目的、調査の内容、添付資料等については一読をいただきたいと思います。

13ページですが調査のまとめの朗読をいたします。

調査のまとめですけれども、

（1）美深中学校改修工事の進ちょく状況について。

平成25年12月現在、すでに3階建て南側の旧普通教室の部分が特別支援室、美術室、音楽室、家庭科室、理科室等の新特別教室に改修が完了している。新特別教室の3階美術室は仮2年教室に、1階会議室は3年生1組、1階特別支援室は3年生2組に生徒の移動が済んでいる。仮設の校舎工事は格技室が職員室、パソコン教室、普通教室1室を設け1年生が移動、新特別教室等の西側に仮設トイレを設置している。旧特別教室等国道側3階を（26年1月から3月に）解体予定。聞き取り改修工事の現地調査では当初計画通り進められている。調査時間帯が授業中でもあったが整然と起立ある授業風景が拝見された。配置された備品で新調されたものもきちんと配備されている。1階会議室は仮3年1組、1階特別支援室は仮3年2組、3階美術室は仮2年、1階格技室に仮1年、仮職員室でとりあえず完成まで不便であるが整然と学習が進んでいる姿を見た。教室・廊下の暖房は早朝から対処されている。

（2）美深幼児センターの運営状況と次年度以降の児童数見込みについて。

美深幼児センターの給食施設の建設は平成18・19年度で調理室の延べ床面積64平方メートルと非常に狭く大変不便である。給食能力（最大200食）や調理部の場所、検品・準備などに悪影響が出てはいけないので施設の拡張をすべきである。保育料・給食費は平成24年度分は完納されている。食材については主に町内で購入しており、離乳食・おやつ代金として月額4,300円、児童保育は保育時間が長いので6,000円を保育料に含め徴収している。職員分は単価320円で徴収し雑収入として処理している。職員配置については増員が求められているため臨時職員で対応をしている。バス添乗員は地域の協力者に依頼している。スクールバス利用者には3歳未満の幼児はいないが、見守り・チャイルドシートなどの添乗業務は行っている。近隣市町村、上川北部保育料の比較では国から示された基準に比べて軽減されており、8階層に区分されている。美深町ではさらに13段階に区分し、保育料の軽減を図っており保育料は管内でも低額に抑えられている。また、町内の3歳以上の幼児の98%が入園しておりその多くは2階層から6階層に該当している現状である。次年度以降の児童数見込みは26年度で数名増、27年度では数名減となっており23年以降の見込みはたてられない。

(3) 美深児童館の利用状況と冬機関の課題について。

美深児童館の利用者数では平成23年2月改築以降では約4,500人から6,000人の利用がある。放課後児童クラブ利用者数24年度は900から2,100人に増えている。児童館でのランニングコストは平成23年度の改築で燃料が灯油から電気になったことで経費の変動が大きく燃料代の値上げに伴って年度末補正処理が必要になる。屋根は無落雪構造だが昨年は4、5人で雪下ろし作業を行った。雪庇落としは年に2～3回実施されている。床暖房は急激な温度変化に対応できないが調整しながら寒さ対策をしている。

以上、報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に質疑のある方は発言を願います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なしと認めます。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3時03分 休憩

午後 3時04分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開します。

◎ 日程第18 報告第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第18 報告第2号 平成25年度議会広報特別委員会報告でありますけれども、本件お手元に配布の報告書をもって調査終了報告済みといたします。

◎ 日程第19 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第19日 休会日の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

議案調査、一般質問調整並びに委員会活動等のため5日から10日までの6日間を休会としたいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、5日から10日までの6日間を休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれにて散会といたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 3時05分

平成26年第1回定例会
美深町議会会議録

第2号 (平成26年3月11日)

◎議事日程 (第2号)

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 一般質問
- 第 3 休会日の決定

◎出席議員 (11名)

1番 小口英治君	2番 藤守千代子君
3番 藤原芳幸君	4番 南和博君
5番 中野勇治君	6番 山本進君
7番 諸岡勇君	8番 林寿一君
9番 岩崎泰好君	10番 齊藤和信君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員 (0名)

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 瓜田晃君
産業施設課長 木戸一博君	会計管理者 長岐和彦君
総務グループ主幹 川端秀司君	企画グループ主幹 玉置一広君
生活環境グループ主幹 望月清貴君	保健福祉グループ主幹 山崎義典君
税務グループ主幹 羽野保則君	農業グループ主幹 草野孝治君
施設グループ主幹 杉本力君	管理グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長 宮原宏明君	教育長 石田政充君
教育次長 吉田克彦君	教育グループ主幹 後藤裕幸君
教育グループ主幹 荒木久恵君	幼児センター長 清水目桂子君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君	事務局長 木戸一博君
---------------	------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 岡崎三郎君	事務局長 長谷川 浩君
--------------	-------------

◎議会事務局

事務局長 長谷川 浩君	事務局副本主幹 角田敏彦君
-------------	---------------

開会 午前 10 時 00 分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は 11 人です。

定足数に達しておりますので只今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第 1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第 1 諸般の報告を事務局長より行ないます。

局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

まず、休会中に議長が受理しました請願について申し上げます。

T P P 交渉等国際貿易交渉にかかる請願の 1 件であり請願文書法により所管の常任委員会に付託しております。

次に、今期定期会の一般質問通告について申し上げます。

一般質問通告者は諸岡議員ほか 2 名です。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第 2 一般質問

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 2 一般質問を行います。

一般質問の通告者は 3 名です。

発言の順序は通告の順序といたします。

発言の時間は 30 分といたします。

それでは通告の順に従って発言を許します。

7 番 諸岡君。

○7 番（諸岡 勇君） 今回は社会福祉ということで質問を致しますが件名としまして、ひとつは美深町介護保険計画第 6 期の考え方について。第 2 点目は、特定検診健康審査及び特定保健指導の制度化について 2 件の質問をいたします。

その要旨でありますけれども、介護保険料につきましては美深町は 2000 年の 4 月から施行されまして美深町介護保険事業という形で 3 年を 1 期としまして計画期間を定めまして今日にきてるわけでありまして、ちょうど 26 年度本年度で第 5 期の計画期間を終了しようとしているところであります。従って、今年度におきまして改めて金額を決めるということで月額いくらそういった形の介護保険料こういったものも決定を見なければい

けないということあります。そういう立場でどういう考え方でこの第6期の計画に向けた考え方といったものが出るのかと予想するわけでありますが、今の時点でどのように考えておられるのかについてお聞きをしておきたいと思いまして美深町の介護保険制度の現状についての7点について伺うものであります。

そのひとつは、美深町の高齢者数、また要介護など認定者数の推移等については現在どのような考え方で推移をされているのかまず1点であります。

それから2番目につきましては、施設サービスそれから地域密着型サービス、居宅サービス、特定検診、または高額医療など保険給付費の実績と計画から見込みについてはどのように分析をされておられるかについてお伺いをいたします。

3点目は、現在第5期の計画実施中でありますけれども、美深町では月額3,600円という決定を見て徴収をしているわけでありますけれどもこれの次期の算定時期は来年度に向けてでありますから年度中でありますけれどもこれも住民が非常に関心あるところであります。全道的、また全国的な平均をみると月額5,000円という金額についても出されているところでありますけれども、こういった時期等については非常に興味がありますので今の考えはどのようにこの時期を定めていきたいのかについてお聞きをしておきたいと思います。

4番目であります、介護報酬の改定後の影響はないかということでありまして、この期間中、国の施策ではありましたが介護報酬等の改定等が行われたところでありますこれらの改定は実際にはこの5期期間中にはどのような改定の中身であってどのような変化が生じたのかお伺いしたいと思います。

5番目でありますけれども、要介護認定者へのサービスであります、今現在、要介護の認定者の課題についてはたいへん幅広い部分だと思いますがどのようなことを考えていてどのようなものになっているのか具体的にお話しをいただきたいと思います。

6番目であります、町内で介護施設が昨年開設をされている所が2カ所あるわけでありますけれども、含めて町内でやっておられました介護施設等につきましてこの希望者の需要に十分マッチをしているのかについての考え方、こういう施設の利用の希望者数はまだまだあるのかどうかも非常に町民として気になる部分でありますのでお聞きをしたいと思います。

7番目でありますけれども、特に問題にされておりますけれども自宅で介護をしている方が結構な年齢に達しまして老々介護の方がいるとお聞きをするところでありますけれども、理事者側としてこの実態をどう把握をされてどういった対策が練られているのかお聞きをしておきたいと考えております。

次に、2番目であります、特定健康診査及び特定保健指導の制度化についてであります。

近年の医療保険制度を取り巻く環境、少子高齢化の進展や医療技術の高度化、疾病構造の変化等によりまして医療費というものが年々増加をしているわけであります。社会経済の低迷と相まって運営に厳しい状況にあると私も理解をしております。平成20年度から特定健康診査及び特定保健指導が制度化されておりまして、この制度を円滑にするために銳意担当の方、関係の方が努力をされているところでありますが、これらの運営等について大変重要でありますので次の5つの点について質問を致します。

1番目でありますけれども、特定健康診査の受診率も気になるところでありますペナルティー等があるのかどうか、といった内容等についてお聞きをしておきたいと思います。

2番目でありますけれども、特定保健指導の実情につきましても保健指導を一生懸命にやっておられることについて理解をしているところでありますけれども、この実態等についてこの機会にどのような方向でこれらが進んでいくのかについてもお聞きをしておきたいと考えております。

3番目でありますが、最近全国的に孤独死の実態が報道されているわけでありますがそういう予防活動というものが非常に大切になってきているところであります。これらについてはどのような活動をされているのかお聞きをいたします。

4点目でありますが、既に、この介護に関するいろいろな取り組みが自治会や社会福祉協議会などの会があるわけでありまして、これらとの連携等につきましてもお聞きをしておきたいと考えまして、さらなる今後の充実等についてお聞きをするものであります。

5点目でありますが、これはまだうわさ程度でありますけれども、聞くところによりますとこれらの町の担当職員何名かが退職されるというお話しをお聞きしたところであります。こういった時期に高齢化を迎える中で担当職員の退職ということになると大変気になるところであります。職員の充当また介護等についてどのような考え方でおられるのかについてお聞きをしておきたいと考えております。

答弁をいただいたあと自席で一問一答をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、諸岡議員から社会福祉について2件のご質問をいただいたところでございます。順をおってご答弁を申し上げたいと思います。

まず1件目、美深町介護保険計画の第6期の考え方等についてでございます。市町村は

国が定める基本方針、3年を1期とするわけでありますけれどもこの介護保険事業計画を定めることとなっているわけでございます。その計画においては介護給付のサービスごとの見込み量であるとかその他介護策が定められるわけであります。その中でいろいろ7点にわたるご質問をいただいたところでございます。

まずひとつは、美深町の高齢者数、要介護認定者数これらの推移等についてお尋ねがございました。介護保険制度が開始されまして、これは平成12年にスタートしているわけでありますけれどもその当時の高齢者の人数は1,553人ほどでございました。高齢者率について25.7%、要介護者については198人という数字がありました。しかしながら、それから3年ごとでありますけれども今年の年度末においても今2月末の数字でありますけれども26年の2月末では高齢者は1,770人と抑えております。高齢化率については37.1%、要介護認定者については322人という状況でございます。当時と比較致しますと高齢者については217人、高齢化率では11.3%、要介護認定者については124人ほどの増加となっているわけでございます。ただ、第5次の計画は今最終年でありますけれども第5次の比較では今当初の数字を申しあげましたけれども第5次の比較においてはそれほど上回っている数字ではございません。逆に、下回るような数字であると申し上げておきたいと思います。

次に、施設サービス、地域密着型サービス、居宅サービス、特定高額保険料の給付実績等の計画化の見込みとその分析のお尋ねがございました。施設サービスでは利用者の増減や長期入院などの変動がありますけれども給付費はおおむね計画通りに推移していると申し上げてよいかと思います。また、地域密着型サービスの昨年の9月に老人憩いの家のある事業所が開設されておりましておおむね計画通り推移していると言えると思います。同時に居宅サービスについては昨年の5月に町内に訪問介護事業所が開設されております。また、住所地特例という制度がございまして旭川近郊の都市での利用が伸びております。居宅サービス全体として増加傾向にあるわけであります。介護サービスの給付費は過去2年間の実績では居宅サービスの増加が見られますけれどもこれもほぼ計画通りに経過しておりますと本年度末同様に推移する方向であるかとみているわけでございます。

次に、次の時期の介護保険料の算定時期についてのご質問がございました。今時点3,600円という基準数字を持っているわけでありますけれども、平成26年度の早い時期に美深町高齢者保健福祉計画等策定委員会を設置いたしまして、高齢者保健福祉等実態調査を実施をしながら各種サービスの見込み量を検討したうえで次期の介護保険料を平成26年度次年度に新年度でありますけれども検討をしてまいりたいと思っております。

次に、介護報酬改定後の影響等についてのご質問であります。介護報酬は3年ごとに改

定をされておりまして、平成26年度この4月からは消費税増税分に伴うものとして0.63%の報酬改定がなされております。介護給付の影響額としては約280万円ほどの増加を見込んでおりますけれども、現時点では平成26年度が最終年度となる第5期の介護保険事業計画の範囲内で対応できる見込みと考えておりますので、介護保険料に今直接影響を及ぼすものではないと考えているわけでございます。

次に、要介護認定者のサービスに対しての課題であります。福祉のまちとして自治体希望に沿った一定の各種介護サービスを提供しているわけであります。ただ、都市部のようにいろいろな豊富な事業所数がたくさん確保できていないため緊急時のサービスに対応できない場合があるのかと考えているわけでございます。また、全国的な問題でもあります介護従事者を今後どう確保していくのかという大きな課題があるわけであります。これらについては関係機関と十分検討をしながら対応していきたいと考えております。

次に、6番目でありますけれども、町内の介護施設の状況と需給状況についてであります。施設系サービスとして特養老人ホームの10床、厚生病院の介護療養型12床、グループホーム18床、小規模多機能型居宅介護9床、介護保険対象外施設として、むつみの苑、えにしの里、緑生苑のグループホーム等があるわけでございます。待機者の状況について申し上げますけれども、特別養護老人ホームにおいては現在48名の方が入所されていると聞いております。その中で、病院に入院されている方や他の施設に入所されている方などが全体で38名ほどいると聞いておりましてこれらの数字を含んで48名ということございます。従って、在宅における待機者は約10名程度ではないかと思っております。また、他の施設におきましても待機者の状況はそれほど多くはなく、施設サービスの利用については一定の環境が整っているのではないかとおさえております。

最後に、7点目の質問でありますけれども、自宅での老々介護の実態でありますけれども、老々介護の社会的問題としては家庭の事情などで高齢者が介護せざるを得ない状況で家族の共倒れ、介護疲れによる事件などが心配されているわけでありますけれども、その一方で、高齢者になっても住み慣れた自宅でできるだけ長く生活を送りたいと希望される方はヘルパー事業やデイサービス、必要に応じて施設のショートステイなどの利用など家庭の状況に応じたサービスの利用が行われると考えておりまして、ケアマネジャーであるとか民生委員などと連携をとりながら家庭環境を考慮しつつできるだけ本人の希望に沿ったサービスの提供を行ってまいりたいと考えているわけでございます。

以上が介護保険第6期の基本的な考え方でございます。

2つ目の質問でありました特定検診及び特定保健指導の制度化等についての質問でございます。平成20年4月から法律に基づき生活習慣病予防のための各医療保険者に実施が

義務づけられているわけでございます。これが特定検診の関係が医療保険者に実施が義務づけられるということでございます。

そういう中で5点にわたって具体的な質問がございました。

1つとしては特定検診の受診率の関係であります。生活習慣病については生活習慣を改善するということでその予防と重症化さらには合併症を避けるために生活習慣を見直す手段として特定検診が行われるわけでありますけれども、平成24年度の本町の国民健康保険の数値目標としては65%を掲げているわけであります。受診率については今の所52.7%という数字であります。目標を下回っておりますけれども全道の受診率の順位から申し上げると52.7%でありますから若干65%に対しては届かないわけでありますけれども全道の受診率の順位からいきますと全道20位という高い位置でありますので一生懸命行政としては努力をしていますし、また、町民の方々も健康に留意されているのかと思っております。

2つ目の特定保健指導の実情でございます。特定検診を受診された結果、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備軍となった方々に対しそれぞれの生活実態に応じ生活習慣の改善に向けたサポートを保健指導として行っているわけでございます。平成24年度の実績でありますけれども、特定検診を受診した方のうち40名が特定保健指導を実施しております。

次に、孤独死予防の活動状況等についてのご質問もございました。高齢者や障害のある方が近隣に気づかれずに亡くなっていくことがひとつの大きな社会問題として取り上げられている状況でございます。本町においても福祉担当と包括支援センターが中心となりながら各地区の民生委員による訪問活動、自治会、介護事業者など地域のネットワークを図り見守りの体制づくりを進めているところでございまして、今後とも関係部局や関係機関で組織する美深町安心ネットワーク推進協議会において地域ネットワークの充実に向けた協議を行ってより良い見守り体制に取り組んでまいりたいと考えているわけでございます。

4つ目の自治会や社会福祉協議会との連携でございますけれども、これは保健推進員との連携によりまして各地域の健康教室の開催であるとか講演会などを開催しているわけでございまして、まず、特色ある地域活動では健康づくりと介護予防を合わせた定期的に活動をしているところが具体的な自治体としては4つほど聞いているわけであります。今後とも健康管理に対する意識の向上と具体的な健康づくりの実践が必要であるためこれも関係機関と連携をしながら健康づくりを推進してまいりたいと考えるわけでございます。

最後に町の担当職員の確保等について具体的な話がございました。本年度保健師の有資

格者が自己都合による退職を希望されておりまして、保険業務担当者2名、包括支援センター1名が退職をされることとなっているわけでございます。町としてはこれら退職者の補充について上川管内町村会が実施する合同試験での募集を始め、道内の保健師養成学校さらには国民健康保険連合会や北海道看護士協会、ハローワークなどにおいて新卒・社会人を問わずこの募集を行っているわけでありますけれども残念ながら今応募に至らないという状況であります。全道的に保健師の求人状況をみると応募者が不足しており、さらに少ない応募者が都市部に集中する傾向が強いため地方での保健師確保が非常に厳しい状況であります。しかしながら、保健師の確保に向けて継続して努力をしてまいりたいと思っているわけでありますけれども、現状において退職後の補充を確保するに至っておりませんのでこれらの業務遂行への影響を最小限となるよう有資格者による臨時的雇用であるとか職員の異動等により保健師確保までの期間を乗り切りたいと考えているわけでございます。この部分についてはどうかご理解をいただきたいと思います。

以上、社会福祉について大きな項目として2点のご質問をいただいたわけでございます。

以上で冒頭の答弁にしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） それでは1番から順をおって再質問をいたします。

まず、1番目の高齢者要介護の認定者数の推移等については計画通り問題なく増加を予想しながら今日までできているということではあります、しかし、現実にはこの26年までの予想から数的には要介護の認定は予想よりは下回っている部分があり、319の予想が322ですから実態よりは計画では少ない見積もりをしているというのが実情ではないかと考えております。これは結局今の高齢化率37.1%と予想しているわけですが、これが26年度もすでに私の持っているのは23年度の資料でありますからその時点では要介護認定者数を319と見ていたのが322名、何名かでありますが3名の違いが出ているということは少なく見積もっているという実態があるわけです。私はこの部分37.1%の状況はどのように変わっていくのか予想されていくのか、それから要介護者はまだ26年の2月段階でありましてまだ今年度来年3月までの予想ということになっていくわけですが、もちろんこういったものを決めるにあたっては実態調査またはそういったことを進めるという回答もあるわけですからそういう進めになるのかと思うのですがこの点については3名くらいは良いのではないかと言われればそれまでなのですが、300程度のこういった数の認定の数等を決めるにあたって違いをどう思われているのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今、おっしゃられました高齢化率37.1%というのが今の現場でありますけれども、だいたい今の推計といいますか今の状況では自然増・自然減等を含めて考えますとだいたい毎年1%程度はどうしても高齢者率が上がっていくのではないかと思っているわけでございます。そこで、要介護者の認定者数は若干数字の感じがありますけれどもおおむね冒頭申し上げましたけれども計画通りの範疇かと考えているわけでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 計画通りに行っているということではありますが、数的には年度年度で約10人程度の指数といったものを今日まで当てはめておりまして差は大体10人くらいかと考えていますが、こういった考え方のなかで進まれると思われるのですがこれらについてもそろそろ行動の時期的に変えなければならないと考えていますが、この部分について10名程度やっていたものをもう少し小刻みにしなければならないのではないかという査定が必要ではないかと思うのですがこの考え方についてお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今ほどは第5次の計画に基づいてお話しを申し上げているところでございます。従って、新しく今度計画を作る第6次の計画等については今まで年度年度で区別をしながら大体推計を立ててきたわけでありますので、この考え方を踏襲しながら踏まえながら第6次の計画の中でも細かな実態を把握する中で細かく計画を立てていきたいと思っているわけでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 26年度の23年に予測した高齢者数の数は1,833名と、2月末では1,770名になっています。これは数的には高齢者数の指標も違う気がするのですが、これは26年度に修正をかけていくという気持ちは分かるのですがやはり計画では甘いのではないかと考えていますが、この違い1,833を予想していたのが1,770になっていることについてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 高齢者の人数の推計でありますからなかなかきちんとはいかないのが実態でありますし、人の動き等とそして自然増・自然減等々そしてまた転入転出等々がありますのでなかなかきちんとした数字は出ないわけでありますけれども、しかしながら、わが町のような割と小さな町村においては推計で意外に近い数字を出せると思っておりますのでそのことを踏まえながら第6次には計画を立てていきたいと思っているわけでございます。高齢者の推計は若干上回るということでございますけれども要介護の部分に

については下回っているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 確かに要介護の認定は319で見込んでいましたから322というのは少ないのかと、確かにそういう点では町長の言うとおりだと思います。計画でありますからこの点についてはその程度で次に移らせていただきます。

次に、施設サービスまた地域密着型サービスの算定の関係について町長答弁ではこれについても計画通りでだいたい行っていると、若干の数の伸びはあるにしてもそういう推計であります。ただ、施設サービス費を考えた場合、平成21年度から26年度でこの割合などでは全体の保険給付を100とした場合に施設サービス費は57%を占めておりまして2億167万4千円というのが21年度の給付費の関係でありましたがこれが平成26年度2億3,578万6千円ということで%でも57から53に下がっていると、もうひとつ言わせてもらうなら地域密着型のサービス費は5,660万7千円これは16%を占めているのですがこの地域密着型サービス費というのが平成26年度で16%が21%に増えていて9,379万円に伸びているわけです。従って、ここが気になるところですが、施設サービス費は下がる、ところか地域密着型のサービス費というのは平成26年度16%から21%に上っているわけです。これが気になるのですが、実際には確かに2つの施設ができた関係があってこれからもまたこの数が変わると予想しますがこれはどのようになっていくのかお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 施設サービス、地域密着型サービス、居宅サービスこれらいろいろあるわけでありますけれども、それらは全体的には同じくらいなのですけれども全体的には居宅サービスが諸岡さん指摘するように伸びているということでありまして、前期計画と少し矛盾が出てきているということで相対的には施設サービスなり地域密着型サービスから居宅サービスに移ってきているという傾向があるものですから第6期の計画づくりについてはその辺のことを考慮しながら見直しを図っていくということで相対的にはそれほど数字的には給付費全体では計画実績等ではそう大きく開きがあるものではございません。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） それぞれの項目等については特にだんだん伸びていくのでは問題があるので、逆に、今町長が言っている居宅サービスは21年度から26年は同じ16%程度で維持されているわけです。5,737万6千円は7,162万円という形で予想されている中身ですが、居宅サービスを例としてあげておられるのですがこれの抑えとい

うのは16%程度で今年は2月の段階でこのような数字で16%という程度で上がるものなのかについてお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 諸岡委員は非常に古い21年度の数字を出されているのですけれども、私どもが抑えているのは24年の計画実施さらには25年度の計画実績等々の数字を持ちながら今答弁をしているわけでありますけれども、新しい数字今の実績でも先ほど申し上げた居宅サービスが計画よりも大きく伸びていると、24年の実績にしましても10%とは言いませんけれどもかなり高い率で伸びていると、さらに25年度については大きく伸びているという状況でありますからそれらを次期の第6次の計画の中で居宅サービス、さらには施設サービス、地域密着型サービスこれらの出来る所を直していきたいという計画実施に基づいて24年25年の見込み実績等を踏まえながら直していきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） その点については答弁をいただいたところですが、わたくしが気にしているのは居宅サービス施設ができてくることによって要介護の認定あるところはそのひとつはヘルパーさんが専従で入って要介護のお世話をしているという実態があるのですが、これらの施設に入ってのサービスということになっていくわけですがこれはどのような傾向になってどのようなことを行政側として臨んでいくのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 施設サービスさらには地域密着型サービスそして今議論をしている居宅サービスこの区分けの話でありますけれども、施設サービスというのはご案内のように特養であるとか老人ホームであるとか厚生病院の療養型施設これが施設サービスといわれる部分であります。地域密着型サービスというのは、厚生病院にあるデイサービスであるとか認知症対応型のグループホーム等々といわれるグループホームの関係、さらには小規模多機能型といわれる介護これが地域密着型サービスであります。ただ、これらは先ほど申し上げたように非常に給付費が下がってきている状況があるわけですけれども、逆に、先ほどから申し上げている居宅サービスといわれる訪問介護、ヘルパーさん、さらには通所介護デイサービス等々が相当充実されてきたという観点でとらえておりましてそれが充実されることによって居宅サービスというのが伸びてきている傾向だらうと思います。その辺のことを踏まえながら26年以降の第6次のサービスをどうするのかということを作っていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 住民としては充実するのを望んでいるわけでありまして鋭意努力をしていただきたいと考えております。3番目に入らせていただきますが、この月額3,600円これで当面は問題なくやっていけそうな答弁をいたいたと私は理解をしておりますが、この基金等につきましても6,000万円以上を美深町はもっていますがこれらの関係についてもこの関連の中で気になることだと思うのですが、毎年何百万円かずつ基金から崩したり前年度はないし今年度も基金の切り崩しというのではないと、一般財源等で充当できる部分でやっているということだと思うのですがこれについてはどうでしょうか。そして、この月額3,600円町長が答弁されたのはこの範囲内でやれるという解釈でよかったです。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 介護の基金からの取り崩しは数字を持っていないのですけれどもそれは当初予算で措置している通り計画通り進めていてそれはそれで予算措置をしておりますのでそれはそれで、ただ、大きく今の所消費税等々の問題もありますけれども26年度についてもそれほど心配なくやれるのではないかという考え方で答弁をしているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） そうしますと、この決定の際にはそこで心配をしているのですが、当面それでやれるということですからなるべくやってほしいと、値上げをしないでやれるのでしたらそれに越したことはないと考えています。それで、介護保険の関係については介護保険の収納状況という資料を持っているわけですが、未納等について普通徴収について未納金額が149,540円という金額が上がっておりまして出納率97.6%が24年度の事務報告書等について出されております。これについてはどのように、これは24年ですから26年度に入るわけですがこれは今どのようにとらえておられるのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 先にお話しがありました基金の関係でありますけれども、数字を持っていないと言ったのですけれども今年当初予算よりも下がって350万円程度と考えておりますのでそれについては順調にいっているのかと思っております。ただ、これは26年度の話で今の25年26年の話でありますので第6次の3,600円でそのままいくかということについては若干これから課題でありますので検討をしながら、ただ、大きく上がるというのは抑えておりません。なるべく低い方が良いだろうと思いますしそのような努力をしなければならないと思っておりますし、それほど大きく上がっていく数字には

なっていかないと思っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） これについては後ほど提案された時点で議論をしようと思いますのでそれについてはよいのですか、介護保険の報酬と改定等の関係については担当者などについても報酬アップということがあるかと思ったのですが、これについては具体的には保険料等の影響等についてもそれなりに問題なくやっているのだということだと思うのですがその範囲内だと思うのですが、課題といいますかこういったことについてのトラブル等については今現在ないと考えているのですがそれらの対処等について再度お聞きをしておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 質問の趣旨がわからないところがあるのですが、トラブル等についてはございません。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 5番目に、介護認定制のサービスで課題としてどうなっているのかということで緊急な対応等については対応しきれないという答弁をいただいたわけですがれども、特にこれら課題等については担当者、関係機関と十分打ち合わせをしながら進めるという回答でありますからこれらについてはそのように理解をします。続いての6番目でありますけれども、特に、町内の介護施設の設置等について今後の動き等についてはどのようにとらえておられるのか、確かに2施設ができまして十分だということだと思うのですけれども、さらに介護施設はいろいろえにしの里とかむつみの苑、緑生苑という形で介護を含めた従来のものにも48名入所されている中で病院の入所者38名で合わせても48名ということで10名程度の待機者という答弁でありましたが、これらについてそれほど多くないということはやはり介護に対する担当者の努力もあるのかと考えておりますそういう点では特にこの中で今後もこういった施設の多くは連携をとりながら10名の待機者も含めて整理していくものだと考えているのですが、これについて第6期も特に変わった状況のない中で進められると思うのですがこれについて再度答弁を望みます。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 第5期が今年度で終わるわけでありますけれども、第6期についても計画策定実績を踏まえながら第5期の考え方を継続していく、それを踏襲していくという基本的な考え方であります。ただ、中身において先ほど申し上げましたような居宅サービスの部分が増えるそういう部分等々がありますからそれらの部分について手直しを含めて努力をしてまいりたいと思っているわけでございます。また、わが町単独でありますけ

れども老々介護だとかそういう居宅の部分については条例等を作りながら介護手当等々も支給しているということでこれは他の町村にすべてがあるわけではありませんのでわが町としてはそういう部分等についても努力をしているということをご理解いただいておきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 7番目でありますけれども老々介護の関係です。確かにそれなりの家庭の個人の希望も含めて住み慣れた自分の家で介護を受けながらということだと思うのですけれども、ショートステイ等の対応をしながらということですがショートステイの実情というのは十分機能されて老々介護等についての対応がされているという理解でよかったです。再度答弁をお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） ショートステイの利用については守られていると思っておりますけれども、相対的にショートステイといわれる部分では施設は充実しておりますけれどもその部分の利用が少し減っているのではないかという話は聞かされております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 時間がありませんので次の項目に入らせていただきます。この項目につきましては今年がちょうど1年でありますので第6期に向けた議論を今後も続けていきたいと考えているところでありましてなるべく情報の提供を理事者側にお願いをしてこの項目を終わります。

続いて2番目に入らせていただきますが、まず、1番目の特定検診等についてですが残念ながら65%の目標は52%ということで下回っているということですがこれは24年度の結果であります。平成25年度の結果等についてはもう少し月日が残っているところでありますがこれらについては町長自慢の順位が20位にあるということでありますからこれは大変良いことだと考えておりましてこういったものを気にしているところであります。今後も努力をいただきたいと思います。これはなおさら目標まで努力をしていただきたいと思います。2番目に入りまして、特定保健のメタボの関係とかいろいろ答弁をいただいて平成20年度は40名程度の特定検診指導をされているという話ですが、これは私は非常に少ない数ではないかと思っていますがこれについてどうおさえておられるのか、これはぜひとも指導をすべきと考えておりますのでこれについての考え方をお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 少ないといえば少ないというおさえ方もできるのかと思っておりますけれども、対象者全体では24年度の実績でありますけれども71人程度であります

て特定保健の指導を受けた方が 40 名ということありますから 56 % でありますから低いといえば低いのかもしれませんけれども、町の受診率の実施計画そのものでありますけれども 20 % 台から 25 ~ 6 %、28 %、30 %、40 % と、今 24 年度で持っていた町の受診計画これそのものが 45 でありますからそういうことからいくと 56 というのは相当上回って努力の数字が出ているのかと、ただ、見方によっては保険指導対象者 71 人いるわけでありますから全員に近い人が受けるべきだというご指摘があるかもしれませんけれども、わが町の受診計画等からいくと受診率は良い数字に行っているということを申し上げたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7 番 諸岡君。

○7 番（諸岡 勇君） つづきまして介護予防の関係ですが、例えば 3 番目は孤独死の予防の活動等についてでありますけれども、安心ホットネットワーク等見守り関係についても答弁をいただきたいところでありますですがやはりどうしても地域として気づかずに亡くなっている状況というのが実はありますし、最近は若い人も孤独死ではないと思いますけれども気づかずに亡くなられたという実態があるわけがありますが、地域のネットワークというものを充実していかなければならぬと考えておりますが、特に、美深町は冬期間に引きこもっておられる方というのが数多く気付くところでありますがなるべくそういった介護予防等についての予算等もあると思いますから十分な手立てをやるべきだと考えておりまして介護予防の継続の事業等についても考え方についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 非常に難しい話でありますけれども、町としていかに見守り体制を充実させるかしっかりさせるかということに尽くるのかと思っております。そこで、ひとつとして美深町安心ホットネットワーク推進協議会というものを作っているわけでございます。これは高齢者を地域で支える体制づくりということでございまして、構成メンバー等については民生委員の方だと社会福祉協議会の事務局長さんだと自治会連合会のそれぞれの局長さん、老人クラブの会長さんだと商工会の事務局長さんだとそういう方に入っていただいて推進協議会でいろいろ議論をしているところでございます。ただ、この部分は議論でありますのでなかなか実態としてはどうするのだというところでございまして、そこで 1 つの時代としては美深ニューパブリック協議会というものをつくっておりまして 26 年度から見守り事業をスタートさせているわけでございます。当然先ほど言いました民生員さんだと自治会の担当だとそういうところから色々なご意見なりご支持をいただくわけでありますけれども、ひとつは確認の方法として今情報端末を各家庭に入れておりますので朝 8 時 30 分には情報端末機でそれぞれ登録が必要でありますけれども

高齢者に安否の確認をしているところでございます。利用者についてはその端末の画面を見ながら連絡が来たときに元気ですよというボタンを押してもらうというシステムを26年からスタートをするわけでございます。さらには、地域協力隊等もおりますのでそういう連絡がない家庭等についてはそういうものも使いながら見守りだとか電話の応対がない場合については民生委員さんに連絡をしたりとか連携体制をつくってもらうという26年度の事業を考えて、もっと細かなこともあるかもしれませんけれどもそういうことを考えながら進めているわけでございます。しかしこれらの事業はあくまでも体制づくりが町として努力をするわけでありますけれども自治会なり民生委員協議会なり等々がやはり相当頑張ってもらわないとなかなか進まない事業でありますのでその点は議会の皆さん方についてもよろしくお願いを申し上げたいと思っているわけであります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 町長が答弁されていることについては納得しているところであります。また私はネットワークニューパブリック協議会等のいろいろな支援関係は十分なのですが、私は美深町はやはりお医者さんを入れた中身の例えば東京周辺あたりのテレビでやっておりましたがお医者さん看護士さんいろいろのスタッフ2～30人でその地域を見守っていくということで往診をしながらいろいろな対応をしているという街づくりができるで、都会これからそういったものを地域に発信しようとしている部分というのがありますし、もう少し綿密なデータを拾いながらやっていくというのがどんどん発信されているという気がするのですが今後ともそういう中身の中で改善をしながら体制を組んでほしいと思っております。最後にさらにお医者さんを含めたことができないかどうかということと、もうひとつは今回担当職員が3名退職をされるということでしたが確かにいろいろなことの関係については乗り切っていっていかなければならないと思うのですがやはり就学制度等も今この地に及んで高齢化を迎える町としてもこのことについて十分に手立てをしながらこの対応が必要になってくるのではないかと思いますが町長に具体的に今回はそういう対策を立てるべきだと私は考えておりますから再答弁をお願いしまして私はその答弁をもらいまして終了にしたいと思います。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 後段ありました保健師の確保等についてはこれから努力をしてまいりたいと思っております。それと、先に話しがありました見守り等々の部分について医者だとか等々も入れながら努力をしながら体制作りはどうだという話でございますが、理想としてわからないわけではありませんけれどもしかしながら現実問題としてわが町には

厚生病院の先生が2人、そして民間のお医者さんが1人、こういう3人体制でございまして、例えば、1年に1度か2度開く国保の運営協議会等々を開催するに当たってもなかなか1時間か2時間の出席を何とか日程・時間をやりくりしながらやっていただくという状況でありますので、なかなかお医者さんを見守りの部分に入れて相談をするということには実際にはならないのかということありますので、理想としてはわかりますけれどもご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、諸岡君の質問を終わります。

次、2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 私は、社会福祉と教育の学校給食について2点を通告いたしております。社会福祉の居宅介護の充実につきまして今ほど7番議員がいろいろ介護保険のサービス等については質問をしながら町長答弁をいただいておりますけれども、私は違った方面から質問をしてまいりたいと思います。

今ほど美深町のサービスの中の在宅、施設、介護、いろいろなサービスの中で充実をされていると町長はそのように答弁をしているのではないかと思っております。しかしながら、国が2012年に診療報酬を改定してきました。その中で何が大きな問題がと言いましたら医療介護は施設から在宅へと、そのためには診療所や病院の充実を図りながら在宅介護に力を入れたところに手厚く診療報酬を出そうではないかという國の方針が出されたところでございます。私どもの人口は2月現在で4,776名、そしてその中の65歳以上が1,770名、そして介護認定者が322名という数字になっております。先ほどからそのことについては議論されておりますけれども、今この1,770人が多いか少ないかは別にしまして団塊の世代が65歳から70歳になるこの間に来ているところでございます。そうしましたら、私どもの町の65歳の人口もおのずから40%は間もなくになるのではないかと考えております。その中で、今、介護認定者が322人おりますけれどもこの中で要支援が100何人近くいます。そして要介護認定者が200何名でしたかおりますけれども、その中で私どもの町はおのずと高齢化が一段と進んで在宅介護はやむをえなしということになるのではないかと思います。といいますのは、特養の入所基準が変わってまいりまして、認定3級以上でなければ施設に入られないという厚生労働省の基準が出てまいりましたときに、私どもの町は施設介護が充実できるのかと言いましたら難しいのではないかと考えられます。高齢化が進む中にあって、本町に在宅者となる要介護者あるいは介護者をどのように支えていかれる考えなのか。今現在、単独で在宅介護者に対しての支援も1件1万円を出しておりますか、そのくらいの手当てを出しながら支援をしているところですけれども在宅介護をしていくために町としてはどのような政策を考えておら

れるのか具体的なお考えがあればお示しいただきたいと思います。

次に、学校教育につきましてお伺いいたします。

給食センターが着々と建設に向けて進んできているようでございます。しかしながら、建物は今建てようとしているわけですけれども学校給食を進めるに当たって父兄をはじめとして町民がこの学校施設をどのような形で取り組んでいるのかということが全然見えてこないわけです。

まず1点目としましては、給食にかかる年間の維持費の算定です。年間の維持費というものを町民がどのくらい負担をするのか、それが24年度の4月に発表されましたけれどもこのご時世ですから物価高騰さまざまな要因があって出された金額が大幅に変わるのではないかと懸念されるわけですけれどもそれをなぜ住民に公表できないのか。

次、児童生徒の給食費の算定です。これも同じことが言えるのではないかでしょうか。全道平均の金額は出されております。しかしながら、美深町としてどのくらいの負担を給食食材費としていただくのか、それをどの時点で父兄に説明をするのでしょうか。もう来年から始まるわけです。当然それらは心の準備というものが父兄にもあるわけです。そういうことを踏まえてこれは建設以前の問題だと思うのです。

それから、もう1点目は、地元食材の活用を考えておられるのか。これはJA北はるかの青年部が町に要請文を出しているわけです。地元食材を是非使った学校給食をお願いしたいという、そうしましたら当然現時点からどのようなものが農業者として提供して頂けるのかということを踏まえながら進んでいかなければ来年6月から始まる給食に食材の提供ができないことになるのではありませんか。当然今年度それを備蓄しておいて27年度から活用するような例えば野菜類でジャガイモ・ニンジン・カボチャ・キャベツ、そういうものが地場産品として提供できるものなら本年度から使わなければつくっていかなければ活用はできないことになるわけです。

それからもうひとつ、地元食材を活用してと言っております。これは例えば、味噌だとか牛乳だとか肉だとか地元でそういうものが調達できるスタイルにならないのかどうか。それらも先程議員協議会の中で栄養士さんが配置されてから考えていきたいと言いましたけれども、これは本町に栄養士さんが住民かあるいは幼児センターにいるわけです。そういう方の経験を踏まえながらこれは実際に計画をしていける問題だと私は思っているわけです。

それから5番目としましては、食育教育をしたいと言いましたときに栄養教諭を配置する必要があると私はとらえているのですけれども、配置をする考え方があるのかどうかお伺いしたいと思います。

それから、本町にはいち早く幼児センターの中に給食センターができているわけです。その給食センターと学校給食センターとどのようにして連携をとっていくのか、その点についても質問をしてまいりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、藤守議員から社会福祉と教育についてそれぞれご質問をいただきました。教育については教育長さんにお願いをするわけでありますけれども、1つの社会福祉、居宅介護の充実について答弁を申し上げたいと思います。先ほど諸岡議員との答弁で施設サービス等々についておおむね計画が推移しているということを申し上げて、また、小規模多機能型の介護事業所等々が開設されているということで施設サービスの基盤が整ったと思っているわけでございます。ただ、議員が心配される在宅サービスについて各種の在宅、介護、予防、サービス等について議員もおっしゃられておりましたけれども寝たきり老人等介護手当支給条例等を町が単独で設けながら実施をしているわけでありますけれども、これらさらに充実という話がございました。しかしながら、新しい年度でいろいろと検討していくなければならないということがあると理解をしておりますけれども、先ほど申し上げた町単独の介護手当支給条例のほかに何点か今実施をしている居宅サービスがありますのでご理解をしてほしいと思っております。ひとつは、要介護者等の生活支援短期宿泊事業がございます。それに介護用品の支給事業もございます。介護用品の支給事業は紙おむつ等々のものでございますけれどもこれも町単独でやっているわけでございます。さらに、各種教室の開催、運動機能の向上教室であるとか転倒防止であるとか頭と体のリハビリ教室であるとか口腔の関係だとかこういう事業も各種教室として居宅サービスにつながるものとして実施をさせていただいているわけでございます。そのほか、高齢者の配食サービス事業も実施をしているわけでございます。先ほど申しました介護手当支給事業等も入れると全体で5つほどの町単の事業等を実施しているわけでありますのでこの辺のことについてはご理解をいただきながら、さらにこれらを踏まえながら次期計画でどう充実をさせていくのかということについては少し検討を加えていかなければならぬと思っています。それと、先ほど要介護3以上でなければ次の段階で老人ホーム等々になかなか入れないというお話しがありました。確かにそういう方向が出ているわけでありますけれども、少し今になって若干流動的になって動いてきていることがあってそうはいっても緩和措置が出てくるのかと見ております。そこで、うちの特養の実態等でありますけれども、要介護1・2の方々はきちんと押された数字ではありませんけれどもほとんどいないのではないかと、そういう想定を今の時点でしているわけでございます。従って、そう大きな問題としてはなってこないのかと、ただ、議員が

言われるようすにそれぞれ町としての居宅介護の関係についてはより充実する方向でまたそれを求められていると思いますので努力をしてまいりたいと思っているわけでございます。

以上、私からは社会福祉に限った答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田正充君） 2番、藤守議員から学校給食にかかるご質問をいただきました。学校給食の経過等についてはこれまでそれぞれの節目節目でいろいろな形でお知らせをしてきたと考えているところでございます。その中でご質問がありました、まず、維持費の問題でございます。これまで先ほどおっしゃっておりましたけれども3,100万円ほどということでお話しを申し上げてきました。その中でそれがいくらになるのかそれについては今いろいろな形で実施設計を組む段階それから準備・協議をしていく段階で詰めていく部分がたくさんありますからまだまだ詰めきれていないというのが現状でございますけれども、当初、調理員7名というお話しをしておりましたけれども実績を組んでみると人の動きそういったことから8名が必要でないかということでそういった部分、それから代替職員が必要だということから若干増えてくるだろうということでその分含めて3,300万円程度が今必要なのかと考えております。ただ、今後まだまだ詰めていかなければならぬ事業がありますのであくまでも現段階の見通しでございます。そして先ほど議員もおっしゃっておりましたけれども人件費等の高騰そういったこともどのように影響してくるのかということも見きわめていかなければならないと思っています。それから給食費の問題でございますけれども、これまでひとつの目安として、全道平均小学校高学年でいきますと231円、それから中学校でいきますと278円ということで、これは平成24年度の数字ですけれども町広報含めて皆さんにお知らせをしてきたところでございます。基本的にはこういったものを十分参考にさせていただきながら、ただ、食材の関係では若干の伸びが出てくるだろうということでございますから今後準備委員会の中でこういったことを協議しながら保護者の方にもそのことを提示する時期が来ます。そしてご議論いただくという形になってくるのかと思いますけれども、今後そのへんの作業を進めていきたいと思っていますのでご理解をいただきたいと思います。地元食材の活用についてということでございますけれども、これもこれまでお話ししてきた通りやはり地元のものをいかに使っていくかということが非常に大切なことで教育活動に対しても大きなことであると思っております。その中で具体的に味噌、牛乳、肉と、これはひとつの例だと思いますけれどもあげられておりました。ミソについては地元で作られている部分を使っていくとか給食センターで作るとかいろいろな取り組をされている例もあります。それがうちの場合、即可能かどうかということがあるでしょうし、それらの安全性の問題含めて十分見極

めていかなければならないと思っています。牛乳については、たとえば豊富町でいいますと地元に工場を持っていますからそれを使うということも可能ですが、できる限り地元の牛乳が搬出されているものを使っていくということは基本に持っていますけれども、ただ、システム的になかなかそうはなっていかないという現実もあります。そういったことも十分協議をしていかなければならないと思います。先ほどおっしゃっていました肉等については可能な限りそういったことを考えて行きたいということで農業者なり商工会さんなりにそういったことの流通等についてどうにかならないかという協議を申し上げている最中でございます。それから、栄養教諭の配置でありますけれども、栄養教諭は基本的に道が配置されるものですけれども、本町の場合平成27年からの実施ということでございますから道からの配置されるのは平成27年度からということで栄養教諭が配置をいただけると考えております。ただ、これまででもお話ししてきた通りいろいろな準備をしていく段階でやはり栄養教諭という方が実際に現場に携わる方がいらっしゃらないといろいろな部分で協議ができない部分があるということがございまして、26年度から栄養教諭を配置してほしいということを北海道教育委員会の方に要請を申し上げてきました。残念ながら制度として実施をしていない市町村に配置をするという制度がございませんので、町の方で費用負担をして町の職員にするという形で1年間北海道教育委員会の方から配置をいただけるという内諾をいただいたところでございます。そういったことから新年度から1人配置させていただきたいと、北海道教育委員会からの1年間職員をお借りするということですから平成27年度に実施をする段階では北海道の方にお返しをして基本的にその方がそのまま北海道からの栄養教諭という形になっていただければ1番ベストだと思っております。それから幼児センターとのかかわりの関係でございます。これはいろいろな関わり方が出てくると思っています。特に、地域としてのいろいろな食に対する課題ですとかそういったこともあるのだろうと思います。そういった部分では幼児センターそれから給食センターその辺の情報交換を密にしながら統一した指導体制ができるということも必要だと思っています。そういうことも実施に向けた部分の実施をしていく上での連携になっていくのだと思っています。そういう形で連携を図って、まず安全第一に給食をスタートさせて行きたいと考えていますのでそれに向けた準備を進めていきたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） それでは町長にお聞きをしたいと思います。

町長は、居宅介護の取り組をどのようにとらえているのかと、私はそこが疑問視するわけです。居宅介護というのはある程度自宅で介護をしながらそしてデイサービス、ショートステイそういうサービスを利用しながら自宅で介護することが居宅介護の基本だと思っ

ているのです。それをいかに充実するかということ、そうしなければ在宅介護はできないわけです。介護する者に負担がかかってお手上げになるということになるわけです。そのために美深町でどうするかということ、それが充実されているかと言いましたら私は決して充実しているとは思えないのです。ということは、在宅で寝たきりのための訪問介護の介護士さん、それからケアマネジャーさん、それから看護士さん、お医者さん、これが一体化にならなければ在宅介護はあり得ないのではないかと思えるのです。例えば、厚生病院に入院したとします。脳梗塞と言われましたと、でも、これ以上の手当てはできませんと、薬の効果も現れませんと、どこか施設に入るか在宅介護という形になったときに、それでは自分のうちに連れて帰ることができるかというと訪問看護制度もなし、お医者さんの往診もなしで在宅では当然診られなくなるわけです。その辺をどうしたらよいかと、この国の制度ではそこを充実させなさいと、それによって手当てをしますという改定なのです。そうしましたときに、うちには厚生病院という大きな病院があります。これは厚生連が運営しているとは言いながらも美深町で赤字補てんと言ったら怒られますけれども機材の購入の補てんもして充実させて美深町の医療機関として何とか力になってもらおうと思って町は努力をしているのですけれども、厚生連の方がその努力に報いてくれていないような気がするのですけれども。その辺を解決しなければ美深町の在宅介護の充実はないのではないかと思います。ですから、その辺を厚生連と腹を割って話したことがおわりかどうか、そして今現在、先程12名とおっしゃいましたけれども厚生病院で部屋が11名の介護施設が割り当てられているわけです。そうしましたらそれは年中満床の状態でそこに入ることは当然かなわないということが起きるわけです。老々介護の身になったときに、さてどうしたら良いのかということはやはりみんなが悩むところではないかと思うのです。その辺が解決できることには美深町がのまちとして大きな柱のひとつにしているものが崩れていくのではないかと思うのですけれどもこの点についてお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 老々介護といいますか居宅介護といいますか、この部分については議員さんとさほど認識が変わるとは思っておりませんけれども、しかしながら、介護という部分については福祉なのです。ところが病院というのは福祉ではなくて医療なのです。そういうことの基本的なことがあるわけですけれども、それはそれとして垣根を取り払いながら地域の実情として病院は病院として医療として福祉の分野についても応援できるとはどうするかという観点でそれぞれの考え方があるわけですけれども、それぞれが努力をしながらやっているということで必ずしも今の病院の2名の体制の中で居宅介護にかかるところまでなかなか手が回らないというのが現状でありますので、その辺のところはい

いろいろ赤字補てんとか言われますけれども厚生病院はあくまでも基本的には医療という部分が中心になるわけでありますのでご理解をいただきておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 確かに今町長がおっしゃるように厚生病院は医療の部分です。その医療が成り立たない場合には居宅介護というものも成り立たないと、国はこの大きな改正は医療と介護について改正をしていきたいと、そのためには在宅介護ができるようなスタイルに医療も病院も診療所もそれを整えることによって診療報酬を上げようではないかという形になってきているわけです。ですから、その点を何とかできないのかと、厚生病院と協議をしながら、お医者さんは2人しかいないからというのはわかります。手が回らないのもわかります。しかし、私どもの4778人の人口で介護認定者が332人、この中で実際に施設から外れている人が要介護332人の中から特養と病院の入所者とそれ以外に地方に出ていている方と考えましたらやはりいろいろなサービスを受けながら住んでいるけれども100人以上の方は要介護あるいは要支援の中で自宅で何らかの形で生活をしているのではないかと思うのです。それが今後ますます増えていくのではないかと、美深の施設は限られているわけです。デイサービスにしましてもショートステイにしましてもそれから施設介護にしましても限られた人数しかそこに行かれないのでです。ですから、それから外れたものはどうするかとそういうことを考えながら今後進んでいかなければならぬのではないかと思うものですから、その点、先ほど町長は保健婦さんの3人の補充もままならないとおっしゃっておりましたけれども、私は全道を駆け回ってでもやはりそのことは補充するために努力すべきだと、この福祉のまちとして立ち上げてそして他所に誇りを持って進んでいくにはそのくらいのことをしてもらわなければならぬと思うのです。ですから、これを進めていくには医療と町側と地域住民とが1つにならなければできないことなのです。それをひとつにするためにはどうしたら良いかといったら情報の公開が美深町は遅いのではないかと、どのくらいの人がこの介護保険の制度を理解しているのかと、そのことをやはりもっと真剣に町側もあるいは住民側もそれから医療機関とも連携をとって話し合いをする場を設ける必要があるのではないかと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 議員の論調を聞いておりますと叱られている訳でありますけれども、そうではなくてみんなでどう作っていくかということをお願いしたいと思っております。共々にそれぞれの施設を預かるもの、町の立場、皆さん方の立場、いろいろあると思います。そういうことでお願いをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君）　悪いと言っているわけではないのです。これが充実されていかなければ大変なことになるから、それではどうしようかといったときに私の方の所管事務調査で町長も目を通してくれたのではないかと思うのです。このことはとても大事なことですのでぜひ聴いていただきたいと思うのですけれども、結論を出しましたのは、私どもの美深町としては国が示されている要支援認定者、介護サービスの地域医療への移行などを受けて体制の課題がたくさんあると、各サービスに共通していることはヘルパー、介護福祉士、看護士等の人材確保、育成が重要である。わが町において介護サービス、保険サービス提供に重要な民間事業者との連携強化、適正な支援策をよりいっそう進めていく必要がある。という調査の結果のまとめをしたところなのです。ということは、やはり情報の公開をしっかりとしながら町民とともに進めていかなければならないのですけれども、この情報の提供というものをどのような形にしたらよいのかと言ったらそれもまた難しいのでしょうかけれども、先般高齢者の110大学の美深校の懇談会の中で、介護保険制度がどういう形になって自分たちがその場になつたらどう利用するかという勉強会をしたことがありますかといったら、全然したことはありませんと、ただ介護保険料が年金から引かれているから健康保険と同じなのだと、黙っていても介護保険は使えるのだなど、その程度の理解しかされていないということ、やはり実際に自分が使う立場になって勉強をしなければこういうものはわからないわけですけれども、なかなか自分がそういう立場にならないからその制度を理解しようしないという町民も多いというわけは分かっていたいと、それを理解させるためにはどうするかというとやはり住民福祉課が真剣になってそういうものをただパンフレットを回すだけではなく介護保険の改訂のたびにパンフレットが回ってきますけれどもそうではなくて自分が使う立場になったときにはこういうふうにしなければならないということで勉強会も開く必要があるのではないかと思うのです。私はそのことをみんなでやるにはどうしたらよいかと、それにはやはり町は情報の公開が必要だと思うのです。そういうことを提案しているのです。

○議長（倉兼政彦君）　町長。

○町長（山口信夫君）　情報の公開というのは非常にどういう情報をどの時点でどう出せば良いのかこれは非常に難しい問題だと思っています。また、何が情報でという部分もありますけれども、例えば、今国で議員がおっしゃるように居宅介護、老々介護等々について力を入れる施設介護から居宅介護に力を入れるこういう国の1つの方針を出していることもわれわれも承知はしております。では、中身は何なのだと、そして町村は何をすべきなのかと、そして国は町村に何をケアしてくれるのか、そういうことが密接に見えてこなければ現実として何をするのだと、情報開示だとかいろいろ言われますけれども、その部

分をもっと詰めた話でなければ現実としてはなっていかないのではないかと、おかしな情報を出すことが果たして良いことになっていくのかどうか、例えば、そういう勉強会等々研修会等々をやったときにどれだけの人が集まってくれるのか、介護保険で勉強会をしなかったことはありません。やっていると思っています。それぞれの努力をしていると、そして、それぞれ自治会なりいろいろな会合の中でそういう勉強会等々についてもやっているわけであります。全然やっていないという話は私もつらいわけであります。一生懸命努力をすることありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 今ほど情報の公開ということは難しいという町長の答弁でしたがれども、やはり行政は住民にサービスとしては情報の公開が第1ですのでそのことをおわすれなく。それからもう1つお願いしておきたいのは、厚生病院とどのような対応されているのか、町長が年に何回くらい厚生病院と話し合いをされているのかそのことをお伺いしておきたいと思います。といいますのは、こういう国の情報が出てきたわけですが、病院や診療所が在宅介護に力を入れると診療報酬が充実されますよという情報を得た時に、美深町の厚生病院としてどう対応してくれるのか、ただ医者が足りないから出来ないと、それだけではなくて腹を割って話をするということが必要ではないのかとそのように思えるのです。在宅介護というのは私たちは当然緊急の時にお医者さんが往診をしてくれて、そして生活できるものという簡単にそういうことを思っているわけですけれども、そういうことがせめてお医者さんがいなければ今訪問看護士という制度ができてその充実もできるようになってきているわけです。ですから在宅介護のためにケアマネジャーばかりの充実ではなくてそういう介護、保健師、保健婦さんの充実もしていく必要が出てくるのではないかと思ってならないわけです。もうひとつお願いしておきたいことは、また、町長の答弁を聞きたいことは、広域圏で名寄市と結んでいますね、医療関係。それは厚生病院などのような連携ができるのかそのことをお聞きしたいと思います。厚生病院の運営についてはいろいろと伺っておりますけれども広域圏として名寄市立病院と美深厚生病院などのような連携ができるのかお伺いしておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 何点かご質問がございましたので具体的な数字を少しお知らせしておきたいと思います。まず、居宅サービスの実績でありますけれども、どのくらい実際居宅サービスという部分で先ほど町単の補助事業だとかそういうものもいいましたけれども、そのほかにそれぞれの協議会なり病院なりそういうところでどれぐらい現実にわが町ではやっているのかということについてお知らせをしておきたいと思います。まず、社会

福祉協議会で居宅サービス訪問介護これは延べ人員で510人実施をしているわけであります。さらにこの部分については介護という部分で延べありますけれども3千回に近い延べで出ているわけであります。さらに予防については286回という数字が出ております。これらにかかる給付費としても介護で1,500万円、予防で500万円ほど社会福祉協議会として実施をしているわけでございます。その他、厚生病院としてもやっていないというお話しを言われるわけでありますけれども実人員で310人ほどやっておりまして延べで千回を超える方が介護で利用されているわけであります。予防としても4百回を超える訪問介護をやっているわけであります。給付にしても両方で1,000万円近い数字があるわけであります。その他、特養のデイサービス等々についても通所介護でありますけれども430という実人員で介護で1,100回を超えるもの、さらに予防では200回を超える数字であります。その他、特養のショートという制度もあって利用をいただいているわけであります。これら事業所ごとでいえば4つになるわけでありますけれどもそういうことをやっているのだということで居宅のサービス事業の実績として延べ人員で1370人を超える人がこれを利用しているということであります。延べ人員にしてみれば7,500を超えるという数字であります。それぞれの4カ所で。お金にしても5,500万円を超える数字であるということのご理解を基本的にしてほしいと思います。なにもやっていないということではないということでございます。それと、厚生病院とどの程度接触をしているのかという話でありますけれども、道での会議われわれ厚生病院を預かる所在町村の町村長が行けない場合は副長に行ってもらう場合もあるわけでありますけれども、そういうことは年に1・2回、さらにはそれを通して道庁の方に陳情をする場合もあるわけでありますけれどもその程度が一般的であります。その他、私としては個人的といつたら語弊がありますけれども厚生病院の運営委員も兼ねておりますので旭川厚生病院の運営委員会さらに地元の運営委員会、議員さんも今運営委員会にお勤めかどうかわかりませんけれども議会からも運営委員に入ってもらって運営委員会を厚生連本部から来て地元で開催をしているということでございます。その他、厚生病院の院長さん、内科の医長さん等々と懇談の機会を持っているわけでございます。その他、だいたい各月ぐらいだと思いますけれども事務段階ではそれぞれ事務長さん段階とうちの事務段階とのやりとりが常にありますのでそういうことの情報を踏まえながら現実をお互いに出し合いながら相談をしているということでございます。それと、勉強会・研修会の話でありますけれども、どうかこの議会中でありますけれども3月15日に内科の吉田先生がわざわざ外へ出てCOM100で研修会をやられるわけでありますので、必ずしも居宅サービスという部分といえるかどうかわかりませんけれどもこの機会にご利用いただければありがたいと思って

おりますのでご理解をいただきたいと思います。それと、名寄市立病院との連携でありますけれども、厚生病院からかなりの患者さんを送っておられるということについてはご理解をいただき、また、名寄市立病院でこちらへ回ってくる部分も相当あるということで伺っております。その他、この医者が2名体制でありますのでどうしても当直であるとかそういう部分が不足するわけでありますけれども名寄市立病院から医者が派遣されて来ています。今何人という数は持っておりませんけれども、医大からも来ますし旭川厚生連からも来ますし名寄市立病院からも具体的に何人か必ず来るという提携になっておりまして来ているということでございます。もちろんお金のかかる話でありますけれどもそういう状況で提携の中で広域の中で取り組んでいるということでございます。名寄市立病院もうちだけではなくて各地に広域という観点の中で配置をしているという状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） それでは、次に教育の方に移りたいと思います。

まず、最初に町民負担の維持費について施設管理維持費についてですけれども、現実に今給食センターの実施設計ができてすでに電気設備、機械設備、暖房設備、厨房設備等の予算が1,800万円ほど上積みされた形で実施設計がされているというのが現実です。その中で、当然そうしましたら施設管理費もおのずと上がってくるのではないかと、今1,000万円の施設管理を見ておりますけれどもそういう試算をしながら実施に向けて進んでいかなければならないと思うのですけれども、電気代の高騰あるいは消費税のアップで水道料等も上がってくるわけですから当然試算はされなければおかしいのではないかと思うのですけれども、そのへんはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

それから、学校給食の食材費の問題ですけれども、現実的に道の試算で24年4月段階では出されてきておりますけれども、当然もう単独で美深町の試算が出てきて当たり前ではないかと思うわけです。今も学校給食センターが建設に向いているのに、学校給食費がそんなに高いのならやめたということにはなりませんし、ですから、早めにそういうものは提示して父兄も心構えをしっかりとしてもらうということで、そしてその学校給食に向けて父兄と子供と先生が一体になって27年を迎えるようなスタイルにしなければならないのではないかと思うのですが。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） まず、維持費の試算の関係でございますけれども、建設費は言われる通りいろいろな近年の建設事業等のかかわりで建設費が増えたということは今議員おっしゃられた通りでございます。その中で、維持費等の関係でこれは現在の電気料金ですとかそういったことを踏まえながら一定の現段階の試算をやっております。ただ、その

中でやはり維持費全体の中でまだまだ具体的に詰めなければならないところが若干残っております。それから、例えば、配送の問題も基本的には1人という配送の考えもしておりましたけれども本当に1人でよいのかどうなのか、2人体制が必要ではないかということもこれから最終段階で詰めていかなければならないということで、まだ若干上がる要素が言われる通りございます。そういうものをしっかりと詰めていきたいと思います。ただ、当初お示しました3,100万円というのはかなりそういった部分では本当の他の市町村等の状況を見ながらのものでしたけれどもひとつの基礎になっているということはご理解をいただければと思います。ただ、先ほど申し上げた通り若干いろいろなことで動いていく要素はあるということをご理解いただきたいと思います。

それから食材料費の関係でございます。給食費については他の状況を見ていて毎年スタート段階で今年の給食費はいくらにするかという議論をしてそして1年間の給食を毎年見直しをしていくという実態がございます。そう考えますと、先ほど議員さんがおっしゃられた通り今の物価の状況の中で例えば今日の時点で一定程度のものを出してもそれが本当に良いのかどうかということもあるのだと思います。それから、先ほど申し上げましたが栄養教諭が来た段階でメニューですとかそういったものの見積もりをした中の試算をしていかないとなかなか協議のできる数字が出てこないという実態がございます。ですから、あくまでも全道平均という数字を一つの目安として知っていただきたいと、これはこれまでの特別委員会等の中でもそういったものを出すべきだというご指摘をいただいて昨年からしっかりと保護者等にもお示ししております。それから、先日議員協議会の中でもいろいろなご意見をいただきましたけれども、そういったものを踏まえながら先週PTAの方に対しても全部周知をしております。そういうなかでも示させていただいております。そういうことを基本にしながら試算をしていかなければならないと思っております。やはり、できるだけ実施に近い時期に試算をすることの方が価格の部分でも適正な試算になってくるだろうと思っています。そういうことを総合的に考えますと新年度に入つてやはり秋口くらいになるでしょうか、その頃に一定の試算ができればという考え方をもっておりります。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） その件については了解しました。

地場産品の活用の方法ですけれども、この点につきましてはやはり野菜等の農産品等はやはり地元のものを使うという考え方からいくともう今年度から契約栽培などをしていくかないと間に合わないことになるのではないかと思います。ですから、そのことについては早急にこの地産地消を打ち出している農業者と真剣に話し合う必要があるのではないかと思

うのですがどこまでそれが煮詰められているのかお伺いいたします。それから、加工品のミソだとか牛乳だとかお肉だとかそういうものの活用については可能な限りとはおっしゃいますけれども、ミソでも肉でも地場産品を使っている近隣の町村はたくさんあるわけです。安全性といいまして安全であるから利用するのであって、その辺は地元で作ると安全性が心配なような配慮をされているのかとそう思われてならないのですけれども、そうではなくて、地元でさらに子供たちに安全なものを食してもらうという取り組をしていただければ良いのではないかと思います。それには早めに立ち上げていかなければならぬとそう思ってならないところです。

それから次に、栄養教諭の話ですけれども、教育長は栄養士さんを栄養教諭と間違われておられるのではないかと思うのです。そうではなくて、栄養教諭というのは教員の資格を持った栄養士さんなわけです。その方を採用する考えはあるのかということをお聞きしているわけです。今回、道から派遣されるのはそういう方なのかどうか、それが 1 点です。

それから次に、幼児センターと学校給食の関係ですけれども、教育長も見てご存じの通り保育所の幼児センターの給食センターは本当にあれで安全なのでしょうか。私は学校給食センターを見ましてこれだけ大々的な衛生管理をした施設を建てるのにそれでは幼児センターはいかがなのか、幼児センターこそあのような立派な給食センターであるべきではなかったのかとそのように思われてならないわけです。0 歳から 5 歳児までの子供を預かってその中で給食を提供しているわけですけれども。

それからもう 1 点、幼児センターは何故臨時職員なのか、栄養士さんも臨時職員、調理師さんも臨時職員、それなのに学校給食センターは 8 人の学校給食の調理人を募集するわけです。その他に代替の調理士さんも頼むのでしょうかけれどもそのへんが矛盾しているのではないかと、小さいときから食の教育をしている幼児センターの職員が最初から臨時職員であったというのは私は今回産業教育常任委員会の所管事務調査で恥ずかしい話、初めて知ったところなのです。当然職員化されているものと思っていたものですからこの点は何としても腑に落ちないわけで、臨時職員と言ったら 10 カ月で 1 回切らなければならぬ制度だと思うのです。その辺が腑に落ちないところなのですけれども答弁をお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） まず、地場産品の関係です。農業者との契約栽培等の協議はどうなのだということでございますけれども、おっしゃられる通りいかに地場のものを使っていくかということで、そのために準備委員会の中でも農協さんにも入っていただきそして商工会の皆さんにも入っていただいております。そういった中で、地場のものをいかに

流通していただけるかといったことのお願いをしてきているわけです。契約栽培等の関係ですけれども、やはりまずは地元での流通が基本であろうと考えています。その中で、どうしても扱えないもの、ただ、今度は農家さんの方でも契約栽培をするといったときにそれができる、できないという問題が当然出てきますからいろいろな状況が整えばそういったことも一つの選択肢としてはあるのかと思いますけれども、それはやはり一定の議論をいただくという形になるかと思っています。それから、加工品の問題、安全性の問題ですけれども、私の言い方が悪かったのか地元で作ったものが不安だということを申し上げておるつもりはございません。おっしゃられる通りやはり地元でものをというのは例えば添加物の問題であるとかいろいろあるのだと思いますけれども、いろいろなことを考えていくとやはり地場でできたものを地場で食べてしていくということは一番良いことだろうと思っています。その中で、やはりいろいろなものをつくっていただく場合にはそれぞれのきちんとした形の中でできるものを使っていかなければならぬということがありますので、そういう部分での安全性ということはしっかり給食センターとしてもやっていかなければならぬということでございます。

それから、栄養教諭の関係ですけれども、これも私の話の仕方が悪かったのか、お話しをしている部分が栄養士を栄養教諭と言っているようにとらえているようですが、そうではなくて、あくまでも栄養教諭であるということをご認識いただきたいと思います。

それから、幼児センターの調理場の問題です。これは前回の議会で出されておりました所管調査の報告の中でもやはり環境改善が必要であるということをご指摘いただいているところでございます。正直申し上げて私も給食センターの実施設計を進めていく中でやはり幼児センターの施設の課題というのはあるなということを認識してきたところでございます。これは今後の大きな課題として押さえさせていただきたいと思います。

それから、幼児センターの栄養士の臨時職員それから調理人の関係です。これについては給食センターについても幼児センターと同じ考え方を基本的にしております。それから、幼児センターの栄養士の問題は従前職員でありましたけれども栄養士さんが居なくなったりだとかいろいろな関係で臨時的な対応になってきたということでございます。そして、いろいろな職員の職員体制の課題含めて現在臨時の栄養教員になっているということでございます。その中で、やはり食に責任のある立場ですからこの部分については何とかしていきたいという気持ちはもっております。いろいろな全体の人事の関係を含めて協議が必要になってきますから私なりの大きなひとつの課題として捉えているということでございます。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 全体的に言えることなのですけれども、やはりこういう新しい事業を興したときには町民にも理解をしてもらって当事者の学校だけではなくて住民にも理解をしてもらえるように教育委員会としては努力する必要があると思うのです。たまたま給食準備委員会の中の委員の1人が、実際に給食を自分たちは食べてこなかったと、給食に遭遇しなかったと、だけれども今委員になって給食を子供達に提供するということは相当なみんなのエネルギーを使わなければできないことなのだと改めてそのことに自分たちの甘さが分かったと、そういう話もしております。それから、中の栄養士さんですけれども、給食を提供するものとして安全ということは絶対にありえないことなのだと、必ず危険はつきものなのだけれどもその中でいかに安全に提供するかということはそれはみんなで努力することだけれども町民のみなさんも理解をしてもらわなければだめだという発言をしております。ですから、そういうことを町民に早めに理解を求めるようなシステムを構築してほしいと願っております。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） これまでの議論の中でスタートから行くと本当に実施をするのかしないのかということからいろいろと行ったり来たりの状況があったと思っています。その中で100%十分住民にいろいろな情報を出しきれたかというとこれはこれまでの議員協議会の中でもご指摘いただいている通り不十分な部分もあったんだろうと思っています。ただ、やはり住民の皆さんにご理解それからご意見をいただく部分もあるのかと思いますけれどもしっかりと節目節目で情報を出していきたいということで今月の3月号に1月に議員の皆さんにご説明申し上げた内容について町民向けに報告をさせていただいている状況でございます。そういうことを十分意識しながらこれからも節目節目に情報提供をしっかりとしていきたいと思っています。それから、絶対安全ではないということで言い方を間違えると不安を持たれる部分もあるかもしれませんけれども、これは議員さんのおっしゃられる通り町民に向かって何ごとにも100%ということはあり得ないですから、やはりどうやって補っていくかという努力、それから、では起きたときにどうするかという対応、そういうことをしっかりと取り組んでいかなければならないと思っておりますので、その分町民の皆さん含めて理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、2番藤守君の質問を終わります。

只今から休憩に入ります。

再開は13時20分といたします。

休憩 午後 12時06分

再開 午後 1時20分

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 本日3月11日は、未曾有の被害をもたらした東日本大震災と、事件といっても過言ではない福島原子力発電所の原発事故から数えて3年の月日が経ちました。改めて犠牲となられた多くの御靈に哀悼の心をささげるとともに、いまだに再建の行方すらはっきりと進んでいない復興の現状と安全神話の上に成り立っていた原子力行政について検証もいまだされない今までの見切り発車に失望を抱きつつも、しかし、1日も早いその復興と放射能の恐怖から国民を救うしっかりとした道筋を国をはじめ関係する自治体の努力に強く願うところでございます。被災された多くの方々にどのように心を寄り添うことができるのか自問自答する日々が続きますが、町民の皆様とともにこの事実を風化させることなくそして多くの学びを私たちの地域づくりに生かしていく道筋を築いていきたいと改めて決意をするものであります。

このたびの一般質問は、町政執行方針ならびに教育行政執行方針についての考え方を町長そして教育長にお聞きするものでございます。

まず、1番目は、今回の予算編成にあたりましてその基本的な考え方と新たな財源確保の方策について伺うものであります。

1つ目は、予算編成の基本的な考え方についてでございますが、1つ、財源の確保にどのような方策を講じられたのか。2つ目、受益者負担の適正化に配慮した予算編成であるのか。3つ目、厳しい財政状況が続くなかにあってコストの削減をどのように予算に反映されたのか。4つ目としては、補助金などの再点検はしっかりとされた予算の編成であるのか。そして5つ目は、総合計画の事務事業の積み残しや課題についてどのように今年度の予算に反映をされているのか、その5点についてお伺いをするものであります。

そしてさらには、この厳しい財政運営が続く中、新たな財源確保の方策やその考え方について私見を述べてその考え方を問いたいと思います。

平成18年度から始まりましたこう会計制度の改革によりまして自治体の財政もコスト意識を持った財産の運用が求められています。また、地方自治法が改正されまして行政財産の余裕スペースを民間事業所へ貸し付けることが可能となり、公共施設や広報印刷物な

どに町の持つさまざまな資産を広告媒体として活用し将来に向けた新たな財源の確保や経費節減を図る広告事業を積極的に推進してはいかがと考えておりますが前向きな検討と取り組をお聞きしたいと思っております。具体的には、今町が所有します50数台の公用車に業界用語ではラッピング車両というそうですが広告スペースを設けて広告を掲載するとか、あるいは今町が使っております封筒ですとかそれらに広告を掲載することで印刷物の無料化を図るとか、あるいはもうすでに多くの自治体が取り組んでおります広報紙に一般企業の広告を掲載する、あるいはホームページ上にバナーとして広告を掲載する、あるいは公共施設の空きスペースに広告を看板として掲載していくというような方法でさまざまな自治体が新たな財源確保のために動いているという事例がいろいろございます。それらについて考え方をお聞きしたいと思います。

それから、続いて教育についてでございますが、食育の期待とそして合理性の間で学校給食の行方はというタイトルをつけさせていただきましたが、いろいろとこれからさまざま解決しなければならない課題の中でひとつは食材の調達をどのように進めるのかについては午前中も同僚議員の方からいろいろ質問がございました。私はひとつは文科省が進めています食育推進基本計画の基本方針の数値の方からそれらについて1つの目標値がありますが、それらが今30%以上の達成をという1つの方針できていますがそれらの内容に合致するような進め方をするのかということが1点です。それから、2つ目は、主食である米あるいは調味料であります、味噌、塩、醤油などいわゆる添加物等のない本物思考のものを使おうとするのかこの辺についても確認をしておきたいと思います。それから、大きな2つ目は食器の取り扱いについてであります。今委員会の方でいろいろ議論をして進めている状況にあると思いますが、それらの情報を集める中で今食器は強化磁器とPEN樹脂といいますかPEN樹脂を併用するという方向性で進んでいると思いますがそれらの2つのものを併用するという必要性の根拠というのはどこにあるのかということをまずお聞きしたいと思います。さらには、食器というのは縄文から始まる日本のひとつの文化であります。いわゆる家庭と同じように普通の絵柄があるようなものを使った食育の観点からすると例えばひとつの例としては有田焼のようなものを導入することはできないのかという考え方をお聞きしたいと思います。それから、その食器の取り扱いについてですが3つ目は、一部の地域ではこれらは強化磁器を是非全部使ってほしいという要望書まで出しているふうに聞いておりますが、地域の関係者が希望する食器の対応がなぜできないのか、衛生面でクリアをするとしたら洗浄機と保管庫を設置すれば良いだけの解決策で済むのではないかと、わざわざセンターから運びまたそれを引き上げていくという手間もいらないと、それらのことについて考え方を伺いたいと思います。またそれらについては洗浄と管理は

地域の父兄会で行う意向もひとつは歓迎すべき事項だと思います。いわゆる食育の観点からするとこれらにかかわる推進者に父兄の方が参加するというのは非常に良い方向ではないかと、教育的な効果は非常に大きくなるのではないかと思いますがそれらの考えについてお聞きしたいと思います。それと、次には残滓と廃棄物の処理方法についてですが、日常出てきます食べ残しと調理の際に出てきます残滓それらについては1つ肥料化にできる方策ができないか、あるいは当然使ってくる天ぷら油等を燃料化などの方策は取れないか、そういう循環型の社会づくりのモデルになるような教育現場で実践という形の取り組みが不可能なのかということをお聞きしたいと思います。それと、食育の教育環境作りには学校や家庭、地域の連携が必要だと食育基本法の中でも謳っています。食育基本計画で謳っているこれら取り組みの中ではある時はフォーラムを開いたりあるいは食育についての学習会を開いたりそれらのことでもこの学校給食の重要な役割になってくるのではないかと思いますが、それらについてどのように考えておられるのか。また、先ほど触れました食育ボランティアの組織づくりというのはどのように進めようとしているのかその点についても触れておきたいと思います。次に、栄養士や調理員の配置計画はということで具体的にはお書きしておりませんがひとつは臨時採用と正職員としての採用の仕方についての考え方を改めてお聞きしておきたいと思います。それと、次に献立の方向性、メニューの内容、そして多分学校給食実施において従来何十年も続いてきた愛情弁当の出番はもうなくなるのか、それらの兼ね合いについてもお聞きしたいと思います。それと、今までに5回ほど進行しております準備委員会のことについてでございますが、これらで出される準備委員会の資料については町民への公開はどのようにになっているのか、できるのかできないのか、しているのかしていないのか、そして、またこれらの準備委員会にさまざまな検討課題の十分な基礎データが提供されているのかどうか、この辺についてもお聞きしておきたいと思います。そして、最後になりますが、学校給食費の負担については保護者の負担になりますが基本的には全道平均を基本にしていま検討を加えているということですが、本来学校給食を始めるそもそもひとつの大きなきっかけは食育の推進にあったと思っています。この食育の推進ということをしっかりと取り組む中では当然これらの費用は大きくなるものと予想されます。それら保護者に対する負担が増えることになるという、いってみれば私の大きなタイトルであります効率化の問題と合理性の問題と食育の期待の相反するものというものはどのように解決策を見出そうとしているのか、その点も考え方をお聞きしたいと思います。

以上までが、学校給食に関して食育を関連して教育長にお聞きします。

あと、町長に1点だけお聞きしたいと思いますが、子育て支援の観点から給食費の無償

化、あるいは補助制度の導入の考え方を持っておられないかということでございます。食育の推進にはそれ相応の費用が掛かることは予想される現状にあって、今まで学校給食をしてこなかった分挽回するというわけではありませんけれどもしっかりと私たちの町は食育のモデル校となるような取り組が必要になると思っていますが、それらについて無償化ですか、あるいは補助制度の導入というものの考え方はないのかということについてお聞きしたいと思います。事例についてはさまざま全国でいろいろな取り組をしております。それらについてはこの質問の席では省略させていただきますが、以上についてお聞きしたいと考えています。

あとは自席の方で質問を続けます。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員から行政と教育、大きく2項目のご質問をいただきました。教育長には教育行政の質問がありますから私の方から教育の部分についても子育ての部分についても先に答弁をしたいと思います。

まず、予算編成の基本的な考え方、新たな財源確保の方策等でありますけれども、順を追ってご説明を申し上げたいと思います。

ひとつ目の財源確保については町政執行方針でも申し上げておりますけれども、いずれの事業についても財源なしでは実施できるものではございません。従って、議員のおっしゃる通り財源確保は重要になるということで非常に努力を続けているわけでございます。ただ、交付税であるとかいろいろあるわけでありますけれども、1番町として基本になってくるといいますかそういう部分が町自ら持っているのは第一には自主財源といわれるこの根幹をなす町税の確保これが非常に大事になるということでウエートは1番高いわけではありませんけれども非常に大事なものであります。ただ、そうはいっても納税者の事情等もあってこれが収納率等々についてはなかなか100%にならないのが現状であります。職員をもって収納率を上げる努力をしているわけでありますけれども、しかしながら、収納しきれないといいますかなかなか努力はしておりますけれどもやりきれないという部分については上川広域滞納整理機構等々を利用しながら収納率の向上に一昨年から取り組んでいるということについてはご理解をいただいていると思います。自主材源の確保については非常に努力をしているということについてはご理解をいただけるのかと思っております。

次に、補助金など国・道の支援を求める制度の把握については努力をしております。特定財源の確保に努めているわけでございます。国・道等の支援等を受けるべく一生懸命努力をしながら特定財源の確保に努力をしているということをご理解いただきたいと思っ

ております。

2つ目の受益者負担、これの適正化に配慮したかというお話しでありますけれども、施設の使用料などについては利用に応じてご負担をいただくというのが1つの原則であるわけでありますけれども、しかしながら、受益者負担がそうすると非常に大きくなりますので、だからといって施設維持費の多くを使用料に転化するということはあまりにも高額な料金となるものですからこれはできないと、多額の費用がかかるとしても必要なものを提供するわけでありますから行政サービスという観点で公費で賄いながら利用の対価にあつたご負担をいただくという考えでいるわけでございます。使用料などはこれまで何回か行革を積み重ねておりますし議論を重ねてきてるわけであります。従って、今現在の受益者負担とそういうことを踏まえて一定の負担率になっているのだと負担額になっているということをご理解いただきたいと思っております。

3つ目のコスト削減はどのように予算に反映しているかという部分でありますけれども、経費節減と財源確保を意識するということは私どももまた日ごろ折りに触れて口にしているわけであります、また、議会からも求められているわけであります。従って、職員はこのコストという部分について経費削減という部分については非常に理解をしております。非常に努力をしているわけであります。決算でお示しをしている今までの経常収支比率等々につきましても財政指数等でご理解いただいていると、今までの何度かの決算、行革等で見ていただいていると思いますけれども、努力の結果の数字が出ているということありますのでこれはご理解をいただけるものと確信をしているわけであります。予算編成に当たっては事務査定、副町長査定そして私が査定する町長査定において時には非常に厳しい議論を交わしながら削れる経費については削って新たな事業に向けていることをご理解いただきたいと思っております。予算編成についてはご理解をいただいていると思いますけれども、各グループからの積み上げでございます。そして先程も申しました事務査定、副町長査定等々をやりながら予算を組んでいるわけでございます。

4つ目の補助金などの再検討はしたかというご質問でありますけれども、これは先に申し上げましたようにこれまでの行革の数字等についてはそれぞれ一定の整理をしたものについては毎年照らし出しておりますので議員さんお目通しをいただいていると思いますけれども、そういうところで点検をしながら実施をしながら補助金がどうあるべきかということを常に考えております。今年については産業や暮らしの状況において必要なものということで予算措置を致したわけであります。この議会に提出している農業後継者への支援であるとか強い農業への事業補助金であるとか、また医療費の新しい拡大等々があるわけでありますけれどもいずれにしても美深町の将来にわたっての重要な施策であると理解を

して予算を組んでおりますのでどうかご理解を賜りたいと思っております。

次に、5つ目の総合計画の事業の積み残しや課題はどのようにということありますけれども、予算編成は当然総合計画を基にして作り上げているわけであります。各課の予算要求の前段として総合計画の向こう3年の実施計画を精査するローリング、内部ローリングでありますけれども常にやっているわけでございまして、まずその段階で事務事業がどういう状況になっているかということ、そして実施時期だとか課題等についても協議しながらそれらを整理してそして予算に組むか組まないの編成作業に取り組んでいるわけでございます。前段として総合計画との関係等についてもローリングをやってないものは当然総合計画に入る作業もしておりますし、また、先送りするものについてもそういうことにしているわけであります。そういう経過があるのだということをご理解いただきたいと思います。そういう意味においては細かな事務事業は別といたしまして大きな事業を積み残すということについては今のところないのかと、例えば、高齢者町中住宅建設事業等については1年間ローリングをいたしまして今年度は美深町住生活基本計画推進事業として住環境整備推進計画策定業務を計上しているわけであります。町内全域の民間賃貸住宅や公営住宅などの入居状況等々を見極めながら今後に向けて高齢者住宅のあり方について判断をしていきたいということにしておるわけであります。いずれにしても議会をはじめ町民から寄せられる要望というものはたくさんあるわけでございます。そのどれもが必要なことであると認識しておりますけれども、しかしながら、限られた財源の中ではその全てをやるということにはなかなかなりません。不可能と言わざるを得ない部分もあるわけであります。総合計画を達成することを念頭に置きながら要望の重要性、緊急性そして健全財政を維持できるように意を配して予算編成をしているところでございます。そういうことを踏まえながらありますけれども後段の質問にありますように、さすれば新たな財源確保の方策について如何にということであります。さまざまな自治体の今日の質問にありませんけども通告の中ではさまざまな事例も出していただいているわけでありますけれども、ご紹介をいただきありがたいと一面思っておりますけれども、しかしながら、この中に触れておられます公共施設に広告物を掲載する方法これらについては本町でも防災情報端末等で商業広告等を受けておりますのでそういうことも実施はしているわけです。そしてまた、大きな都市での経済スケールを生かしたようなそれなりの大きな収入も都市によってはあげているということは一部理解はしますけれども、果たしてわが町のような小規模自治体がこれらの媒体を利用してやることが実際になじむのかどうかというそういうひとつの疑問がないわけではありません。新たな歳入調達を意識するという意味は大きいと思いますけれども、これには時間や手間を含めてコストということも考えなければなら

ないと、あるいは効率という部分も考えなければならないとそのように思っておりまして、これらのことについては導入という観点に立てば総合的な判断が必要になってくると理解をしているわけでございます。

次に、教育の部分で私にも質問がございましたので先にお答えをしておきたいと思います。

まず、給食費の無償化と補助制度というお話でございました。午前中には藤守議員と石田教育長との一定の答弁・議論がされたところでございます。私もそれを聞いていたわけでありますけれども、給食費についてはこれから準備委員会で協議がされるものであります。それを受け町としての具体的な対応を考えてまいりたいと思っております。ただ、現段階で言えることは、一定の負担を頂くことが必要であると考えております。従って、無償化という考え方には立っておりません。地元食材の使用や地元調達を考えると高くなるということは認識しておりますけれども、しかしながら、子育て支援等を考えながら考慮していく必要があると考えておりますし、私もすでに何回かいろいろな場所で先程午前中石田教育長から北海道の平均の小・中学生の給食費の額も出ておりましたけれども、そういうことも示されておりまして北海道平均よりも安い給食費にしたいと割高な部分もあるのでしょうかけれどもしかしながら北海道平均よりは安い給食費にしたいという考え方を持っているわけであります。しかしながら、これから準備委員会とか教育委員会の議論等々を踏まえながらもう少し先に、いかほどが適当なのかということを結論として出していきたいと思っております。冒頭申し上げましたように給食費の無償化という観点にはなかなか達成得ないと、今の段階でありますけれども。それと、補助金を支給するということですが補助金を支給するという部分ではなくて給食費を下げるのだと、補助金を出すというのではなくて徴収する給食費を下げるという観点で対応できるのではないかという基本的な考えでまたそれが良いのではないかと考えております。

以上で答弁にかえます。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 岩崎議員の方から学校給食に対してのご質問をいただきましたので答弁をさせていただきます。

まず、食材調達の関係でございますけれども、地場産品について30%の目標をどう増やしていくのだというご質問でございます。食育基本法の計画の中で30%というものが示されていますけれども、基本的には都道府県単位での30%ということの設定だろうと思っております。そういうことですから、本町の場合これはまだ現段階では先ほども申し上げましたけれども何をどうするのだという具体的なものはまだ整理されておりませんの

で一般論でということでお聞きをいただきたいと思いますが、都道府県単位の設定ということを考えると道産品を使うということでは30%はクリアできるだろうという認識を持っています。ただ、地元美深町産のものを考えたときに30%となると現状ではやはり厳しさもあるのかという認識をもっておりまます。できる限り地場産品を使用していきたいということを基本として今後関係者と協議をしていきたいと考えているところでございます。

次に、食材の主食の考え方についてですが、これは議員もご承知の通り本町はうるち米の生産はございません。その観点からやはりできるだけ近い地域でということを基本にしていきたいということで、近隣で有機米等を生産されているところもございます。できればそういうもののを使っていきたいということで検討させていただいているところでございます。また、調味料等の関係ですが、添加物等の問題があるのではないかということも忠告をいただいておりますけれども、やはりこれについても十分吟味をしながら少しでも不安のないものを使用していければということを基本的な考え方としてもっておりまます。

それから食器の取り扱いの関係でございます。食器の取り扱いにつきましては強化磁器・ペン樹脂のものを併用して使いたいということで基本的に考えておりますけれどもそれに長所、短所がございます。そしてやはり食器も磁器のものも何らかの形で使いたいという思いもあってこういった形にしているところでございますけれども、やはり先ほどいっただ通り長所、短所それぞれありますから、やはり1番大切なのは子供たちの扱いという問題も大事な問題としてあります。そういう使用の問題それから調理員の作業性の問題も当然出てきます。そういうことを踏まえながら一定の考え方を整理をしてきておりますけれども、今後についてもまだまだ検討をしていかなければならない部分もあるだろうと思っております。現段階ではそういうことを基本に進めていきたいと考えているところでございます。また、ご提案の中で有田焼などの陶器を使うということも一つの方法ではないかというご提案をいただきました。強化磁器の中でも数種類あるようありますから十分それらについても吟味しながらどういった強化磁器を使っていくのかということも考えていかなければならぬと思っています。

地域で希望する食器をなぜ使えないのかというご質問でございます。一部の地域からそういうことが出来ないかということで陳情をいただきというのも事実でございます。その中で陳情をいただいた際に、今ご説明申し上げました併用等のご説明を申し上げ十分な理解ということではないでしょうかけれども一定の理解をいただいて帰っていただいたのかと思っております。そういうことの中で進めていきたいと思っておりますけれども、やはり地域の中で保管をしていただく、そして洗浄をしていただくという部分についてはそれは可能か不可能かといえばそれは不可能なことではないと思いますけれども、やはり安

全面ですとかそういった部分を考えますとそのことをすべてに、はい、わかりました、ということにはなかなか現状としては厳しいものがあるのかということで考えているところでございます。

それから、残渣等の取り扱いの問題でございます。議員おっしゃられる通りそういった物の処理、例えば堆肥化の問題ですとかそういったものについて教育の観点から子供たちに体験をしてもらい見てもらうということは非常に有意義なことだと思っています。基本的にはなるべくそういった機会を設けられればという基本的なスタンスにたっております。ただ、廃棄物特に残渣の処理については町内施設でたい肥化という施設もございますけれども安定的な利用ができないということが課題としてあって、最終的には炭化センターの方に持ち込みということが最終的な手段としてはあるのだろうと思います。そういったことも意識をしながら可能な限りいろいろな方法ができないかということを検討していく必要があると認識をしているところでございます。

それから、食育環境作りということで学校・家庭・地域の連携というお話しをいただきました。食育の中で学校給食そのものは食育がベースということではなくて、子供たちの健康な体づくりということがベースで、それにプラスされて食育ということが基本に謳われている状況でございますからそういったことを大切にしていかなければならないと思っておりますけれども、特に、近年いわれています食育という活動の中では先ほど午前中の質問にお答えした通り栄養教諭が関わってくるという形になります。これはこれまでの学校教育の中では本町にとっては大きなことになってくるのかと、そういった部分で非常に栄養教諭の果たす役割というのは大きいのかと思っております。現場でこうしていくという形はまだ協議できておりませんからそのことを申し上げることはできませんけれども、学校または家庭等にその栄養教諭を解しながらいろいろな関わりが出てきます。その中でしっかりと情報提供それから指導等を取り組んでいけることを考えていくべきであります。その中で、ボランティア等の話もありました。ボランティア等もどういった部分でボランティアに協力をしていただくのがよいのかというのが大きな課題としてあるのだろうと思いますけれども、現場でも非常に農業者の方含めてボランティアと食育に関して関わっていただいているということもまずはご理解をいただきたいと思いますし、学校給食そのものを率先してボランティアを全町的に作っていくことよりも既存のものを皆さんのご協力を頂いてその中で足りない部分があればその努力もしていただかなければならぬという認識でございますのでご理解をいただきたいと思います。

それから、栄養士の配置については午前中ご答弁申し上げた通りですが、調理につきましてはこれについても午前中ご答弁申し上げましたけれども正規の職員という形ではなく

て臨時的な雇用という形で考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

それから、献立等の関係でございます。これも今後の協議という形になってきますけれども、議員おっしゃられる通り各地でいろいろな取り組がされておりますのでそういったことを十分に参考にさせていただきながら協議を進めてまいりたいと思っております。

準備委員会の資料やデータそれから町民への公開等々についてですけれども、準備委員会について資料の公開が不十分だという認識でおっしゃられているのかと思うのですけれども、議論に必要なデータ等については提供しているつもりでございます。また、これまでも準備委員の方から求められたデータもございます。そういうものについても出させていただいておりますのでその分ご理解をいただきたいと思います。

また、町民等への公開につきましても午前中ご答弁申し上げましたけれども節目節目で今回も3月の広報で町民向けを出させていただきましたしPTA向けについても各学校を通じて直接もうすでに各家庭に届いているものと思っておりますけれども、そういう形で情報等を出させていただいております。今後特に給食費の問題等が大きな議論になってくるかと思いますからその段階でデータ等もしっかり準備委員会等の方へ出して議論をいただく、そしてそういうものを関係者にお知らせをしていきたいと思っております。

それから給食費の負担の考え方でございます。先ほど町長の答弁をいただきましたけれども基本的な考え方を出していただきました。その中で、教育委員会としてはやはり実施の給食費そのものがどうなのかということをしっかり議論をしていかなければならないと、ご質問がある通りやはり特に、アレルギーの問題ですとかそれから地場産品の使用ですとかいろいろな状況の中で食材の価格というのは変動が出てきますからそういうことを十分見極めながらその中でもいかに安い利用ができるか、もう一つはやはり地場で地元のお店屋さん含めていかに地場で調達できるかということも大切な観点として考えていきたいと思っています。いろいろな状況の中でやはり価格は動いてくるだろうと思います。そういう認識を持っているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 町長には予算編成にあたっての基本的な考え方をお聞きいたしました。5項目に渡ってそれぞれ努力されているというお話しが多かったと思います。それらについては私も一定の評価はして明日から始まる予算委員会に臨みたいと思っておりますが、特に今年はいろいろ中学校の改築ですとかさまざまな事業が重なって消防の問題ですか非常に予算規模が大きくなっています。それらについて今後の将来的な財政の見通しといいますか入りと入りの問題、町民負担の問題、その辺がどういう方向性になるかということについて1点だけお聞きしたいと思います。

それともう1点、先ほどの新たな財源の確保の問題について町長は大きな自治体だからできる中身だという解釈をされましたか、実は小さな自治体だからできる財源の確保というのはこまめな小さなことを積み重ねることでできることが十分あると私は思っています。それらについてぜひ前向きに検討をいただきたいと、例えば、先ほども言いましたが町が出す封筒にしても今下に町のひと通り書いてありますが裏面は全部使えるわけです。その裏面を広告欄にして年間どの程度予算規模でやるのか私はまだ調べていませんが金額は別にしてもそれにかかる印刷費をたとえば広告主が負担をしたら町はその財源は出さなくて済むわけです。その良い例が例えば、今先ほど町長も防災端末の利用で非常に商店の利用も順次起きてきたと、それは単純に単価が安いからです。1回広告を出すと1万5～6千円だまっていても掛かってしまいます。商店として広告を出すときに。それらを考えると防災端末は1回の掲載が500円で単価が安いからみんなそれを利用してなんとかそれで広告効果を出そうということですから、例えば今言ったような封筒の裏刷りを広告欄一面にして出すとかそのかわりそれは途中介在する広告代理店なりが必要になってくることもあると思いますが、それらを上手くすればそれらにかかるものは経費の節減という形で十分果たせる中身だと思います。公用車についても町長も随分あちこち全道各地に公用車でいかれているわけですから公用車に広告を出すことで広告効果というのは非常に大きいのではないかと思います。例えば美深温泉の広告ですかあるいは観光客が一番訪れるトロッコ王国の広告ですかそれらを有償で貸し付けることでそこに広告を出すことで非常に広告効果は甚大になるのではないかと、それらも安い金額でやれば非常にみんな広告主ものって来るのではないかとそのように考えるところでありますのでそれらについて前向きに検討する余地がないのかどうか今一度考えていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今の新しい財源を作る求め方、さらに将来の財源見通しについてお話しがありましたのでお答えしたいと思います。できることはやるべきかと思っておりますけれども、しかしながら、効果といいますかその部分をやはり考えてみなければならないと、例えば今お話の封筒の裏面というものがあるわけありますけれどもこれらについてもどれだけの民間の方々が参加してくれるのかと、名寄市等々のお話を聞くと19年から名寄市もそういうことも含めて取り組んだようではありますけれども、実際に2～3件しかないのだと、このごろではまったくないのだと、逆に非常に掲載公募がないものですから職員が汗水たらして営業に歩いているとそれでもないのだということでありまして、果たしてそういうことはいかがなものかと思っているところでございます。ただ、ご提案でありますからそういうことも内部で検討はしたいと思いますけれどもなかなか一言

でいえば難しいのだということをご理解いただきたいと思っております。それと、公用車で全道各地をあらゆるところに行っているということありますけれどもなかなか自由になるものではありませんので札幌は1回公用車で行かせてもらいましたけれども、それも原則的には旭川以上は公用車はだめだという状況でありますので、そんなには出ておりませんので誤解を招いてはいけませんので公用車ではあちこち出掛けではありませんのでご理解をいただきたいと思っております。ただ、温泉のバスですけれども、うちが直接温泉のバスを手配してただ温泉の宣伝のためにチョウザメであるとかうちの観光資源だとそういうものを入れながらどうするこうするということについてはお金にはなっていないのですけども、わが町の宣伝には努力をしているのだということいろいろな提案も他にもございますからそれはそれとしてお聞きいたしますけれども、一生懸命やっているけれども難しいものであるということで、そして、費用対効果といったら大袈裟な話でありますけれどもなかなか難しい話であるということを答弁でおきたいと思います。それと、今年は中学校の給食いろいろ財源難の話でありますけれども、今年の予算そして去年の予算そして決算状況をみて財政事情がだんだんよくなってきてすることはご理解をいただいていると思っております。そして今年についてもそれではどうなのだと、これは財政が悪くなるということにはなりません。若干積立金等々については取り崩しも当初の段階で予算を組むのにしなければならないとそして借り入れをしなければならないと思っておりますけれども、財政が今まで進んできた財政、20年代積んできたそしてだんだんよくなっているということで行政経費等々も指数等もずいぶん下がってきているということをご理解をいただいていると思います。従って、心配をかけるような状況にはなっていないということをご理解いただいておきたいと思います。今後も財源については努力をしていかなければならぬと思いますけれども、交付金そのへんの努力はしていきたいと思いますけれども、そして借り入れについても過疎債等々を今ソフト事業でも過疎債を導入できますのでそういうことについても導入しておりますので財政が悪くなるということではなくて少し大きな事業もありますけれども全体によくなっているということを認識いただければと思います。ただ、今年は少し使わせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） それでは教育の問題について伺いたいと思いますが、まず、食器の取り扱いについてお聞きしたいと思います。これら食器については今の進め方の中では用意する強化磁器にゆるキャラの美深くん、美深ちゃんを絵柄で入れるような話も聞いております。それらが果たしてよいのかどうか議論をしなければならないと思います。給食というのは子供たちが摂る3食のうちの1食なわけです。家庭で3分の2、給食で3分の

1 ということでこの給食で賄うことなのですが、この学校給食を始めるにあたっての大きな要点は食育を推進するということが要望書の中でもあり、また、教育委員長もそれを主眼にして取り組んでいくのだということを言われる中で、この食器の取り扱いについてはもう少し熟慮を重ねた方が良いのではないかと思います。それと、先ほどから衛生面の問題等を掲げておりましたが、これらについても箸は今の進めの中では自宅から持参するという話でありますからこれらの衛生面の安全性からすると非常に地域で限られた数の食器の洗浄と管理については十分可能なのではないかと、ましてや、機械の輸送のコストにも重量の部分で反映してこないと、それらのことについてやはりもう一度準備委員会の中で議論をする余地があるのではないかと思いますがその考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） ゆるキャラのお話はどこでお聞きになったのか分かりませんけれども、いろいろな方法で地元のものを取り込めないかということで一つの方法としてゆるキャラを入れるか入れないかという議論をしていることは確かにございますが、ただ、陶磁器にそういった独自の絵柄を入れるということは技術的にはできるのでしょうかどちらもいろいろな関係からできないという考え方方に立っております。そして、食器そのものは言われる通りひとつの文化としてのとらえ方その部分でのひとつの取り扱いとして考えてゆくというのもこれもひとつの考え方です。それから先ほどもお話し申し上げましたが、逆に、子供の取り扱い等で保護者の方のご心配もあるというのも事実でございます。そういうことをかみ合わせる中で一定の考え方を併用という考え方できているということをご理解いただきたいと思いますし、それから、一部の地域でそういった利用ということについては先ほども申し上げた通りできるかできないかというお話しをすれば、これはできないということにはならないと思います。ただ、そこにはいろいろな今の衛生面の問題もそうですけれどもありますし、では箸を持って来させるときの衛生面の部分はどうなのだと、確かにそういった部分もあります。ただ、やはり基本的には保護者の管理ということが大前提ですから、やはり食べることそれからいろいろなことを含めて保護者が第一にいる訳ですから、そこはしっかりと保護者におまかせをしてという考え方でございます。そういう部分で一部地域で特定の食器を使うということがそういった部分でどうなのかということですけれども、先ほど申し上げた通り現段階ではまだスタートのし切れていない段階でいろいろな不安要素があるということはご理解をいただきたいと思います。それから、確かに洗浄機なり保管庫なり一定の費用をかけなければできますけれども、今の状況でいけばそれを作業するスペースですかいろいろなことがあって建物の関係も出てきます。そういう

たことを考えますと今の段階で一度に踏み切るべきなのかどうなのか、踏み切るというよりもそういう考え方立つべきなのかどうなのか、その辺はまだまだ時間をかけた議論が必要だろうと思っております。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 続いて残渣の問題ですが、費用的には年間で名寄に排出する場合180万円程度の費用を見込んでいる数字を目にしていますが、食育の観点からするとしっかりとこれは小さな小型の堆肥化の施設を学校のそばに設置することでそこから出る肥料を次に畑に還元してそこから採れる作物に還元していくという方法が食育の中では大事な要素ではないかと思います。コンビニではありませんけれども、便利性の追及の中で給食をやってはいけないと思っている1人ですが、資料的でないのであれば私も提供したいと思っていますが、既に道内でも何カ所も小さな残渣の処理の施設をしっかりと営業としてやっている事業所はたくさんあります。具体的な事例はあげてはまずいので言いませんけれども、そういうシステムすでに数年も前から稼働を進めているところが実際にあります。それらをしっかりと検証していくと、そういう方法が必要なのではないかと思いますがそれらの考え方について改めて検討価値があるのかないのかその辺のことについてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 残渣の問題ですけれども、小規模の事業所ということで町が直接手をかけるのか地域でやっておられる方にお願いをするのかという方法論もあるのだろうと思います。美深町の場合はひとつは大きくは農協で管理をいただいている堆肥施設がありますけれども、それとは別にのぞみ学園の方でやっている肥料化の取り組もございます。実際にそういった部分で経営されているものがありますから、やはり基本的にはそういった既存の町内で取り組んでおられる所を利用できないかという考え方をしております。関係者とも一定の議論をさせていただいているところです。ただ、やはりなかなか小規模の施設の採算性が難しいということで将来どうするかと悩んでおられるという実情もございます。そういうことをお聞きする中で、やはりその辺の取り組の課題の難しさそういったもの実感しているわけですけれども、ただ、議員のおっしゃられる通り子供達にそういったものを見せていくということは大事なことですから、出来る限り既存の施設等々も協議をしながらそういう方向でできないものかということについてはひとつの方法としては協議をしていきたいと思っています。ただ、それぞれの状況がありますし、では、教育委員会がそういったものを取り組めるか取り組めないか、これは今後の課題でしょうけれど

も、基本的には教育委員会が取り組むというよりはそういった形で実際に運営されている方にいかに頑張ってやっていただくかそこにつないでいければという気持ちの方が大きいというのが現状でございます。そういう部分で今後いろいろな協議をしていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） その件については私もたぶん第3回の準備委員会の席上である委員の方から、それらの新しいシステムについてもこの際だから研究する必要があるのではないか、という発言を聞いています。それを取り上げるわけではありませんが、しかし、この学校給食は新たに始めるにあたってこの残滓の問題だけではなくて食材の問題からいろいろな問題新たな企業を生み出すような努力とか地場産品がしっかり起業できるような努力とかそういうひとつのきっかけづくりになるのではないかと私は思っているのです。今現場で例えばこの準備委員会での議論で気になるのは、これはお金がかかるからとかそういうところで議論の中止になっているような気がしてならないのです。どうしても食育という観点でしっかりと子供達に食を伝えるというための学校給食なのだという視点ですべてのものを議論しないと現場にと不安を感じます。例えば、先ほどの味噌の問題にしても多くのグループの人たちが味噌づくりを実際にやっています。それらを学校給食に生かされる方向性が見いだせないかと、どうしたらハードルを越えられるかというその努力がこの学校給食の問題には必要なのではないかと思うのですが、今の議論を聞いているとハードルがあるからそれを越えられないと、そこで止まっている。それはちょっと議論としてはおかしいと、ましてやせっかくやるこれらの大きな町民に負担をいただいて町の財政を使ってやるのですからそれらのことをハードルをしっかり超えるような、そういう努力がここには必要ではないかと思いますがその考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 言われる通り一定のハードルがあるからそれからむこうはだめだという気持ちを持っているわけではございません。ただ、食育という1本の道を進む段階でやはり財政的なことも出てきますからその部分を合わせて考えていかなければならぬということをご理解いただきたいと思いますし、今議員がおっしゃっておられました準備委員会の中での新たな取り組みという部分については先程申し上げた既存の施設に対して新たな展開に結びつかないかという趣旨の発言ですので、新たに事業を立ち上げるとかそういう趣旨ではないということをご理解いただきたいと思います。既存であるものをいかに有効に事業としても頑張ってほしいし、給食としてもそこに関わっていけるかそういう環境をいかにつくれるかというお話をと思います。ただ、やはり事業主体がありますか

らその考え方方が大原則ですからそういうことも十分に理解をしていかなければならないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） それでは、栄養士あるいは調理師の配置計画についてお聞きしたいと思います。先ほどからのお話しの中では栄養士、調理員についても臨時で対応ということで理解をしてよいのかと思いますが、その臨時職員の対応をした場合ひとつはいざ何かあったときの責任対処の問題、何ヶ月かで必ず退職を願ってまた採用といった形になりますが、それらが果たしてなじむ中身なのかというその辺の観点、全員が全員ではなくてもしっかりと正職員として採用する方向性は考えていないのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） まずご理解いただいておかなければならぬのは、栄養士を採用するという考え方をしておりませんのでご理解いただきたいと思います。調理員については先ほど申し上げた通り臨時職員という考え方でございます。責任問題含めてやはり現場にセンター長なり職員を置くわけですからそういった指示のもと、それから当然栄養教諭の指示のもと調理に当たるということになりますのでその部分の責任というのはやはりセンター長なりそういった職員が担っていくと、当然務めていただく方にもそれなりの職務としての責任を持っていいいただくということは認識をしていかなければなりませんし、教育としてもしっかりとしていかなければならぬと思っています。そういった考え方の中で当面一部の職員を正職員化して、それから一部の職員を臨時職員と分けての採用は現段階では考えていないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） それでは、もう1・2点お伺いしたいと思います。

さきほどから情報は非常に公開しているというお話しですが、午前中の藤守議員からもありました、情報公開をしていないと藤守議員はおっしゃいました。私も情報公開はしていないと判断せざるを得ないという寒い中身です。せっかくこんなに良いことをやろうとしているのになぜもっと町民に聞いて、この問題はどうしたら良いですかと投げかけないのか、それが情報公開をしていくような形に給食を実施するということが良いもの、よりベターなものにつながるようなそういう議論をしてもらうということが必要ですし、ましてや、そういう認識も町民の中にしっかりと根付かせていくというそういう2つの効果があると思っていますが、それらの情報公開についても本当に寒い中身です。ホームページで公開をしているということですし先程から3月の町広報でも出しましたということで

ございますが、まして、もう1枚学校給食だよりを3月3日に発行していますがそれについても中身は決まつたことしか出していない、決まつたことはこうなりましたという情報でしかないと、情報というのはそういうことではなくて、学校給食で例えば残渣の問題もこういうことがありますよと、あるいは食材の確保についてもこういう方法がありますと、それらについては町民の皆さんはどう思いますかと、その時に、私たちは味噌づくりを一生懸命個人でやっているからみんなで会社でも作ってそして何とか提供できる方法はないだろうかと、そういう発想になってくると思うのです。そういうことをしっかりと出しているから、本当に内輪だけの準備委員会でしっかりと、言葉は悪いですけれどもこういう批判をするような形になりますけれども、しっかりやっているのはやっているのでしょうかけれども、その辺のところの考え方方がどうもなっていないと思うのですけれども、これからまだ1年ありますから今後これら情報についても、例えば、準備委員会の議題の資料についてもしっかりと町民に出していくのではありませんか。ホームページでも、その結果こういう議論になりましたと単純にこうなりましたという結果しか出していません。それはやはり片手不足だと言わざるを得ないのですがそのへんの見解についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 言われる部分での不足という部分がないかと言われればそれは率直にある部分もあるだろうと思います。いろいろな状況を誘発していくような情報というのはこれまでの中でそういった場面がどれだけあったのか、逆にこれからだろうと思います。ですから可能な限りそういったことがあればしていきたいと思いますけれども、ただ、やはりホームページ等が正直精いっぱいの状況です。その時その時のタイムリーな時間的な問題もありますから、そういった中で議員が言われるようなことも十分加味をしながら結果としてどこまでやり切れるかわかりませんけれども努力をしていかなければならぬ部分もあるのだろうと思いますのでそういったことについては意を配していきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） もう1点だけお聞きいたします。

準備委員会の皆さん非常に努力をされてあちこち学校給食施設を視察されておりますが、私の聞くところでは豊富、浜頓別、名寄の3ヵ所ということでございます。食育を基本にして考えるときにどうして食育の日本一の置戸町にいかないのかというのが大きな疑問です。そして、さまざまな文章を繰り返し読んでくると当初食育という言葉がたくさんあちらこちらに載っていたのですけれども、今食育という言葉はほとんど見当たらなくなっ

てきているというのはどういうことなのかと不安を感じます。今後の観察についてもあるいは有識者である置戸町の方々もある方をお呼びするということだったのですがそれも実現しないで延び延びになっていると、それらについてしっかりとやるべきだと思うのですが考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 議論の中で食育という言葉が減っているのではないかということですが、逆にいうとやはり栄養教諭の問題というのが大きな課題としてあったということをご理解をいただきたいと思います。当然メニューですとかいろいろなものを具体的に考えていく中でそういうものを考えていかなければならないということで協議として出てくるのだろうと思います。そして、食育について置戸町がナンバーワンなのかどうなのか議員さんはそういう認識でおられますけれども、確かに置戸町の退職された佐々木トミさんは素晴らしい活動をやっています。その方のお話しを聞く機会があればぜひともいろいろな場面で聞きたいという気持ちはもっております。可能な限りそういうことも追及をしていきたいと思っていますし、それと、食育と併せてアレルギー対策の問題この辺も非常に当面の実施としてはやはりそちらの方が具体的な事故につながりますから大きな課題だと思っています。ですから、どちらがどっちということではないのですけれども、やはり安全の実施に向けたということについてはそういうことをしっかりと勉強していくたいと考えています。その中で食育の推進と呼ばれる部分の情報もいかに得ていくかということも努力としてはやっていきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、岩崎君の質問を終わります。

これで一般質問を終了致します。

会議の途中でありますけれどもここで休憩をとります。

趣旨については局長より申し上げます。

局長。

○事務局長（長谷川浩君） 議員及び町長はじめ町理事者の皆様並びに傍聴されています皆様に申し上げます。

2011年3月11日に発生しました東日本の大震災で犠牲となられた方々に対し哀悼の意を表すべく黙とうを奉げたくご協力をお願いいたします。

皆様ご起立をお願いいたします。

黙とう。

（全員、黙とう）

○事務局長（長谷川浩君） 黙とうを終わります。

ありがとうございました。

ご着席ください。

○議長（倉兼政彦君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

◎ 日程第3 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 休会日の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

12日から16日までの5日間は新年度予算案の審議及び議案調査のため休会としたい
と思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、12日から16日までの5日間は
休会とすることに決定致しました。

以上で、本日の日程を終了しましたのでこれで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会といたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 2時37分

平成 26 年第 1 回定例会
美深町議会会議録

第 3 号 (平成 26 年 3 月 17 日)

◎議事日程 (第 3 号)

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第 2 号 (平成 25 年度美深町一般会計補正予算 (第 9 号))
- 第 3 議案第 3 号 (平成 25 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号))
- 第 4 議案第 4 号 (平成 25 年度美深町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号))
- 第 5 議案第 5 号 (平成 25 年度美深町水道事業会計補正予算 (第 3 号))
- 第 6 議案第 16 号 委員会報告 (平成 26 年度美深町一般会計予算)
- 第 7 議案第 17 号 委員会報告 (平成 26 年度美深町国民健康保険特別会計予算)
- 第 8 議案第 18 号 委員会報告 (平成 26 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算)
- 第 9 議案第 19 号 委員会報告 (平成 26 年度美深町介護保険特別会計予算)
- 第 10 議案第 20 号 委員会報告 (平成 26 年度美深町簡易水道事業特別会計予算)
- 第 11 議案第 21 号 委員会報告 (平成 26 年度美深町下水道事業特別会計予算)
- 第 12 議案第 22 号 委員会報告 (平成 26 年度美深町水道事業会計予算)
- 第 13 請願第 1 号 (T P P 交渉等国際貿易交渉に係る請願)
- 第 14 議案第 6 号 (ほっとプラザ☆スマイルの設置及び管理に関する条例の一部改正について)
第 15 議案第 7 号 (美深町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について)
- 第 16 議案第 8 号 (美深町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について)
- 第 17 議案第 9 号 (美深町新規就農者等に関する条例の一部改正について)
- 第 18 議案第 10 号 (森林公園びふかアイランド条例の一部改正について)
- 第 19 議案第 11 号 (消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備について)
- 第 20 質問第 1 号 (人権擁護委員候補者の推薦について)
- 第 21 発議第 1 号 (特別委員会の設置について)
- 第 22 承認第 1 号 (閉会中の所管事務調査の申し出)
- 第 23 議案第 23 号 (平成 26 年度一般会計補正予算 (第 1 号))
- 第 24 意見書案第 1 号 (T P P 交渉等国際貿易交渉にかかる意見書案)
- 第 25 議案第 24 号 (平成 25 年度一般会計補正予算 (第 10 号))

◎出席議員（9名）

1番 小口英治君	2番 藤守千代子君
4番 南和博君	5番 中野勇治君
6番 山本進君	7番 諸岡勇君
8番 林寿一君	10番 齊藤和信君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員（2名）

3番 藤原芳幸君	9番 岩崎泰好君
----------	----------

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 瓜田晃君
産業施設課長 木戸一博君	会計管理者 長岐和彦君
総務グループ主幹 川端秀司君	企画グループ主幹 玉置一広君
生活環境グループ主幹 望月清貴君	保健福祉グループ主幹 山崎義典君
税務グループ主幹 羽野保則君	農業グループ主幹 草野孝治君
施設グループ主幹 杉本力君	管理グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長 宮原宏明君	教育長 石田政充君
教育次長 吉田克彦君	教育グループ主幹 後藤裕幸君
教育グループ主幹 荒木久恵君	幼児センター長 清水目桂子君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君	事務局長 木戸一博君
---------------	------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 岡崎三郎君	事務局長 長谷川 浩君
--------------	-------------

◎議会事務局

事務局長 長谷川 浩君	事務局副本幹 角田敏彦君
-------------	--------------

開会 午前10時00分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は9名です。

本日、藤原君、岩崎君の両名から欠席の申し出が出ておりますのでそれを受理しております。

定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。

◎ 日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせます。

局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

まず、休会中に付託事件の審査を行った産業教育常任委員会から審査結果報告書が議長あてに提出されましたので本日の会議に付議しております。

次に、予算特別委員会が休会中の12日から14日までの3日間の日程で開かれ、付託事件の平成26年度予算案7件について審査を終了し委員会報告書が議長あてに提出されておりますので本日の会議に付議しております。

次に、追加議案について申し上げます。

町側から諮問1件、議会側から発議1件、承認1件です。

次に、休会中に受理した報告書について申し上げます。

代表監査委員から3月実施の例月出納検査報告書の1件でお手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第2 議案第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 議案第2号 平成25年度美深町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

これから議案第2号に関し質疑を行います。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 民生費の部分で、ほっとプラザに関する消耗品なのですけれども、利用している方はなかなか椅子席が多くて横になれるスペースがないというお話しを聞きますけれども、そのへんのゆっくりくつろいでいただくという点からすれば私も同感だと思っておりますのでそのようなスペース的な問題の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 只今ご質問のありました、ほっとプラザ☆スマイルの部分でございます。横になってお休みをなるということも私どもはお話しは聞いております。実際に椅子が非常に多いということですが、その部分については実際にご利用になる高齢者の方がじゅうたんなどをお持ちいただきそこでお風呂に入った後にでも休んで使っていただくということはこちらも、また指定管理の方も了解していただいておりますのでそのような利用をしていただいているという状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 農林産業費の中の土地連の派遣職員の負担金が減額になっておりますけれども、今事業の最中だと思うのですが職員の派遣が中止になったのかどうか、それから、上の随分と新規就農者に対していろいろな政策をしておりますけれども、今年70万円近い返還金といいますか減額となっているのですけれども推進活動がどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） まず、土地連の派遣職員の負担金の減額についてご答弁を申し上げます。当初の予算については、だれが土地連への職員として派遣されるか分からぬ状態で、土地連で指定したこれぐらいの派遣職員の負担金があればどの方でも対応できるという予算組みをしておりました。しかしながら、美深町としては若手の職員ということを希望しましたので、その中で若干人件費が全体的に安くなつて減額になったということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 新規就農者の補助金の減額の部分でございますけれども、新規就農者の今回の減額の主なものは新規就農者の就農後5年以内に住宅改修等の補助金を持っておりましてこの部分2軒分を見ていたわけですけれども、1軒の農家さんがその整備を先送りしたのと、もう1軒の農家さんが50万円満額を使わなかつたというのが主な内容となっております。あと、現在の新規就農者ということで25年度につきましては新規就農者の実習ということで、農の彩北恩根内さんの方で営農実習助成金又は営農指導助成金、その他これまで新規就農された方に経営自立奨励金、安定補助金等条例に基づく補助を執行しているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 11ページの美深温泉の木質バイオの関係についてですが、説明では労務費又は資材の高騰ということで5%ぐらいの増加追加をしているという説明をい

ただいていますが、木質ボイラーの施設の関係についてはこれから初めて導入しようとする部分もあって予算の中でも 6 つのボイラーのうちのひとつをそのようにするということですが、計画を含めてこの扱い等について金額的にもかなり請負費という部分で大きいのですがこの部分についてこれからのこともあるのですがこの請負費について少し詳しくお聞きをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 木質チップボイラーの工事につきましては、今回チップボイラーを入れる建物を新しく造ることになります。これにつきましては木造とコンクリート造を併用した建物になります。その工事費が約 6,700 万円ほどになります。それと、それに関連しまして電気設備工事につきましては約 1,300 万円ということになります。それと、その他機械設備の工事というものと、その中に既存のボイラー室まで屋外配管でつなぐという工事も含まれます。その機械設備工事につきましては約 1 億 4,000 万円ほどになります。あわせまして 2 億 1,840 万円という事業費になるものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段なければこれで質疑を終了致します。

これから討論を行いますが討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 号 平成 25 年度美深町一般会計補正予算（第 9 号）について採決を行います。

議案第 2 号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第 2 号 平成 25 年度美深町一般会計補正予算（第 9 号）は原案の通り可決されました。

◎ 日程第 3 議案第 3 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 3 議案第 3 号 平成 25 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければこれにて質疑を終了致します。

これから議案第3号について討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 平成25年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決をいたします。

議案第3号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第3号 平成25年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案の通り可決されました。

◎ 日程第4 議案第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第4号 平成25年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから議案第4号について質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければこれにて終了致します。

これから討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 平成25年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決をいたします。

議案第4号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第4号 平成25年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案の通り可決されました。

◎ 日程第5 議案第5号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 議案第5号 平成25年度美深町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑なければこれにて質疑を終了致します。

これから討論を行いますが討論はござりますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 平成25年度美深町水道事業会計補正予算（第3号）について採決を行います。

議案第5号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第5号 平成25年度美深町水道事業会計補正予算（第3号）は原案の通り可決されました。

◎ 日程第6 議案第16号 乃至 日程第12 議案第22号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第16号 平成26年度美深町一般会計予算 乃至日程第12 議案第22号 平成26年度美深町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

平成26年度各会計予算案各7件は議長を除く全議員で構成する予算特別委員会に付託をしておりましたが7件とも審査が終了した旨委員長から報告がありました。本件について委員会の審査の結果について委員長から一括して報告をいただきます。

1番 小口君。

○委員長（小口栄治君） 予算特別委員会委員長審査報告。

平成26年度予算案に関わる審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

本特別委員会は3月4日に付託されました議案第16号乃至議案第22号 平成26年度美深町一般会計予算ほか5特別会計予算ならびに水道事業会計予算について12日から14日までの3日間にわたり審査を行いました。審査の経過につきましては議長を除く全議員で構成する委員会ですので省略いたします。

審査の結果につきまして一括ご報告を申し上げます。

議案第16号 平成26年度美深町一般会計予算につきましては全員賛成により原案可決すべきものと決定致しました。

次、議案第17号 平成26年度美深町国民健康保険特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定致しました。

次議案第18号 平成26年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定致しました。

次、議案第19号 平成26年度美深町介護保険特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定致しました。

次、議案第20号 平成26年度美深町簡易水道事業特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定致しました。

次、議案第21号 平成26年度美深町下水道事業特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定致しました。

次、議案第22号 平成26年度美深町水道事業会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定致しました。

平成26年度各会計予算の委員会審査に当たり各委員から指摘のあった事項及び意見等については今後の予算執行にあたり十分留意していただくことを理事者側にお願いを申し上げまして報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告は議案第16号 平成26年度美深町一般会計予算乃至議案第22号 平成26年度美深町水道事業会計予算は全員一致で原案可決すべきものとの報告であります。予算特別委員会は議長を除く全議員で構成する委員会です。従って、質疑・討論を省略し採決を行います。

この採決は起立でお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） まず、議案第16号 平成26年度美深町一般会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第16号 平成26年度美深町一般会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第17号 平成26年度美深町国民健康保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第17号 平成26年度美深町国民健康保険特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第18号 平成26年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算について原案の通り決定可決することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第18号 平成26年度美深町後期

高齢者医療保険特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第19号 平成26年度美深町介護保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第19号 平成26年度美深町介護保険特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第20号 平成26年度美深町簡易水道事業特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第20号 平成26年度美深町簡易水道事業特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第21号 平成26年度美深町下水道事業特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第21号 平成26年度美深町下水道事業特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第22号 平成26年度美深町水道事業会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第22号 平成26年度美深町水道事業会計予算については原案の通り可決されました。

◎ 日程第13 請願第1号

○議長（倉兼雅彦君） 次、日程第13 請願第1号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る請願を議題といたします。本件については産業教育常任委員会に付託をしておりましたが委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過ならびに結果についてご報告を願います。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 産業教育常任委員会の報告。

本定例会で産業教育常任委員会に付託されました請願第1号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る請願の審査の経過ならびに結果についてご報告いたします。

本件は、さる11日、産業教育常任委員会委員5名が出席のもと紹介議員である南議員に出席をお願いし内容の説明をいただきながら慎重に審査を行ったところです。

請願の内容は、TPP交渉については多くの分野で各国の主張の隔たりが大きく大筋合意に至らず、オバマ大統領の訪日に向けて米国から衆参両院の農林水産委員会における決議を逸脱した譲歩を強く責められ兼ねず予断を許さない状況が続いています。本委員会としてはTPP交渉にかかる衆参両院、農林水産委員会決議を巡視しすべての国際貿易交渉における重要品目等の関税を維持していくことが重要であると判断し、出席委員全員一致で願意妥当と認め採択すべきものと決したものであります。

以上委員会報告といたします。

○議長（倉兼雅彦君） 只今の委員長報告に対し質疑のある方は発言を願います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼雅彦君） 質疑なしと認めます。

本件について討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼雅彦君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号について採決を行います。

請願第1号に対する委員長報告は採択すべきものです。

委員長報告の通り採択することに賛成の方は挙手をお願いいたします。（全員挙手）

○議長（倉兼雅彦君） 全員賛成です。従って、請願第1号 TPP交渉等国際貿易交渉にかかる請願は採択することと決定をいたしました。

只今から暫時休憩をいたします。

再開は10時45分といたします。

議長から議会運営委員会を招集いたしますので委員の皆さんには委員会室にお集まりください。

休憩 午前 10時28分

再開 午前 10時49分

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開き、町側から追加議案が提出されております。

追加案件については、議案第23号 平成26年度一般会計補正予算第1号の1件であります。

また、請願第1号に関し諸岡議員ほか4名から意見書案第1号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書案が提出されました。

お諮りをいたします。

追加議案を日程に追加し、議案第23号 平成26年度美深町一般会計補正予算第1号を追加日程第23とし、意見書案第1号を追加日程第24として議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、議案第23号 平成26年度美深町一般会計補正予算第1号を日程第23、意見書案第1号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書案を日程第24として議題とすることに決定をいたしました。

只今から資料を配布いたします。

(資料配布)

◎ 日程第14 議案第6号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 議案第6号 ほっとプラザ☆スマイルの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第6号に関し質疑を行います。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） この件につきましては1月の7日に長い間親しまれていた旭湯が廃業をしたということでありまして、町内には公衆浴場を設置しなければならないという状況のなかでの決定であります。特に、ほっとプラザ☆スマイルにつきましてはまだ1年を経過していない中で途中こういった形の中でのほっとプラザの委託管理も含めたこれから整理事項になっていくところであります。特に何回か第2自治会の皆様につきましてはこのことに関して議論をされて今日に至っているということであります。そしてまた、メンバー20数名に委託管理を受けようと構えをされているさなかであります。このほっとプラザ☆スマイルの設置につきましては一面では福祉対策というものも踏まえてこの中身の中で非常にプロ的な感覚の中でのサービスが要求されるということがありまして委託を受ける自治会の皆さんも大変苦労をされているところであります。私はこの条文等については特に条例の部分でありますからその下に規約というものがされてそしてまたそのことで福祉対策が全町的に公平な立場でやられること、また委託管理というものが初めてでありますがそういった公衆浴場を担うような管理をしていくという中で万全を期していかなければならないと考えているところでありますし心配をされるところであります。

ただ、町長も第2自治会と話し合いをしながらこの提案をしてきているところであります
が、私はこの条文等についてはこの点について了解をするところでありますが、まず、第
2自治会の皆さんが必要をしていることはやはり浴室使用料のことです。これは大
変気になるわけでありまして、全町的には温泉が例えば100円を持って浴室を利用され
るわけですがここは70歳以上の方ということですが65歳以上ということの備考欄にお
ける差というものがございます。さらには420円を400円にするなどこれから町側と
第2自治会の管理をされる皆さんとの話し合いがスムーズにいくべきだと考えております
そのようにしていただきたいと思います。自治会の皆さんのが素人の中でもこの委託管理
を受けようとしている構え等について私も先日皆さんとお話しをさせていただきながら
確認をしたところですがそれに対して町側の考え方について確認を含めてお伺いを
いたします。

○議長（倉兼政彦君） 諸岡くんに申し上げますが質疑でございますので討論ではござい
ませんので注意をしてください。

保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 只今諸岡議員からお話しがありました件につき
ましては、まだ1年経っていない施設だという部分で公衆浴場の機能は大変ご苦労されて
運営されているというのはこちらも承知しているところでございます。公衆浴場の考え方
は、現在公衆浴場法に伴っておふろがない方だと保健衛生を確保するということで町が、
ほっとプラザ☆スマイルにその機能を持たせようという考え方でございます。当然料金に
つきましてはご提案申し上げておりますけれども、ただ、お話しがあった通り指定管理者
の方と今後十分料金などについて時期も4月1日ということになりますので速やかに協議
をしながらスムーズにできるようにこちらの方も努力してまいりたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） お尋ねいたします。この条例によりますと公衆浴場法に基づいて
第2自治会に指定管理をお願いしたところです。そうしましたら、これは営業行為が発
生することになるわけですけれども、管理者が営業に対して雇用というものが発生するの
ですけれども労災だと雇用保険だと健康保険だとそういうシステムをしっかり構築
しながら運営できるような指定管理者との打ち合わせになっているのか、特に、お風呂ば
かりではなくて冬期間の屋根の雪下ろし等は危険等も伴う作業があるわけですけれども労
災加入等がされているのかそういう点についてお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 今お話しがありました作業だと受け付けだと

かさまざまな雇用が生まれております。昨年度から雇用だとか保険の関係につきましては指定管理者の方であります第2自治会の方からさまざまな関係機関と協議をして例えは雇用保険に加入していく考え方だとかその辺につきましてそれぞれ対応をしていただいていると考えておりますし、それがこれから先ほどお話をあった雪庇落としたとか新たな部分もございますのでそこについてもそれぞれ対応していただくように協議していきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 2、3点お聞きいたします。まず、ほっとプラザ☆スマイルの当初の目的は今回ひとつ追加された公衆浴場の利用の機会を確保するためということで一問区増やしたことによって公衆浴場の料金表が出てきますと。この料金表に出てきた中の備考欄に午前10時から午後3時の間は65歳以上の方は無料と、これは当初の老人福祉費の方に入っている考え方でよいのか、それ以降があくまでも公衆浴場としての運営を行うのかその点と、公衆浴場であれば道の方の規定により6歳未満の入浴料も発生してくるのではないかと思いますけれども、この入浴料には12歳以上と6歳から12歳未満で2段階にしか分かれていませんので6歳未満の入浴料をどう考えているのかこの3点についてお聞きをいたします。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 公衆浴場機能の追加に伴った基本的な考え方でございます。公衆浴場という形で申請をあげて許可をいただきますと、例えば、具体的に入浴時間10時から午後8時まですべてが公衆浴場という形になっていきます。ただ、先ほどお話しがありました備考欄の考え方でこれはお話しあった通り過去老人憩いの家で活動されていたそこにお風呂があってそれぞれ入浴をされていたとその機能をほっとプラザの福祉対策ということで継続していきたいという考えでいます。基本的には、例えば具体的に若い方が午前中に入浴した場合は有料という形になりますし、あくまでも開設時間の10時から午後3時まで65歳以上の方に対しての福祉的な生きがいづくり的な活動という位置づけの中で無料という体制を継続していきたいという考え方でございます。それともう1点、6歳未満のことが北海道の公衆浴場の統制額の中で記載されておりますけれども基本的には統制額は上限額それを超えることができないという制度になっておりますので当然その考え方によって無料という形で入っていただくのは問題ないと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 今の3段階の入浴料の区分についてはわかりました。ただ、当初の説明での老人福祉対策と公衆浴場の住み分けといいますか区分けといいますか町内に

家庭風呂を持っていない人数というのは概ね把握をしているかと思います。旭湯さんが休業したときに温泉までバスを出して入浴させたという経緯の中である程度人数は分かっていると思いますけれども、その辺の区分けで、老人福祉の人が3時以降も入れるという混雜的なことはないかと思いますけれども公衆浴場の施設等がだいたい洗い場が10人くらい程度でしたかかるのですけれどもそういう関係の中で近隣町村の65歳以上の方が3時では湯冷めをすると、もう少し遅い時間に入りたいと言ってくれば有料でも入れるということなのですけれども、その辺の区分けの考え方で3時前に入っていればずっと入っていて無料なのかその辺の区分けはどうなっているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 確かに現実今お話あった通り時間というものがひとつの区切りというか無料・有料という区分がございます。そういった中で現在この施設1年間経過をして例えば老人クラブの方、一般の町内の65歳以上の方、様々入っていただいております。その実態を見てみると、この施設運営にご理解をいただいてすべてではないのですけれどもほぼ3時くらいまでに入浴を終わっていただいているという状況でございます。入浴ですから午後3時までに入っていただくという場合については無料という形の整理になります。上がる時間ではなくて入る時間になります。当然、その方がお風呂から上がるのはそれ以降になるものですから時間的な色々なことがあるのですけれども、そのへんにつきましては例えばお風呂の時間を3時から4時までをインターバルを行って4時からさらにお風呂に入れる時間にするとかその辺の運用につきましては今後指定管理者の方と十分協議をして行っていきたいと考えております。時間の区分については入った時間が有料か無料かの判断になると考えております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段なければこれで質疑を終了致します。

これから議案第6号について討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 ほっとプラザ☆スマイルの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第6号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第6号 ほっとプラザ☆スマイルの

設置及び管理に関する条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第15 議案第7号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 議案第7号 美深町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第7号に関し質疑を行います。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 3点ほどお伺いいたします。

今回13歳から15歳の無料ということですけれども、予算書を見ますと昨年と比較すれば400万円ほどこの部分で増えているということは子供たちにその程度の医療費がかかっていたのかと、1回説明を受けた気がするのですけれども確認でこれについて実態として今までのくくりとこれからのくくりの間の子供たちの医療費はどれだけかかっていたのか、それから、今回こういう助成は非常に子育て支援の面から有効だと思うのですが、この財源はどういうものなのか単純に一般財源なのか、色々な中で財源が確保できたのか、それからもう1点、今全道の各市町村で今回美深町は中学生までということですが、18歳までの市町村もたくさんある中で拡大して16歳から18歳までの部分で医療費がどれくらいかかっているのかという数字を捉えているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（望月清貴君） ご質問いただきました今回の中学生の拡大部分につきましての費用としましてはおおよそ300万円ほどを通常のこれまでの予算より措置が増えている状況でございます。それから、財源につきましては道の補助事業でございますけれども今回の中学生につきましては道の補助対象ではございませんので全額町の一般財源ということになります。それから、高校生まで拡大した場合の試算については年によって変動があるかと思いますが150万円から200万円ほどと考えております。上川管内で高校生あるいは大学生、15歳の年度末よりさらに拡大している市町村については2自治体でございます。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 今上川管内で18歳まで無料化しているところが2自治体で分かっている範囲内では南富良野町が22歳まで大学に通っている町内に住民票がなくても町内出身者の子供は22歳まで無料化していると聞いています。今回今説明があったように18歳まで拡大しても150万円くらいのものであるということの中で、思い切って18歳までという議論にならなかったのか、なぜ15歳というくくりで1回議論を止めて

いるのはどういう部分なのか、せっかく思い切った子育て支援でいけば18歳まで行ってよかったのではないかという気がするのですがその辺の内部での協議の経過も伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（望月清貴君） 庁舎内におきましての議論といたしましては当然中学生よりさらにということを検討はいたしましたけれども、今回の改正につきましては義務教育の中学生までという形で考えていきたいというものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 医療費の無料化は子育て支援という観点から今回中学生まで無料化ということで提案させていただいておりますけれども、これが18歳一部では22歳大学生までというところもあるようでございます。18歳以上高校生以上の対応ということになってきますともう少し議論をしなければならないのは子育て支援という観点だけではなく今度中学を卒業されて高校に行かない方も就職される方もいますので、そうしますと一定の所得が発生するということになってきて一律に無料化ということにはなかなかならないのかと、そこで一定程度線引きをしなければないと、それと、町外に出ておられる方も対象とするのかしないのか、住民登録があったとしても実態として町内にいない場合居住をしていない場合もありますいろいろな想定の中でまだまだ議論をしていかなければならないものがあるのかと思います。担当の方から高校までやった場合はどうなのだというお答えを申し上げましたけれども、査定の段階でもそのへんの議論をいたしました。ただ、現状美深町としては他の市町村から比べると若干遅れをとっているというのも否めないわけでありまして、まず中学生まではやりましょうと、ただ、高校さらにその上に拡大するにあたっては一定程度の検討をしなければならない課題があるということで、今回については一定程度課題の掘り出しなどをしているのですけれども提案までは至っていないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） なぜ、中学生まで医療費を無料にしたのかと、それ以前に子供達が病院にかかるような健康対策というものをどのようにしたのか、老人の医療でさえ健康のためにいろいろと予防対策を立てているのですけれども、子どもたちの健康の管理に対してもう少し対策があったのではないかと、医療費を無料にするばかりが子育て支援ではないような気がするのですけれども、どのくらいのどのような病気が主なのか、あるいは家庭で管理ができるような病院通いが多いのか、私はその辺が疑問になってくるわけです。今、学校給食も取り進めていこうとしております。その中でやはり1番の問題は

朝ご飯を食べてこない子供がいるのではないかと、そういう懸念もあって学校給食が進んできたのが本来根にあるところだと思うのです。それでは、早寝早起き朝御飯という徹底した対策をしながらいくのならわかりますけれども、私はこの辺が理解できないところなのですが子供の健康についてどのような対策をとっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（望月清貴君） ご質問でございますが、乳幼児等医療費助成の中でどんな医療が多いのかという点については今把握をしておりませんので回答しかねるところでございますけれども、当然おっしゃる通り乳幼児等子供さん方の健康を予防することが1番ということは基本にはあると思います。当然母子保健から始まって小さいころから母子保健に対する政策あるいは活動、そして学校での保健対策そういうもので進められていると考えております。その広いところまでの答弁については今持ち合わせておりませんけれども、今回につきましては当然それぞれ予防に家庭でも心掛けさせておると思うのですけれども、そのさらに経済的負担を軽減していきたいという考え方での条例の改正ですのでご了解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） それではこの無料化に向けて学校教育とはどういう連携をとったか、それからもう1点、この無料化に対しては美深町に小児科というものが無いわけです。それで、当然名寄の市立病院あるいは近隣の病院にと診療が多くなっていくのではないかと思うのですけれども、交通費から見ていく考えなのかその2点をお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（望月清貴君） 学校教育との提携につきましては正直なところ予防という形との連携あるいは学校の保健での連携については詰めてきてはおりません。それから、小児科はございませんけれども町内で掛かる事もあるかと思いますが交通費の助成については含んでおりません。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 学校教育の方に伺いますけれども、児童生徒の医療費の無料化に向けて町が立ち上げたところです。学校教育としてはどういう方針でこの予算をなるべく少なく使うような形での対策はどのようにお考えでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 教育次長。

○教育次長（吉田克彦君） 今回の医療費の助成に関する条例の関係なのですけれども、これにつきましては学校教育としては助成に関しては学校教育としては考えておりませんでした。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） この乳幼児等の医療等の補助の関係につきましては総体では昨年から見ると約400万円の上乗せの金額であります。それで、新しい事業として福祉の利用システム導入の委託料91万8千円ということで医療に関してこの金額は継続または新しい予算の中でやっておられると、特に先ほどの関係では財源等については町単独でこの予算を見ているということで了解をしたのですが、この未就学の児童200名の23、24の算定を基礎にして料金設定をしたようでありますけれどもこの福祉医療の関係は新しくなっているのですが、これらと、それから乳幼児等の23、24は数的には下がっているのか上がっているのかわからないのでその点についてお聞きいたします。それから、福祉の医療関係もシステムで新しいのですがこれもどのような算定基礎があったのかについてお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（望月清貴君） ご質問の医療の給付の状況でございますけれども、22年度から申し上げますけれども総体の母子、乳幼児 医療費の助成の扶助費決算額ですが平成22年度は867万円あまり、平成23年度930万円あまり、24年度は827万円あまりという状況でございます。それから、システムにつきましては乳幼児医療の関係もございます。1番多いのが乳幼児医療の受給者の事務処理になるわけですけれども、さらに、乳幼児のほか1人親家庭、重度心身障害者医療などの給付事業を行っておりましてそのための事務処理を行うシステムを導入したいという考え方でございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければこれにて終了致します。

これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 美深町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第7号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第7号 美深町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第16 議案第8号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 議案第8号 美深町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段なければ質疑を終了致します。

これから討論を行いますが討論はござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 美深町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第8号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第8号 美深町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第17 議案第9号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第17 議案第9号 美深町新規就農者等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

8番 林君。

○8番（林 寿一君） 今回のこの条例は新規就農者等ということでありまして、中身に関しては後継就農者それから農業後継者というような方たちでこれらは内部の方に目を向けた条例改正だろうと思います。ところが、昨年の12月に同じような条例の改正の中で、商工業担い手育成条例というのがありますてそれに対しては親族を除くという文言がかなりありますて、それら外部に対しての支援策だったのかと思います。それは決定しましたから良いのですが、今回は相当違っていて内々に目を向けてというのは何を意味するのか、商工業支援策と農業新規就農者等に対しての目的がどのように違うのかその点について説明をお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 提案説明の際も改正趣旨の中でご説明申し上げまし

たけれども、これまで新規就農者ということで主に道外町外から受け入れを支援してきたわけでありますけれども基本的には地元農家子弟、地元の農家さんの子弟さんが後を継いでくれるのが大事だろうということで、それで補完できないものを町外からという形で担い手対策を進めてきたわけですけれども、さらに、条例の対象になっていなかった今発言されました後継就農者、農業後継者内々といいますか町内在住の農家さんの子弟これらの農業経営の承継をさらに後押しするといった環境整備について後押しをして美深農業の持続発展を推進していくという形での改正の趣旨となっているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 8番 林君。

○8番（林 寿一君） 私がお聞きしたいのは、前回の商工業に対する見方と新規就農者等に関する目線の違いなのです。なぜこれだけの違いが出てくるのか、外部と内部と対象者に対するその違いがなぜこのようになるのかお聞きしているわけです。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 昨年12月に商工業担い手支援条例を可決していただきました。この4月1日から施行ということでこれに伴います予算も1,000万円ほど計上させていただいて先ほど決定をいただいたところでありますけれども、この中で商業後継者に対する支援も担い手支援条例の中にはございます。例えば、今回農業の条例改正の中にあります後継者が就農あるいは経営についた場合には50万円の支援金をお祝い金なのですが支給しますということで商工のほうには12月の条例の中にはあったのですけれども農業の方には一切なかったと、特に、今回出ております後継就農者これは後継者としての就農した以降に規模拡大ですかあるいは農地の取得ですかそういった場合においても新規の就農者と同様に条例を適用させますという、今まででは後継者さらには後継予定者に対して支援を一切なかったものですから、ただ、商工業の支援の中にはそういった後継者あるいは後継予定するものに対しての支援が若干ありました。林議員のおっしゃる通りその承継する場合2親等以内の承継する場合については新規に参入するものとしては認めませんということで、あくまでもそれは新規参入ではなくて後継者なのだということでお随分12月に議論をさせていただいたという経過がございますけれども、従いまして、今回、新規就農者に関する条例については商工業の担い手支援条例の中に組み込んでおります後継者さらには後継予定者に対する支援を農業者にも適用させるということで今回条例改正をお願いしたということでございまして、特に、農業者だから優遇しているのだということではないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 少し林議員と間違の言い方もあるかもしれません、まず、今お

話しがあった商工業担い手支援条例との整合性という部分で今回手厚くされているのかという印象はあるのですが、商工業の担い手支援条例に関しては町側と商工会とかなり理詰めしながら組み立ててきた経過があるかと思うのですが、今回の新規就農条例の改正にあたってJAとどれぐらいの協議があってまた今回の条例改正の中にJAからの要望といったものはどれくらい組み込まれたのか、そういう協議経過はどういう状況だったのかお伺いしたいと思います。それから、一定程度理解をしながら質問しますが、生活環境整備補助金の部分に関しては私の認識では子弟の後継者は対象にならないのかと、この辺は他のまちづくりの条例の中にあるのでそれを使ってくださいという言い方かもしれません、この要件の中で5年以内に経営を継承しなさいという部分等々を考えると最近は親御さんと住まいを別にして経営をされる方もおりますし、そのことによって非常にいろいろな面でスムーズにいく中でこの辺も対象にするような考え方がなかったかどうかそういう内部の議論がどういうものがあったのか伺いたいと思います。それからもう1点、年齢的におおむね45歳とありますがこれも企業立地条例の時にもおおむねという年齢制限がありましたけれどもこの辺のとらえをかなりファジーにされているのかこの45歳という部分の考え方を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） JA等との経過ということでございますけれども、この条例改正にあたりましてはJAだけではなくて担い手協議会、普及センターさんですか土地改良区さん、農業委員会さん等々と関係組織それと新規就農者等の指導委員会こういった中で議論を重ねてきました。農協さんとも条例制定の具体的な中身等についてさらに打ち合わせをしてきた経過がございます。それと、先ほど5年以内のものとありましたけれどもこれは定義で後継就農者になるには継承した年から5年間支援が受けられますということで、5年間の計画の中でその支援が受けられるということで5年以内に継承しなさいという意味ではございません。それと、おおむねの部分でございますけれども、この部分につきましては本条例で既に独立就農者、拡大就農者の年齢要件が45歳ということでこれらと同基準という形で整合性をとったわけでございますし、農業者年金、医療年金等も親の年齢が大体65歳それらと整合性を図れば大体このような年齢かと、また概ねですのでたとえそれが年金等がなくても50歳だからダメだということではなくて1人でも多くの方々が継承していただければということでこの年齢をおおむねという形で設定したところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 答弁がなかったのですけれども、生活環境整備補助金の関係で、

どういう議論があったのか再度聞きたいと思います。それと、JAも含めて関係機関としっかり協議をしたということなのですが、印象として非常に農業後継者指定にも手厚く支援の中に入れたということですけれどもJAがこの条例とあいまってJAも町もこれだけ頑張っているからJAとしてもともに同じような支援を相乗的にするような考え方があってしかるべきかと思うのですけれども、そのへんがちょっと見てこないのですがそのへんはどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 生活環境の部分でございますけれども、議員さんおっしゃる通り町の別条例等で農家子弟の部分については対応していただけるということで新たにこの部分は含んでおりません。また、JAさんとの関係でございますけれども、現在JAさんでは昨年から農家の後継者さんが他の農家で研修を行う場合ということで受け入れ農家に対して月3万円6ヶ月の助成制度を25年度に設けました。また、JAにおいて臨時雇用研修という形で臨時職員として採用し労賃を支払うという最高2年間そういった制度をもってすすめてきているわけでございますけれども今回の条例に合わせていろいろ資金等も特に利子補給補助等々を含めて町と一体となってそういう部分が考えられないかということで何度か協議をした経過等もございまして、これらの部分につきましては今後の継続課題という形で先送りとなっているという状況で今回に合わせて新たに農協さんにしかるべきではないかという部分につきましては議員からも直接農協の方にぜひ強く訴えていただければと思っております。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 今説明資料の14ページを見ているのですが、その中で対象者および要件ということで先ほど同僚議員からも質問があったのですが（7）のア、ここも45歳以下であることということで強調していると、ただその項目は3つの条件をすべて該当していかなければダメだということになっていますが、（8）農業後継者の年齢はおおむね45歳以下ということで、またここで45歳以下が出てくるわけで同じ対象者および要件という欄でしつこいかと思うのですが、この違いというものがあるのかどうか、ただ、いま言われるように45歳というのは本当にいろいろ検討をされて各機関とも検討をされて45歳というのを決定しているのですが、おおむねですからかなりの幅を持っているのだと思っていますが、おおむねの幅というのはどのくらいなのかお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） （7）のおおむね45歳の部分と（8）の45歳の

部分は別な定義になっているといいますか、その第2条の中の定義で分かれている通り（7）の部分は後継就農者ということで、こちらは50万円ですとかその他もろもろの支援の部分にかかわってくるものでございます。（8）の部分は農業後継者ですから、まだ跡取りする前の青年その青年が大型特殊免許等々の支援の部分の要件という形で別立てになって基準を明確にしているということでございます。おおむね45歳という部分は2割ということで54歳という形で想定しているということでございます。

○議長（倉兼政彦君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） この条例を見ますと随分優遇されてきたのだなと、これだけ農業を経営する人が少なくなってきたのかと思いながらこの条例を見ていたのですけれども、条例の中の第4条ですが免許の取得という資格があるのですがこれはどのような職業でも自分が何かをやるときには運転免許とかそういう資格があつてはじめて優遇されてくると思うのですがこういうものまでにも支援をしなければ後継者が育たないのか、私はそれは自分の努力でそういうものを取って一生の職業とすべきではないかと思うのですが、そのへんの考え方があまりにも過保護過ぎるのではないかと思うのですけれどもお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 今回の免許等の支援の部分ですけれども、特に、今まで新規就農者の部分につきましては道の農業公社等々で大型特殊免許の補助支援等がございました。だけれども農業後継者にはないとそういった部分の整合性と格差があるのでないかという指摘等を受けましてこれらの部分を美深町としてはさらに今いる農家子弟を後押ししたいということで1人でも多くの方に後を継いでもらって美深農業の持続発展を推進するためという願いも込めましてこの部分について支援していくと後押ししていくという形での出資という形でございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） この条例が制定されますと、当然親の跡を継ぐ人ばかりではなく高校の専門学校あるいは農業の専門学校を出た子供たちの道内外への募集がしやすくなってくると思うのですが、地元ばかりではなくてそういう広い範囲でこのこういう条例があるからぜひ美深で農業をやってみませんかという宣伝をしていく考えなのか、それとも、地元の従事者ばかりを目先として考えておられるのかその辺を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 今まで新規就農者等の条例というのはなかなか地元の農家子弟というのは限られているということで後継者がいない部分について農外から町外から1件でも継承していただいてという部分でアピールをしてきております。今回の条例の改正の部分は農家子弟の部分で内外両方で対応していくという考え方でございまして、特に、すでに新農業人フェアといいまして新規就農者の相談会が札幌、東京、大阪等々で開催しているものに参加してアピールをしている部分もございますし、農業公社の北海道担い手育成支援センターというところに登録しまして全国的に美深の条例の優遇、他の町よりも優遇して新規参入者等々を募集していますということをアピールしているということで、すでに行っているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段質疑がなければこれにて終了致します。

これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 美深町新規就農者等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第9号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第9号 美深町新規就農者等に関する条例の一部改正については原案の通り可決されました。ここで暫時休憩をいたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（倉兼政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第18 議案第10号

○議長（倉兼政彦君） 日程第18 議案第10号 森林公園美深アイランド条例の一部改正についてを議題といたします。

議案第10号に関し質疑を行います。

ございませんか。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 近ごろの新聞におふろの入浴料のことなのですけれども青少年ですとか10名以上の場合は引率者が2名なしとか研修を目的の時は入浴施設の料金を無料にする等の報道がされましたけれども、びふか温泉に関してはそのような考えはあるのかどうかお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 林業保養センターの関係の入浴料に関しての免除等の関係なのですが、青少年に関する部分の免除規定等はございません。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 免除規定がないのはわかりましたけれども、これからそういうことは考えられるのかどうか重ねて質問をいたします。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） それにつきましては現在具体的に青少年に対する免除規定等は考えておりません。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 社会参加の事業を担う陶芸教室の廃止ということで今回は陶芸の廃止ということで説明の中では林業保養センターの中に包括をするという形に変更になったようありますけれども、この陶芸教室などは利用等については結構あったのではないかと思いますが、最近の利用状況とそれから今後例えば陶芸は廃止するということなのですが陶芸の育成などということでこの際変更などが出てくるかと思うのですがどのような考え方で行うのかお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 高齢者センターの陶芸室等の利用の関係ですが、これにつきましては週4回程度の利用がございます。それと、今後の陶芸の人材的な育成といいますかそれにつきましてはCOM100の方で各種の陶芸団体がありますのでそういう中で人材の育成が図られていくのかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 陶芸の実態は私も存じていないのですが、担当等については俱楽部的にそういったメンバーで構成していくのだと思うのですが指導期間とかそういったものの派遣的なものはないのでしょうか、この陶芸に対しては。それと、今やっているCOM100等のメンバーがどの程度やっているのかその実態をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 高齢者センターの陶芸教室の利用の関係なのですが、これにつきましては趣周遊会が利用をしていたということでございます。今回平成25年度をもって趣遊会が解散をするということになりましたので今回この高齢者センターの部分を削除するということでございます。COM100の陶芸の関係については私の方では利用状況等を含めて承知しておりませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） お尋ねいたしますけれども、ふるさと館に工芸室があるのですがけれどもこの活用方法といいますか確かカヌー工房として設置したような気がしていたのですが現在どのように活用されているのかお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） ふるさと館の工芸室につきましてはカヌーの製作などで利用しております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段質疑がなければこれにて終了いたします。

これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 森林公園美深アイランド条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第10号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第10号 森林公園美深アイランド条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第19 議案第11号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第19 議案第11号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君）質疑がなければ終了いたします。

これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君）討論なしと認めます。

これから議案第11号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備についてを採決いたします。

議案第11号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君）全員賛成です。従って、議案第11号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備については原案の通り可決されました。

◎ 日程第20 諒問第1号

○議長（倉兼政彦君）次、日程第20 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 諒問第1号 人権擁護委員の推薦について提案説明を申し上げます。

これまで人権擁護委員としてご活躍をいただいておりました浅水弘子氏が健康上の理由によりまして平成25年11月30日に辞任をされました。

旭川地方法務局の局長からその後の候補者の推薦依頼がございました。その後任として宇野育子氏を推薦いたしました人権擁護委員法第6条第3項の規定により提案説明を申し上げるものであります。

宇野育子氏は、平成22年度まで町職員として在職されておりその間教育次長、幼児センター長を歴任され現在は株式会社宇野電工社の取締役に就任されております。平成22年12月から民生政委員、児童委員さらに23年4月から学校評議委員に就任されるなど美深町の福祉行政、教育行政の推進に努められており人格識見が高く広く社会の実情に精通しております。社会的信望も厚く人権擁護委員として適任であると考えており推薦にあたり議会の意見を求めるものであります。

よろしくお願い申し上げ提案説明といたしますけれども、宇野育子氏は昭和25年1月29日生まれの64歳であります。学歴については昭和51年3月に北西女子短期大学付設保育専門学校の卒業でございます。卒業されてから町職員となっているわけでありまし

て通算26年が町職員の経験でございます。

以上、補足の説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） これから諮問第1号に関し質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段質疑がなければ終了致します。

お諮りをいたします。

町長は宇野育子氏を人権擁護委員の候補者として推薦するにあたり本議会の意見は適任と決し答申することにしたいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、町長が宇野育子氏を人権擁護委員の候補者として推薦するにあたっての本議会の意見は適任と決し答申することと決定をいたしました。

◎ 日程第21 発議第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第21 発議第1号 特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件の提出者は藤守君、賛成者は小口、藤原、諸岡、斎藤、岩崎の各議員です。

この際、提出者の藤守君から本件の趣旨説明をお願いいたします。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 只今議題となりました特別委員会の設置について提案説明をしたいと思います。

発議第1号 平成26年度議会広報特別委員会の設置について提案説明をいたします。

提出者は藤守、賛成者は小口、藤原、諸岡、岩崎、斎藤、の各議員です。 本件は地方自治法第115条第1項議事の公開の原則により美深町議会広報の編集発行及び議会の公開、広報誌の果たす役割の調査ならびに町民との懇談会等による公聴活動を行うことを目的として地方自治法第110条及び委員会条例第5条に基づき設置するものです。

設置期間は調査終了まででございます。

特別委員会の名前は、平成26年度議会広報特別委員会。

委員の構成は6名です。

議員各位の賛同を賜りますようよろしく申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今、提出者の藤守君から説明をいただきました。

平成26年度議会広報特別委員会の設置ですが、6人の委員の構成により調査終了まで活動できる特別委員会の設置をしようとするものです。

本件について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

討論を省略してお諮りいたします。

本議会に提出者の説明の通り特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、発議第1号 特別委員会の設置については原案の通り可決されました。

本特別委員会の委員の選任につきましては委員会条例第6条第1項の規定により議長より指名をいたします。

平成26年度議会広報特別委員会の委員に岩崎君、小口君、齊藤君、諸岡君、藤守君、藤原君を指名いたします。

ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、本特別委員会の委員はただ今申し上げた6の方に決定をいたしました。

只今から暫時休憩をいたします。

再開は13時25分といたします。

○議長（倉兼政彦君） それでは、只今任命された方々は特別委員会の招集を行いますので委員会室に集合してください。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時23分

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

議長から諸般の報告を申し上げます。

休憩中に議会広報特別委員会が開かれ、それぞれ正・副委員長の互選を行っております。

議会広報特別委員会の委員長に藤守君、副委員長に齊藤君が就任しておりますのでご報告を申し上げます。

◎ 日程第22 承認第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第22 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出であります。

総務住民及び産業教育常任委員会ならびに議会運営委員会からお手元に配布の調査事項について閉会中の所管事務調査の申し出です。

本件申し出の通り承認したいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、総務住民及び産業教育常任委員会ならびに議会運営委員会からの閉会中の所管事務調査の申し出は承認と決定をいたしました。

◎ 日程第23 議案第23号

○議長（倉兼政彦君） 追加日程に入ります。

日程第23 議案第23号 平成26年度一般会計補正予算第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第23号 平成26年度一般会計補正予算第1号について提案説明を申し上げます。

平成26年度の予算に計上した事業のうち美深中学校改修・改築工事、美深町学校給食センター建設工事の2件について国の平成25年度補正予算で措置された経済対策事業として実施するため平成25年度予算に移し替えようとするものであります。

この経済対策事業については地域活性化に向けた事業を実施することに対して頑張る地域交付金が交付されること、補正予算債が活用できることなど財源確保、財政運営のメリットを考慮して実施するものであります。そのためにはこの平成26年度の減額予算と平成25年度の追加予算がセットで議決されることが必要となります。まずはその前段となる平成26年度の減額予算を提出するものであります。以上によりまして平成26年度一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ9億8,526万2千円を減額して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ49億1,273万8千円となるものでございます。

以上、よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明いたします。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 補正予算の説明をさせていただきます。

別冊配布の議案第23号でございます。

議案第23号 平成26年度美深町一般会計補正予算第1号。

平成26年度美深町一般会計補正予算第1号は次に定めるところによる。

(以下事項別明細説明あるも省略)

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 別段質疑がなければ終了致します。

これから議案第23号について討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号 平成26年度一般会計補正予算第1号について採決を行います。

議案第23号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第23号 平成26年度一般会計補正予算第1号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第24 意見書案第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第24 意見書案第1号 TPP交渉等国際貿易交渉にかかる意見書案を議題といたします。

本件の提出者は諸岡君、賛成者は小口君、中野君、齊藤君、山本君です。

この際、提出者の諸岡君から本件の趣旨について説明をいただきます。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 意見書案 第1号 TPP交渉等国際貿易交渉にかかる意見書の提出について。

地方自治法第99条および会議規則第14条の規定により下記の通り意見書を提出する。

意見書案を朗読して提案に変えます。

TPP交渉等国際貿易交渉にかかる意見書案

TPP交渉については本年2月に閣僚会合が開催されましたが多くの分野で各国の主張の隔たりが大きく大筋合意には至りませんでした。しかしながら、4月のオバマ大統領の訪日に向けて米国から衆参両院の農林水産委員会における決議を逸脱した譲歩を強く責められかねず予断を許さない状況が続いています。TPPは農業だけの問題ではなく国民1

人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり国民的議題のないまま交渉を進めることは決して国益にかなうものではありません。このため、多くの国民や道民町議会や自治体の首長はＴＰＰ交渉への参加に反対、慎重な対応を強く求めてまいりました。つきましてはＴＰＰ交渉にかかる衆参農林水産委員会決議の順守等に関しては下記の通り要請いたしますので貴殿の特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1、ＴＰＰ交渉にかかる衆参両院農林水産委員会決議の遵守。

政府は平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉の参加に関する件についてを遵守するとともに決議が遵守できない場合にはＴＰＰ交渉から脱退すること。

2、全ての国際貿易交渉における重要品目等の関税維持ＥＰＡ、ＦＴＡなどのすべての国際貿易交渉において重要品目などの関税など必要な措置を維持するとともに特に日豪ＥＰＡ交渉については平成18年12月の衆参両院農林水産委員会における決議日豪ＥＰＡの交渉開始に関する件を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣、ＴＰＰ担当大臣であります。

提出者は私諸岡、賛成者は小口議員、齊藤議員、中野議員、山本議員であります。

以上、議員の皆様の真摯なる協議の中この提案が通りますようお願い申し上げて説明にかえさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君）　趣旨説明が終わりましたので意見書案第1号について質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君）　別段質疑がないようでございますのでこれで終了致します。

討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君）　討論なしと認めます。

これから意見書案第1号　ＴＰＰ交渉等国際貿易交渉にかかる意見書案について採決をいたします。

意見書案第1号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、意見書案第1号 TPP交渉等国際貿易交渉にかかる意見書案は原案の通り可決し意見書を提出することと決定をいたしました。

只今から暫時休憩をいたします。

再開は13時45分といたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

○議長（倉兼政彦君） 時間の前ですが休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中に町側から追加議案が提出されております。

追加議案は、議案第24号 平成25年度一般会計補正予算第10号の1件であります。

追加議案を日程に追加し議案第24号 平成25年度一般会計補正予算第10号を追加日程第25として議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、議案第24号 平成25年度一般会計補正予算第10号を日程第25として議題とすることに決定をいたしました。

只今から資料を配布いたします。

（資料、配布）

◎ 日程第25 議案第24号

○議長（倉兼政彦君） それでは、次、日程第25 議案第24号 平成25年度一般会計補正予算第10号を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第24号 平成25年度一般会計補正予算第10号について提案説明を申し上げます。

この補正予算につきましては先ほど議決をいただいた平成26年度補正予算第1号で減額した美深中学校改修・改築工事、美深町学校給食センター建設工事について平成25年度予算に措置しようとするものであります。事業費総額については変わりませんが、財源については過疎債から補正予算債に切り替えるなどの見直しを行っています。またこれらの事業費は平成26年度に使用するものでありますのでこの全額を繰越明許費とし2ヵ年にわたる事業費として継続費の議決をいただいている美深中学校改修・改築工事について

平成25年度の支払い額が確定いたしますのでこれを補正いたします。

以上によりまして、平成25年度一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ9億8,526万2千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ57億6,482万1千円となるものでございます。

以上、よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） それでは議案第24号の説明をさせていただきます。別冊配布の議案書をごらんください。

議案第24号 平成25年度美深町一般会計補正予算第10号

平成25年度美深町一般会計補正予算第10号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段質疑がないようでございますので質疑を終了致します。

これから議案第24号について討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号 平成25年度一般会計補正予算第10号について採決を行います。

議案第24号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第24号 平成25年度一般会計補正予算第10号は原案の通り可決されました。

これで本定例会に付議されました案件の一切が終了いたしました。

会議をこれで閉じます。

これで平成26年第1回美深町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労様でした。

散会 午後 3時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 倉兼政彦

署名議員 岩崎泰好

署名議員 齊藤和信